

目 次

(平成 25 年)

第 4 回臨時会

第 1 日目 (8 月 2 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 39 号 平成 25 年度中城村一般会計補正予算 (第 2 号)	3
議案第 40 号 物品購入等の契約について	7
決議第 5 号 県内への M V 22 オスプレイ追加配備に関する抗議決議	9
意見書第 6 号 県内への M V 22 オスプレイ追加配備に関する意見書	9
決議第 6 号 南西石油株式会社で発生した爆発事故に厳重に抗議する決議	13

第 5 回臨時会

第 1 日目 (8 月 23 日)

会議録署名議員の指名	19
会期の決定	19
決議第 7 号 米軍 H H 60 救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議	19
意見書第 7 号 米軍 H H 60 救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書	19

第 6 回定例会

第 1 日目 (9 月 6 日)

会議録署名議員の指名	27
会期の決定	27
諸般の報告	27
行政報告	28
議案第 41 号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について	31
議案第 42 号 中城村税条例の一部を改正する条例	32
議案第 43 号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例	53
議案第 52 号 中城村立南上原小学校 (仮称) 建設基金条例を廃止する条例	55
議案第 44 号 平成 25 年度中城村一般会計補正予算 (第 3 号)	56
議案第 45 号 平成 25 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	61

議案第46号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	63
議案第47号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	64
議案第48号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	66
議案第49号	平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）	68
議案第50号	平成25年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）	69
報告第6号	平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	70
報告第7号	平成24年度決算に係る健全化判断比率について	71
報告第8号	平成24年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）	72
報告第9号	平成24年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）	72
報告第10号	平成24年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）	73

第2日目（9月7日） 休 会（土）

第3日目（9月8日） 休 会（日）

第4日目（9月9日）

認定第1号	平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	77
認定第2号	平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	85
認定第3号	平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	91
認定第4号	平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	94
認定第5号	平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	97
認定第6号	平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	100
認定第7号	平成24年度中城村水道事業会計決算認定について	102
議案第51号	平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	102

第5日目（9月10日）

議案第41号	中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について	115
議案第42号	中城村税条例の一部を改正する条例	115
議案第43号	中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例	115
議案第52号	中城村立南上原小学校（仮称）建設基金条例を廃止する条例	121
議案第44号	平成25年度中城村一般会計補正予算（第3号）	121
議案第45号	平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	122

議案第46号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	122
議案第47号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	123
議案第48号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	123
議案第49号	平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）	124
議案第50号	平成25年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）	124

第6日目（9月11日）

認定第1号	平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	127
認定第2号	平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	127
認定第3号	平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	127
認定第4号	平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	127
認定第5号	平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	128
認定第6号	平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	128
認定第7号	平成24年度中城村水道事業会計決算認定について	128
議案第51号	平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	128

第7日目（9月12日） 委員会（木） 委員会審議

第8日目（9月13日） 委員会（金） 委員会審議

第9日目（9月14日） 休 会（土）

第10日目（9月15日） 休 会（日）

第11日目（9月16日） 休 会（月） 敬老の日

第12日目（9月17日） 委員会（火） 委員会審議

第13日目（9月18日） 委員会（水） 委員会審議（委員長総括）

第14日目（9月19日） 委員会（木） 委員会審議（連合審査）

第15日目（9月20日）

一般質問

2番 新垣博正議員	133
7番 仲座勇議員	141
9番 仲眞功浩議員	148
15番 新垣善功議員	159
第16日目(9月21日) 休 会(土)	
第17日目(9月22日) 休 会(日)	
第18日目(9月23日) 休 会(月) 秋分の日	
第19日目(9月24日)	
一般質問	
1番 伊佐則勝議員	173
3番 金城章議員	176
5番 新垣光荣議員	182
8番 仲宗根哲議員	193
第20日目(9月25日)	
一般質問	
11番 新垣健二議員	197
6番 與那覇朝輝議員	202
議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例	209
認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	210
認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	212
認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	213
認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	215
認定第5号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	216
認定第6号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	217
認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定について	218
議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	218
陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)	220
陳情第11号 県産品の優先使用について(要請)	220
陳情第14号 平成26年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書	222

陳情第15号	「30人以下学級」早期実現に関する陳情	222
陳情第16号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書	223

第4回 臨時会

平成25年第4回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成25年 8 月 2 日

会 期 1 日間

閉 会 平成25年 8 月 2 日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	8 月 2 日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第39号、40号の説明、質疑、討論、採決 決議第 5 号、6 号、意見書第 6 号の説明、質 疑、討論、採決、閉会

平成25年第4回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成25年 8 月 2 日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成25年 8 月 2 日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成25年 8 月 2 日 （午後 0 時31分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	8 番	仲宗根 哲	9 番	仲 眞 功 浩
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議事日程第1号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第39号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第2号）
第 4	議案第40号 物品購入等の契約について
第 5	決議第5号 県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する抗議決議
第 6	意見書第6号 県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する意見書
第 7	決議第6号 南西石油株式会社で発生した爆発事故に厳重に抗議する決議

議長 比嘉明典 おはようございます。ただいまから平成25年第4回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時19分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番 仲宗根 哲議員及び9番 仲眞功浩議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日8月2日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日8月2日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第39号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第39号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第39号

平成25年度中城村一般会計補正予算(第2号)

平成25年度中城村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,733千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,903,758千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年8月2日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款       | 項      | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|---------|--------|---------|--------|---------|
| 15 県支出金 |        | 896,912 | 74,145 | 971,057 |
|         | 2 県補助金 | 621,901 | 74,145 | 696,046 |

| 款      | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------|---------|-----------|--------|-----------|
| 18 繰入金 |         | 55,328    | 17,588 | 72,916    |
|        | 2 基金繰入金 | 55,327    | 17,588 | 72,915    |
| 歳入合計   |         | 5,812,025 | 91,733 | 5,903,758 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款      | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------|---------|-----------|--------|-----------|
| 4 衛生費  |         | 780,631   | 450    | 781,081   |
|        | 1 保健衛生費 | 353,619   | 450    | 354,069   |
| 7 商工費  |         | 70,057    | 55,461 | 125,518   |
|        | 1 商工費   | 70,057    | 55,461 | 125,518   |
| 8 土木費  |         | 687,163   | 1,516  | 688,679   |
|        | 4 都市計画費 | 257,991   | 1,516  | 259,507   |
| 10 教育費 |         | 753,083   | 34,306 | 787,389   |
|        | 2 小学校費  | 149,810   | 0      | 149,810   |
|        | 5 社会教育費 | 302,620   | 8,068  | 310,688   |
|        | 6 保健体育費 | 103,724   | 26,238 | 129,962   |
| 歳出合計   |         | 5,812,025 | 91,733 | 5,903,758 |

それでは歳入のほうから、第1表歳入歳出予算補正。歳入、15款県支出金、2項県補助金、補正前の額6億2,190万1,000円、補正額7,414万5,000円、合計で6億9,604万6,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額5,532万7,000円、補正額1,758万8,000円、合計で7,291万5,000円。

歳入合計、補正前の額58億1,202万5,000円、補正額9,173万3,000円、合計で59億375万8,000円。

続いて歳出でございます。歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億5,361万9,000円、補正額45万円、合計で3億5,406万9,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額7,005万7,000円、補正額5,546万1,000円、合計で1億2,551万8,000円。

8款土木費、4項都市計画費、補正前の額2億5,799万1,000円、補正額151万6,000円、合計で2億5,950万7,000円。

10款教育費、2項小学校費、補正前の額1億4,981万円、補正額ゼロ、合計も1億4,981万円。5項社会教育費、補正前の額3億262万円、補正額806万8,000円、合計で3億1,068万8,000円。6項保健体育費、補正前の額1億372万4,000円、補正額2,623万8,000円、合計で1億2,996万2,000円。

歳出合計、補正前の額58億1,202万5,000円、補正額9,173万3,000円、合計で59億375万8,000円。

以上でございます。詳細については副村長のほうから説明させていただきます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時23分）

~~~~~

再開（10時34分）

議長 比嘉明典 再開いたします。
これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
休憩いたします。

休憩（10時34分）

~~~~~

再開（11時28分）

議長 比嘉明典 再開いたします。  
質疑ありませんか。

5番 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 では、議案第39号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

先ほどの7款商工費、1項商工費、2目観光費の中の13節委託料、プロジェクションマッピングについてです。このプロジェクションマッピングで例としてハブ効果をねらったワイルドシーリングのもとで制作し実施していくというものなんですけれども、このハブ効果ですね、知名度を上げていく中城村でやるということで、知名度を上げていくということの中でインターネットを活用して知名度を上げていくんですけども、この場合、若者を中心とした活動を多分ねらっていると思うんですが、この辺の具体的な数字ですね。どれぐらいの客数をねらって、どのような効果をねらってこのプロジェクションマッピングを行っていくのか。それ相応じゃないと、これだけ投資していくわけですから、この辺をどう考えているかお伺いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

中城城跡ライトアップ事業の中のプロジェクションマッピング制作の委託料の御質疑ですが、

御承知のとおり、中城城跡は風光明媚な世界遺産、中城城跡を観光振興の目玉として村は推進しているところであります。城跡のライトアップを行い、普段日中しか行えない中城城跡の観光を、光の演出によって日没後も観覧できるように観光メニューとして提供できるものと考えております。やはり集客増に、客数ということですが、村としては基本計画にも示したとおり15万人を目指して努力していきたいと考えております。

プロジェクションマッピングの効果としまして、若者が中心ということもありますが、県内で唯一の夜の観光スポットに位置づけたいと。それから当然、中城村を国内外にPRする画期的なイベントになるのではないかと考えております。将来的には、中城村の活性化に大きく展開していこうということですが、課題もありまして、やはりストーリー性を十分組み込んで、その客層に対応できるようなストーリー性のイベントを持たなければならないだろうかというふうにも考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今お聞きした目標15万人、それで夜の観光ということで、客層としてはストーリー性を持たせてどの層にも対応できるような客層でやりたいということなんですけど、今、この公園が県営公園となり整備されるとおのずと15万人になると思います。しかし、それではこの効果があったかもわからないし、整備される前にこの3年ですね、もうやって、このマッピングもあちらこちらでやって、もう効果が出てきていないところも出ているという発想です。これを行って一、二年で今8万人ですか。北中城村のひまわりが4万人ですね、あのひまわりだけでですね。世界遺産を持っている中城城跡を構えてこの1億円を投資していくわけですから、それに向けて1年、2年後に15

万人というのは、この目標15万人でいいのか。それともやっぱり10万人しかできないのか、課長の考え方として、もう観光推進課に来て3年目に入るとしますので、その辺をしっかりと目標としてどのぐらいの目標を課として立てているのか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

課としての観光推進の目標という御理解をしております。中城村の観光振興事業についての3年間のものをまとめてありますが、ちょっとこれを説明していきたいと思えます。

まず中城村の観光振興事業の中で、この3年間で、課題としては中城城跡1本の観光客、施設だという認識をしておりますが、琉球王国のグスク関連遺産群、2000年に登録されましたが、この資料については課設置した当時の振興計画の中での、その課の振興計画の中の資料なんです。平成22年の資料ですが、入場者数が現在で8万人余りです。勝連城跡が10万人、それから座喜味城跡が20万人、今帰仁城跡が24万人、斎場御嶽が38万人という数字がありまして、なぜ中城が8万人なのかということ疑問に思って、この関連遺産群の中で我々独自で単独にアンケート調査をしたら、中城村及び中城城跡をほとんど本土の人たちが知らないという結果がここで出てきました。そこでその2カ年間で中城村をどういうふうにPRしたいかということで、各地での観光客の考え方をしますと、観光客はやはりなぜ沖縄に来るか、どういう認識方かということになると、観光情報誌を主に使っていると。それからパンフレット、観光業界が出すパンフレット。中でも若者はインターネット、旅行会社からのパッケージというふうなもので、やはりPR不足が目に見えていて。その当時、観光ガイドマップ等々もありません

でしたので、そういうふうに課題を見つけております。

その中でこれまで行ったものについては、とよむ中城文化遺産活性化事業を導入しまして、観光案内の情報配信システムをもう確立しております。これは世界に発信できるように7カ国語でインターネットを配信しております。これはとよむ中城で検索すれば出てくるというところで、もう確立をしております。それから各自自治会の文化財のビデオ化も行ってきました。さらに琉球大学との連携事業としましては、奥間、それから新垣集落についての観光散策ルートも事業化していきます。観光誘客事業としましてはNPO法人の商工会の民泊事業も走ってきているということでもあります。

城跡の中でもやはりイベントを開催しております。大きいものではわけてだを見る集いなども考えております。それらをPRするためにはマスコットキャラクターも今回誕生させてPR活動をしています。さらに今年度はいろいろ一括交付金を使いまして、今回予算計上させている事業をお願いしているところです。ですから、目標としてもやはり村としては15万人は目標値としておいています。さらに声が出るように職員一同、協力しながら頑張りたいと思っています。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、課題についてつぶしていったということで、この課題が着実につぶしていったのであれば、そろそろ観光客の8万人を超えてもいいんじゃないか。一気に10万人を超えてはいるんじゃないかと思えます。そうじゃないと、これは間違っているということになりますよ。しっかり10万人を今年、この3年で1億円を投入していくわけですから、しっかり10万人、今年、来年で10万人を超えていただきたいと思えます。

そしてこのプロジェクションマッピングなん

ですけれども、もうあちこちで出ていて、ほとんど効果がなくなっていった、沖縄では初めてということでは説明など、相当な集客が見込まれて、これが沖縄ではチャンスだと思っております。それをチャンスと捉えた場合、どのような広報で生み出したのが効果があるかということです。やっぱり a u とか CM に乗せたプロジェクションマッピングが成功しています。そうであれば、地元のオリオンビールとその辺の媒体を、CM で流せるような提案を沖縄電力と CM で中城城跡、吉の浦発電所が稼働しているわけですから、沖縄電力の CM にこのプロジェクションマッピングを活用していただき、オリオンビールの CM で、そういうふうな 1 回きりの CM で効果で終わるのではなくて、相手の広告に乗せることによってこのハブ効果を二重、三重に効果を出せるように政策をやっていたかと思っております。以上です。この辺はしっかりやっていけるかどうか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

プロジェクションマッピングの CM 活動ということですが、やはり今回、一括交付金で国の補助事業をいただいているところです。やっぱり営利的なものには今回は使えないと思いますが、今後継続していく予定でございますので、その辺は十分すばらしい御提案をいただきましたので、努力させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で 5 番 新垣光栄議員

の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これでは質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 39 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第 39 号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 39 号 平成 25 年度中城村一般会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第 39 号 平成 25 年度中城村一般会計補正予算(第 2 号)は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 40 号 物品購入等の契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第 40 号 物品購入等の契約について御提案申し上げます。

議案第 40 号

物品購入等の契約について

中城小学校・津覇小学校備品（情報機器）購入業務について、下記のとおり物品購入等契約を締結することについて議会の議決を求める。

記

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 1 契約の目的                 | 中城小学校・津覇小学校備品（情報機器）購入業務 |
| 2 契約の金額                 | 金 29,505,000円           |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 1,405,000円            |
| 3 契約の相手方                | 住所 浦添市港川458番地           |
|                         | 商号 株式会社 オキジム            |
|                         | 氏名 代表取締役 新里 勇           |

平成25年 8月 2日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

中城小学校・津覇小学校備品（情報機器）購入業務の物品購入等契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、この案を提出するものである。

後ろのほうには契約書の写しなどがござい  
ますので、御参照いただきたいと思いま  
す。以上  
でございます。

議長 比嘉明典 これ提案理由の説明を終  
わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時45分）

~~~~~

再開（12時00分）

議長 比嘉明典 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思いま
す。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第40号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第40号 物品購入等の契約を採
決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第40号 物品購入等の契約は

原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（12時01分）

~~~~~

再 開（12時15分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 決議第5号 県内へのMV22オス  
プレイ追加配備に関する抗議決議及び日程第6  
意見書第6号 県内へのMV22オスプレイ追加

配備に関する意見書は関連いたしますので、案  
件を一括してよろしいか伺います。よろしいで  
すか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

本件について提案者の説明を求めます。

新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 では、読み上げて抗議  
決議と提案をしていきたいと思います。

決議第5号

平成25年8月2日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

中城村議会議員 新垣博正

県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

（提案理由）

村民及び県民の生命、安全、生活環境を守る立場から、県内へのオスプレイ追加配備に強  
く抗議するとともに、米軍普天間飛行場の固定化に強く反対し、オスプレイ全機の撤収と米  
軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求するため。

県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する抗議決議（案）

防衛省は、MV22オスプレイ12機が7月30日山口県岩国基地に到着し機能確認飛行等実施後、  
順次、米軍普天間飛行場に移動すると発表した。

オスプレイの県内配備については過去、沖縄県議会をはじめ、県内41市町村全てに於いてオス



ブレイ配備に抗議する決議が可決され、さらに昨年9月9日には、「オスブレイ配備に反対する沖縄県民大会」が開催され、オスブレイ配備計画の即時撤回と米軍普天間飛行場の閉鎖、撤去を求める決議が採択された。

それにもかかわらず、日米両政府は、同年9月19日の日米合同委員会に於いて「安全確保策」で正式合意し、安全宣言を発表して、同年10月1日、米軍普天間飛行場にオスブレイ12機を配備した。

しかし同安全宣言は、「できる限り」「可能な限り」などの米軍の恣意的運用を可能にする条件付きのものとなっている上、オスブレイの配備後に沖縄県が飛行合意違反と指摘した318件についても、5月27日、日本政府は、米軍は合意事項を遵守し「明確な違反は確認されていない」との調査結果を発表している。

このような状況下に於いて、8月にはさらにオスブレイ12機を追加配備することは、県民の思いを踏みにじる暴挙である。現在日常的に本村上空を昼夜を問わず飛行している状態で、村民・県民の騒音・環境問題に対する怒りと不安、墜落への恐怖は払拭されておらず、あまりにも県民の声を無視し続ける両政府の対応は、言語道断で到底容認できるものではない。

よって本村議会は、村民及び県民の生命、安全、生活環境を守る立場から、県内へのオスブレイ追加配備に強く抗議するとともに、米軍普天間飛行場の固定化に強く反対し、オスブレイ全機の撤収と米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求する。

上記の通り決議する。

平成25年8月2日

沖縄県中城村議会

(宛先)

駐日米国大使

在日米軍司令官

在日米軍沖縄地域調整官

在沖米国総領事

意見書第6号

平成25年8月2日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

中城村議会議員 新垣博正

### 県内へのM V22オスプレイ追加配備に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

村民及び県民の生命、安全、生活環境を守る立場から、県内へのオスプレイ追加配備に強く抗議するとともに、米軍普天間飛行場の固定化に強く反対し、オスプレイ全機の撤収と米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求するため。

### 県内へのM V22オスプレイ追加配備に関する意見書(案)

防衛省は、M V22オスプレイ12機が7月30日山口県岩国基地に到着し機能確認飛行等実施後、順次、米軍普天間飛行場に移動すると発表した。

オスプレイの県内配備については過去、沖縄県議会をはじめ、県内41市町村全てに於いてオスプレイ配備に抗議する決議が可決され、さらに昨年9月9日には、「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」が開催され、オスプレイ配備計画の即時撤回と米軍普天間飛行場の閉鎖、撤去を求める決議が採択された。

それにもかかわらず、日米両政府は、同年9月19日の日米合同委員会に於いて「安全確保策」で正式合意し、安全宣言を発表して、同年10月1日、米軍普天間飛行場にオスプレイ12機を配備した。

しかし同安全宣言は、「できる限り」「可能な限り」などの米軍の恣意的運用を可能にする条件付きのものとなっている上、オスプレイの配備後に沖縄県が飛行合意違反と指摘した318件についても、5月27日、日本政府は、米軍は合意事項を遵守し「明確な違反は確認されていない」との調査結果を発表している。

このような状況下に於いて、8月にはさらにオスプレイ12機を追加配備することは、県民の思いを踏みにじる暴挙である。現在日常的に本村上空を昼夜を問わず飛行している状態で、村民・県民の騒音・環境問題に対する怒りと不安、墜落への恐怖は払拭されておらず、あまりにも県民の声を無視し続ける両政府の対応は、言語道断で到底容認できるものではない。

よって本村議会は、村民及び県民の生命、安全、生活環境を守る立場から、県内へのオスプレイ追加配備に強く抗議するとともに、米軍普天間飛行場の固定化に強く反対し、オスプレイ全機

の撤収と米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 8 月 2 日

沖縄県中城村議会

(宛先)

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

以上であります。よろしくお願ひいたします。  
議長 比嘉明典 これて提案理由の説明を終わります。

これより 1 件ずつ質疑、採択を行いたいと思ひます。

これから決議第 5 号 県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する抗議決議の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第 5 号は、会議規則第39条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第 5 号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから決議第 5 号 県内へのMV22オス

プレイ追加配備に関する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第 5 号 県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する抗議決議は原案のとおり可決されました。

意見書第 6 号について、これより質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第 6 号は、会議規則第39条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第 6 号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから意見書第6号 県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第6号 県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する意見書は原案のとおり可決されました。

日程第7 決議第6号 南西石油株式会社で発生した爆発事故に厳重に抗議する決議を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員

決議第6号

平成25年8月2日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 仲宗根 哲

賛成者

中城村議会議員 新垣 光栄

中城村議会議員 新垣 博正

南西石油株式会社で発生した爆発事故に厳重に抗議する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

去る7月19日に、西原町字小那覇に所在する南西石油株式会社構内で爆発事故が発生した。本件事故は、村民の生命・財産を奪う大惨事になりかねない重大事故である。

よって、中城村議会は、南西石油株式会社代表取締役社長に厳重に抗議するとともに、別紙のとおり強く要求する。

南西石油株式会社で発生した爆発事故に厳重に抗議する決議(案)

去る7月19日午前11時38分頃、西原町字小那覇に所在する南西石油株式会社構内で爆発事故が発生した。

6月6日には火災事故が発生しており、いずれも村民の生命・財産を奪う大惨事になりかねない重大事故である。

社内における事故調査報告によると、本件事故は、製油所の定期整備を終え運転再開に向けての準備作業中に起きており、炉内換気後のガス濃度測定を実施せずにパイロットガスの点火作業を行ったことが原因であると認めており、人為的なミスが明らかとなっている。

また、これまでも施設の老朽化に起因する油流出事故が度々発生しており、度重なる重大事故に、村民は大きな衝撃を受け、不安と恐怖が広がっている。

よって、本村議会は、村民の生命・財産を奪う大惨事になりかねない本件事故に対して、厳重に抗議するとともに、貴社に対して下記事項を強く要求する。

#### 記

- 1 外部識者による事故原因の調査及び真相究明を実施すること。
- 2 社員への安全管理の徹底及び作業手順の遵守を図ること。
- 3 老朽化した施設の点検及び整備・補修を早急に行い、施設管理に万全を期すこと。
- 4 事故の再発防止策を速やかに構築し、二度と同様な事故が発生しないように、安全及び防災体制に万全を期すこと。

以上、決議する。

平成25年 8月 2日

沖縄県中城村議会

(宛先)

南西石油株式会社代表取締役社長

以上です。

議長 比嘉明典 これて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから決議第6号 南西石油株式会社で発生した爆発事故に厳重に抗議する決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第6号 南西石油株式会社で発生した爆発事故に嚴重に抗議する決議は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 ( 1 2 時 3 1 分 )

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 仲宗根 哲

中城村議会議員 仲 眞 功 浩

# 第5回 臨時会





## 平成25年第5回中城村議会臨時会（第1日目）

|                                                 |                 |                        |         |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成25年 8月23日（金）  |                        |         |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 平成25年 8月23日 （午前10時00分） |         |         |
|                                                 | 閉 会             | 平成25年 8月23日 （午前10時24分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝                | 9 番     | 仲 眞 功 浩 |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正                | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                  | 11 番    | 新 垣 健 二 |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正                | 12 番    | 宮 城 治 邦 |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄                | 13 番    | 仲 村 春 光 |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝                | 14 番    | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                  | 15 番    | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                  | 16 番    | 比 嘉 明 典 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                        |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 10 番            | 安 里 ヨシ子                | 11 番    | 新 垣 健 二 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                  | 議 事 係 長 | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名                                |
|-----|------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名                         |
| 第 2 | 会期の決定                              |
| 第 3 | 決議第7号 米軍H H60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議 |
| 第 4 | 意見書第7号 米軍H H60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書 |

議長 比嘉明典 では皆さん、おはようございます。ただいまより平成25年第5回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番 安里ヨシ子議員及び11番 新垣健二議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日8月23日のみにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日8月23日の1日間に決定しました。

休憩いたします。

休憩(10時01分)

~~~~~

再開(10時13分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第3 決議第7号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議及び日程

第4 意見書第7号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書は関連いたしますので、案件について一括してよろしいか伺います。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

では、本件について決議第7号、意見書第7号について提案者の説明を求めます。

新垣博正議員。

2番 新垣博正議員

決議第7号

平成25年8月23日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

中城村議会議員 新垣徳正

米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

これまで相次いで発生した米軍専用機の墜落事故等に対し、日米両政府に事故の原因究明と再発防止や航空機の安全管理の徹底等の申し入れを行っているにもかかわらず、墜落事故がま

た発生した。

村民及び県民の生命・財産を守る立場から、別紙抗議決議を提案し関係機関へ提出、今後の改善を強く要求するため。

米軍H H60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議（案）

8月5日午後4時ごろ、米軍キャンプ・ハンセン訓練場内で、嘉手納基地所属の米軍H H60救難用ヘリコプター1機が墜落炎上、乗員1名が死亡する事故が発生した。日米両政府がMV22オスプレイの追加配備を強行しようとしていることに対し、県民挙げて強い反対運動を行っているさなかのことである。

墜落現場は、宜野座村松田の住宅地から北西約2キロ離れた大川ダムの北端で、東側約1キロには沖縄自動車道が走っており、付近の松田区には保育所、幼稚園、小学校もあり、一步間違えば住民を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものであり、県民に大きな不安と恐怖を与えている。

墜落したH H60救難用ヘリコプターについては、これまでもトラブルによる緊急着陸を起こしており、去る6月5日には東村高江の県道から250メートル離れた北部訓練場内に緊急着陸している。また、復帰後の米軍機の墜落事故は県が把握しただけで昨年未までに43件に上り、今年5月の沖縄本島東の米軍訓練海域上でのF15戦闘機の墜落事故や今回の事故を含めると復帰後45件の墜落事故が発生しており、1年に1回以上墜落事故を起こしていることになる。

本県では、これまで相次いで発生した戦闘機やその他の航空機による墜落事故等に対し、県議会をはじめ中城村議会等関係機関が日米両政府に事故の原因究明と再発防止や航空機の安全管理の徹底等の申し入れを行っているにもかかわらず、墜落事故がまた発生したことは誠に遺憾である。

よって、中城村議会は、村民及び県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し断固抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 今後県内における米軍H H60救難用ヘリコプターの飛行を中止すること。
- 3 米軍所属の軍用機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して機体の安全管理と事故の防止策を講ずること。

以上、決議する。

平成25年 8月23日

沖縄県中城村議会

あて先

駐日米国大使

在日米軍司令官

在日米軍沖縄地域調整官

在沖米国総領事

第18航空団司令官

意見書第7号

平成25年 8月23日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

中城村議会議員 新垣徳正

米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

これまで相次いで発生した米軍専用機の墜落事故等に対し、日米両政府に事故の原因究明と再発防止や航空機の安全管理の徹底等の申し入れを行っているにもかかわらず、墜落事故がまた発生した。

村民及び県民の生命・財産を守る立場から、別紙意見書を提案し関係機関へ提出、今後の改善を強く要求するため。

米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書(案)

8月5日午後4時ごろ、米軍キャンプ・ハンセン訓練場内で、嘉手納基地所属の米軍HH60救難用ヘリコプター1機が墜落炎上、乗員1名が死亡する事故が発生した。日米両政府がMV22オ

スプレイの追加配備を強行しようとしていることに対し、県民挙げて強い反対運動を行っているさなかのことである。

墜落現場は、宜野座村松田の住宅地から北西約2キロ離れた大川ダムの北端で、東側約1キロには沖縄自動車道が走っており、付近の松田区には保育所、幼稚園、小学校もあり、一歩間違えば住民を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものであり、県民に大きな不安と恐怖を与えている。

墜落したHH60救難用ヘリコプターについては、これまでもトラブルによる緊急着陸を起こしており、去る6月5日には東村高江の県道から250メートル離れた北部訓練場内に緊急着陸している。また、復帰後の米軍機の墜落事故は県が把握しただけで昨年未までに43件に上り、今年5月の沖縄本島東の米軍訓練海域上でのF15戦闘機の墜落事故や今回の事故を含めると復帰後45件の墜落事故が発生しており、1年に1回以上墜落事故を起こしていることになる。

本県では、これまで相次いで発生した戦闘機やその他の航空機による墜落事故等に対し、県議会をはじめ中城村議会等関係機関が日米両政府に事故の原因究明と再発防止や航空機の安全管理の徹底等の申し入れを行っているにもかかわらず、墜落事故がまた発生したことは誠に遺憾である。

よって、中城村議会は、村民及び県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し断固抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 今後県内における米軍HH60救難用ヘリコプターの飛行を中止すること。
- 3 米軍所属の軍用機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して機体の安全管理と事故の防止策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年8月23日

沖縄県中城村議会

あて先
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

以上です。

議長 比嘉明典 これて提案理由の説明を終わります。

これから決議第7号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから決議第7号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、決議第7号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議は原案のとおり採択することに決定されました。

意見書第7号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

意見書第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第7号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書は原案のとおり採択することに決定されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本臨時会はこれで閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (1 0 時 2 4 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

中城村議会議員 新 垣 健 二

第6回 定例会

平成25年第6回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成25年9月6日

会 期 20 日間

閉 会 平成25年9月25日

日 次	月 日	曜 日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	9 月 6 日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告 議案第41号、42号、43号、44号、45号、46号、 47号、48号、49号、50号、52号に対する説明 報告第6号、7号、8号、9号、10号に対する 説明
第 2 日	9 月 7 日	土	\	休 会	
第 3 日	9 月 8 日	日	\	休 会	
第 4 日	9 月 9 日	月	午前10時	本 会 議	認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、 7号に対する説明 議案第51号に対する説明 村内視察
第 5 日	9 月 10 日	火	午前10時	本 会 議	議案第41号、42号、43号、44号、45号、46号、 47号、48号、49号、50号、52号に対する質疑、 討論、採決
第 6 日	9 月 11 日	水	午前10時	本 会 議	認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、 7号に対する質疑 議案第51号に対する質疑 委員会付託
第 7 日	9 月 12 日	木	午前10時	委 員 会	委員会審議
第 8 日	9 月 13 日	金	午前10時	委 員 会	委員会審議
第 9 日	9 月 14 日	土	\	休 会	
第 10 日	9 月 15 日	日	\	休 会	
第 11 日	9 月 16 日	月	\	休 会	敬老の日
第 12 日	9 月 17 日	火	午前10時	委 員 会	委員会審議
第 13 日	9 月 18 日	水	午前10時	委 員 会	委員会審議（委員長総括）
第 14 日	9 月 19 日	木	午前10時	委 員 会	委員会審議（連合審査）
第 15 日	9 月 20 日	金	午前10時	本 会 議	一般質問 4 名
第 16 日	9 月 21 日	土	\	休 会	
第 17 日	9 月 22 日	日	\	休 会	
第 18 日	9 月 23 日	月	\	休 会	秋分の日
第 19 日	9 月 24 日	火	午前10時	本 会 議	一般質問 4 名
第 20 日	9 月 25 日	水	午前10時	本 会 議	一般質問 2 名 委員長報告、意見書等採択

閉会

平成25年第6回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成25年9月6日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成25年9月6日（午前10時00分）		
	散 会	平成25年9月6日（午後0時36分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 6	議案第42号 中城村税条例の一部を改正する条例
第 7	議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例
第 8	議案第52号 中城村立南上原小学校（仮称）建設基金条例を廃止する条例
第 9	議案第44号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第3号）
第 10	議案第45号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第 11	議案第46号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第 12	議案第47号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 13	議案第48号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第 14	議案第49号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）
第 15	議案第50号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）
第 16	報告第6号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第 17	報告第7号 平成24年度決算に係る健全化判断比率について
第 18	報告第8号 平成24年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）
第 19	報告第9号 平成24年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）
第 20	報告第10号 平成24年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）

議長 比嘉明典 おはようございます。ただいまより平成25年第6回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番 宮城治邦議員及び13番 仲村春光議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日9月6日から9月25日までの20日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日9月6日より9月25日までの20日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成25年6月7日より、平成25年9月5日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成25年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。又、7月8日から7月31日までの間実施された平成24年度の決算審査の意見書を8月23日に村長に提出しております。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会報告について

一部事務組合議員及び介護保険広域連合議員・後期高齢者医療広域連合議員・東部清掃施設組合議員より、組合議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お

手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については7件受理し、9月3日の議会運営委員会で協議した結果、『地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)』と『県産品の優先使用について(要請)』は、建設常任委員会へ付託し、『平成26年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情』と『「30人以下学級」早期実現に関する陳情』は、文教社会常任委員会に付託します。また、『国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書』は、総務常任委員会へ付託します。残り2件の陳情等については資料配布にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

8月6日(火) 沖縄県町村議会議長会の定例役員会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

8月6日(火) 沖縄県町村交通災害共済組合議会の定例会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

8月7日(水) 沖縄県町村議会議長会の臨時総会が、北谷ニライセンターで開催されております。

8月7日(水) 沖縄県町村議会議長会主催の正副議長・正副委員長研修会が、北谷ニライセンターで開催されております。

5 中部町村議会議長会関係について

6月6日(木) 中部町村議会議長会の臨時会が、北谷町で開催されております。

7月12日(金) 中部町村議会議長会主催による県内(南部地区)視察研修が開催され、議長、事務局長が参加しております。

8月14日(水) 中部町村議会議長会主催の議員・職員研修会が西原町中央公民館で実施され、本村からも18名の議員・事務局

職員が参加しております。

8月19日(月) 中部町村議会議長会の臨時会が、北谷町で開催されております。

6 その他

6月9日(日) 中城村身体障害者福祉協会の総会が老人福祉センターで開催され、議長が出席しております。

6月23日(日) 平成25年度沖縄県全戦没者追悼式が平和祈念公園で開催され、議長が参加しております。

6月28日(金) 第44回中城村老人クラブ大会並びに第41回レクリエーション大会が吉の浦会館で開催され、副議長が出席しております。

7月1日(月) 中城村商工会からの地元産品奨励及び地元企業優先使用要請に副議長が出席しております。

7月3日(水) 第63回「社会を明るくする運動」法務大臣メッセージ伝達式が開催され、副議長が出席しております。

7月5日(金) 県産品優先使用について訪問要請があり、副議長が出席しております。

7月10日(水) 第14回「少年の主張大会」が吉の浦会館で開催され議長が出席しております。

7月10日(水) 兵庫県姫路市より「世界遺産・琉球王国のグスク及び関連遺産群を中心とした観光施策、文化財保護施策について」行政視察がありました。

7月13日(土) 中城村「青少年の深夜はいかい防止村民大会」が吉の浦会館で開催され、議長が激励の挨拶を述べております。

7月18日(木) 第63回「社会を明るくする運動」が北中城村で開催され、議長が出席しております。

7月30日(火) 中部広域市町村圏事務組合臨時会が沖縄市で開催され、議長が出席

しております。

7月30日(火) 「宜野湾地区安全なまちづくり推進協議会」が宜野湾市で開催され、副議長が出席しております。

8月2日(金) 第4回中城村議会臨時会が開催されております。

8月10日(土) 沖縄県農協中城支店事業報告会が吉の浦会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

8月23日(金) 第5回中城村議会臨時会が開催されております。

8月24日(土)～26日(月) 中部広域市町村圏事務組合広域交流25周年事業(新庄まつり)に議長が参加しております。

8月28日(水) 「地域活性化サミット」が宜野湾市で開催され、議長が出席しております。

8月28日(水) 平成25年度沖縄県石油コンビナート等総合防災訓練が、西原町の南西石油で実施され、副議長が参加しております。

9月3日(火) 山形県最上広域圏少年少女派遣交流団歓迎交流会が、うるま市で開催され議長が出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を抜粋して御報告申し上げます。行政報告、平成25年6月から平成25年8月でございます。

まず6月2日に、全国統一防災訓練、これは奥間地区での開催で参加をしております。

6月23日には、平成25年度の沖縄全戦没者追悼式、平和祈念公園に参列をさせていただいております。

6月28日には、沖縄県地域振興対策協議会理事会が自治会館のほうで行われて参加をしております。

同じく6月30日には、南小学校の初めての運動会が開かれております。

7月に入りますと、7月11日、第170回の県町村会定期総会がサザンプラザ海邦のほうであります、参加をしております。

7月30日、平成25年宜野湾地区安全なまちづくり推進協議会の総会に参加をしております。

8月6日、これは治水事業・砂防及び海岸事業予算の確保に向けての要請活動を東京のほうで行っております。

同じく8月15日、県土木建築部と中部市町村との行政懇談会がありました。参加をしております。

8月24日からは、交流25周年記念山形県の新庄まつりへ視察に行っております。

行政報告につきまして、今度は主要施策の執行状況の調書（第2・四半期分）でございます。

ページを開いていただきまして、課名、そして事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。

まず1ページ、企画課のほうでございます。13節、村HP多言語化事業、平成25年7月19日、随意契約、433万4,400円、株式会社アイアム。19節、自治会活動活性化補助事業、平成25年8月2日、補助金、200万円、（津覇・浜・安里・北上原）自治会でございます。19節、中城護佐丸まつり事業、平成25年8月27日、補助金、800万円、中城護佐丸まつり実行委員会。19節、中城村地域交通協議会補助金、平成25年7月30日、補助金、800万円、中城村地域交通協議会。

2ページは税務課でございます。13節、地籍異動修正業務、平成25年7月1日、随意契約、37万8,000円、株式会社リック。13節、土地システム評価委託業務、平成25年8月1日、随意契約、357万105円、協同組合沖縄県システム評価センター。13節、時点修正に関する業務委託、平成25年8月9日、随意契約、25万2,000円、

はまもと不動産鑑定、あい総合研究所。13節、eL-TAXシステム改修委託業務、平成25年6月24日、随意契約、139万6,500円、株式会社TKC。同じく13節、eL-TAXシステム改修委託業務、平成25年6月24日、随意契約、420万円、株式会社オーシーシー。

続いて都市建設課。13節、久場稲子原排水路調査測量設計業務、平成25年6月17日、指名競争入札、388万5,000円（87.5%）、沖成コンサルタント。13節、中城村字久場・泊地内不動産鑑定評価及び各地算定業務、平成25年7月23日、随意契約、128万1,000円、国土鑑定センター。13節、久場前浜原線用地測量業務、平成25年8月1日、指名競争入札、1,491万円（97.2%）、双葉測量設計。13節、災害対策避難路整備業務、平成25年7月25日、指名競争入札、136万5,000円（95.6%）、中央建設コンサルタント。15節、村道潮垣線南浜排水路整備工事、平成25年6月25日、指名競争入札、315万円（94.3%）、マール・デル・プラタ工業。

ページをめくっていただきまして、同じく都市建設課。15節、糸蒲公園整備工事（13工区）、平成25年7月8日、指名競争入札、1,036万5,600円（89.8%）、喜舎場石材。15節、災害対策避難路整備工事、平成25年8月20日、指名競争入札、1,341万9,000円（95%）、伊舎堂給水工事社。15節、南上原地区築造工事（25-2工区）、平成25年7月5日、指名競争入札、3,939万2,850円（88.2%）、株式会社新栄組。22節、物件補償、これは平成25年7月1日から8月22日までの随意契約で1億7,764万3,100円、これは南上原地内の10筆でございます。

続いて上下水道課。13節、中城村公共下水道現場技術委託業務、平成25年6月24日、指名競争入札、997万5,000円（97.1%）、双葉測量設計。13節、南上原地内調査測量設計委託業務（その1）、平成25年8月23日、指名競争入札、1,018万5,000円（97.9%）、匠エンジニアリン

グ。15節、南上原地内公共下水道工事（25 - 1）平成25年6月24日、指名競争入札、3,792万8,100円（90.3%）有限会社協伸建設。15節、南上原地内公共下水道工事（25 - 2）平成25年7月5日、指名競争入札、4,557万円（92.9%）有限会社協建。15節、南上原地内公共下水道工事（25 - 3）平成25年8月1日、指名競争入札、3,276万円（88.7%）有限会社ヒコ建設。

15節、南上原地内公共下水道工事（25 - 4）平成25年8月23日、指名競争入札、1,884万7,500円（96.1%）有限会社石原設備。

教育総務課。13節、ごさまる学力パワーアップ事業、平成25年6月20日、随意契約、1,033万2,000円、一般社団法人教育振興会。18節、中城小学校・津覇小学校備品（情報機器）購入業務、平成25年7月26日、指名競争入札、2,950万5,000円（95.3%）株式会社オキジム。18節、中城南小学校理科教材備品購入業務、平成25年8月26日、指名競争入札、314万8,425円（87%）ジムキ文明堂。

生涯学習課。11節、「中城城跡」発掘調査報告書Ⅴ印刷製本業務、平成25年8月12日、随意契約、147万円（91.5%）株式会社ちとせ印刷。13節、平成25年度中城城跡整備工事設計委託業務、平成25年8月1日、随意契約、97万6,500円（86.9%）株式会社真南風。13節、平成25年度中城城跡出土金属製品保存処理委託、平成25年7月1日、随意契約、210万円（95.1%）文化財サービス沖縄営業所。13節、平成25年度中城、これは城跡整備工事となっていますけれども、中城村文化財整備工事でございます。中城村文化財整備工事設計委託業務でございます。訂正のほうをお願いいたします。13節、平成25年度中城村文化財整備工事設計委託業務、平成25年8月1日、随意契約、126万円（97.7%）株式会社真南風。13節、平成25年度村内文化財詳細測量委託業務、平成25年7

月29日、指名競争入札、278万2,500円（96.3%）琉球サーベイ。

同じく生涯学習課。13節、中城城跡詳細測量委託業務、平成25年8月26日、指名競争入札、3,276万円（99.2%）株式会社琉球サーベイ。13節、平成25年度歴史の道航空撮影委託業務、平成25年6月10日、随意契約、42万円、スカイフォトサービス。13節、護佐丸歴史資料図書館調査設計業務、平成25年6月27日、指名競争入札、8,389万5,000円（92.9%）共同企業体アサト建築設計事務所、株式会社総合計画設計。13節、吉の浦公園野球場施設改修工事調査設計委託業務、平成25年6月27日、指名競争入札、252万円（94.1%）永技研株式会社。13節、中城村民体育館改修工事設計委託業務、平成25年8月26日、随意契約、123万9,000円（98.3%）大住設計。

13節、吉の浦公園内トイレ改修工事委託設計業務、平成25年8月27日、指名競争入札、231万円（83.9%）瀬名波建築設計事務所。13節、吉の浦会館駐車場フェンス設置設計委託業務、平成25年8月29日、随意契約、71万4,000円（85%）株式会社双葉測量設計。

以上でございます。

議長 比嘉明典 続いて教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。教育行政報告、平成25年6月から8月までの報告です。

6月3日、中学生・高校生海外短期留学派遣事業の第1回オリエンテーションが南城市で行われました。

7日、中頭地区市町村教育委員会連合会総会・研修会が宜野湾市消防本部で行われております。内容としまして、平成24年度の事業報告、平成24年度の歳入歳出決算、平成25年度の事業計画案、平成25年度の歳入歳出予算案について

行われました。

10日、中城村青少年育成村民会議総会が吉の浦会館ホールで行われております。

17日、第11回中城護佐丸まつり実行委員会が中城村役場第1会議室で行われております。

21日、第7回定例教育委員会会議が吉の浦会館小会議室で行われました。

26日、平成25年度宜野湾地区海浜安全連絡協議会総会が宜野湾警察署で行われております。

27日、中頭地区教育長会第3回定例会。行政説明と協議事項及び情報交換が中頭教育事務所で行われております。

30日、中城南小学校運動会が開催されました。

7月8日、中城村子ども会育成連絡協議会総会が教育相談室で行われております。

10日、少年の主張大会。中学生6名の代表の発表がありまして、中城中2年の我那覇ミズキさんの「自由な空を目指して」が最優秀賞に選ばれております。

11日、中学生・高校生海外短期留学派遣事業出発式。本村の中学生6名、高校生3名、アメリカのミネソタ州に派遣しております。出発式の予定が12日でしたが、台風接近によって前日に那覇空港を出発しております。

13日、中城村深夜はいかい防止村民大会が吉の浦会館ホールで行われました。

17日、平成25年度教育委員会施策に関する中頭地区協議会。内容としまして、行政説明としまして、沖縄県教育振興基本計画について。それから協議として、部活動のあり方について中頭教育事務所で行われております。

18日、第9回定例教育委員会会議。吉の浦会館中会議室で行っております。

24日、千葉県旭市・中城村児童交流事業歓迎交流会が行われており、旭市から児童20名、引率5名がお見えになりました。本村からは児童30名、これは昨年参加した児童6年生12名と、来年2月に交流事業に参加する5年生の18名、

それから教員5名が吉の浦会館大ホールで行われております。

30日、平成25年度宜野湾地区安全なまちづくり推進協議会が宜野湾市消防本部で行われております。

31日、西原町・中城村・北中城村共催による教育講演会。講師は琉球大学教育学部の教授、平田幹夫先生で、演題は「子供・保護者の叫びに寄り添う教師であるために」。吉の浦会館ホールで行われております。

8月3日、福岡県の福智町・中城村交流会で、福智町の児童が24名、引率11名が来村して、吉の浦会館ホールで行われました。

8日、第45回中頭地区学校給食研究協議大会が嘉手納町中央公民館で開催されております。

7日、護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会が吉の浦会館中会議室で行われました。

9日、中城村学校給食共同調理場運営委員会。内容としまして、運営委員の辞令交付。平成24年度の歳入歳出決算の承認について、中城村学校給食共同調理場会議室で行われました。

11日、小学生・中学生陸上交流大会。ごさまる陸上競技場で行われております。

23日、第11回定例教育委員会会議が吉の浦会館小会議室で行われました。

以上です。

議長 比嘉明典 以上で行政報告を終わります。

休憩いたします。

休憩(10時31分)

~~~~~

再開(11時17分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第41号 中城村固定資



産評価審査委員会委員の選任について御提案申  
し上げます。

議案第41号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の  
規定により議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字添石322番地  
氏 名 玉 井 恭 春  
生年月日 昭和25年 4 月21日生

平成25年 9 月 6 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

固定資産評価審査委員会委員が平成25年 9 月30日任期満了に伴い、新たに委員を選任する必要  
がある。

履歴書等が添付されておりますので、御参照  
をお願いいたします。

議長 比嘉明典 これて提案理由の説明を終  
わります。

日程第 6 議案第42号 中城村税条例の一部  
を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第42号 中城村税条例  
の一部を改正する条例について御提案申し上げ  
ます。

議案第42号

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治  
法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年9月6日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日にそれぞれ公布されました。それに伴い中城村税条例の一部を改正する必要がある。

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収）</p> <p>第47条の2 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> | <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収）</p> <p>第47条の2 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> |

- (1) (略)
- (2) (略)

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

#### 附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課

(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き村の区域内に住所を有する者でない者

- (2) (略)
- (3) (略)

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

#### 附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課

税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則14条の2の2第1項又は附則第14条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例)

第12条の3 当分の間、村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の第11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第3条第1項の規定は、適用しない。

税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項又は附則第14条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る村民税の課税の特例)

第12条の3 当分の間、村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の村民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第3条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) (略)

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の3第1

2 村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) (略)

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の3第1

項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該村民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) (略)

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該村民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。))を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲

(2) (略)

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第14条の2の2 村民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、

渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に  
係る課税譲渡所得等の金額(次項において準用  
する前条第2項第1号の規定により読み替えて  
適用される第34条の2の規定の適用がある場合  
には、その適用後の金額)をいう。)の100分の  
3に相当する金額に相当する村民税の所得割を  
課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用があ  
る場合について準用する。この場合において、  
同条第2項中「附則第14条の2第1項」とある  
のは「附則第14条の2の2第1項」と、「一般  
株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは  
「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、  
「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置  
法第37条の11第6項の規定により読み替えて準  
用される同法」と読み替えるものとする。

この条及び前条の規定その他のこの条例の規定  
を適用する。

- 2 村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税  
特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特  
定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を  
有する場合には、それぞれの特定管理口座)に  
係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若  
しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の  
委託がされている特定管理株式の譲渡(これに  
類するものとして令附則第18条の2第2項で定  
めるものを含む。以下この項において同じ。)を  
した場合には、令附則第18条の2第6項で定  
めるところにより、当該特定管理株式の譲渡に  
よる事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所  
得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法  
第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡によ  
る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得  
の金額とを区分して、これらの金額を計算する  
ものとする。

- 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で  
定めるところにより、第1項に規定する事実が  
発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第  
36条の2第1項又は第4項の規定による申告書  
(その提出期限後において村民税の納税通知書  
が送達される時までに提出されたもの及びその  
時までに提出された第36条の3第1項の確定申  
告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けよ  
うとする旨の記載があるとき(これらの申告書  
にその記載がないことについてやむを得ない理  
由があると村長が認めるときを含む。)に限  
り、適用する。



(特定口座を有する場合の村民税の所得計算の特例)

第14条の2の4 村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る村民税の所得計算の特例)

第14条の2の5 村民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 村民税の所得割の納税義務者が第33条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第14条の2の6 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第

12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の村民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の村民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第33条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第12条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第14条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」とする。

4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等

に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の村民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第6項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の村民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）の計算上控除する。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第12条の3第1項及び第2項並びに附則第14条の2第1項の規定の適用については、附則第12条の3第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第14条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、附則第14条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第14条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

6 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の村民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び

同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第14条の2の6第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第14条の2の6第6項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第14条の2の6第6項において準用する前条第5項」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第14条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同

じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の村民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第5項において準用する同条第5項の規定による申告

書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の村民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第14条の2第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第14条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

5 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の村民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第14条の3第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次の定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中

用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第14条の3第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第14条の3第5項において準用する前条第5項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次の定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中

「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)  
第14条の3の3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の村民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の村民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時ま



で提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

3 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の村民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは、「附則第14条の3の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第14条の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第14条の3の3第3項において

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に

準用する前条第5項」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の4第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の4第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に

係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第3項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第14条の3の2第4項」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中

係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の4第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の4第3項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の4第3項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第14条の3の4第4項」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中

「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第3項の規定による村民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の3の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44

「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の4第3項の規定による村民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の3の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44

年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の3の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。)については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(2) 附則第3条の4第1項、第12条の3及び第14条の2から第14条の3の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の村民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の村民税条例(以下「新条例」という。)第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項におい

て「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例第附則第3条の4、第12条の3及び第14条の2から第14条の3の2までの規定中個人の村民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人村民税について適用し、平成28年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

詳細につきましてはお手元に添付されております資料で説明をさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩 ( 1 1 時 2 0 分 )

~~~~~

再 開 (1 1 時 2 4 分)

議長 比嘉明典 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

<p>議案第43号</p> <p>中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例</p> <p>中城村水道事業給水条例（平成10年中城村条例第3号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>平成25年9月6日提出</p> <p style="text-align: right;">中城村長 浜 田 京 介</p> <p>提 案 理 由</p> <p>料金表の用途に連合専用を適用するため、中城村水道事業給水条例の一部を改正する必要がある。</p>
--

中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中城村水道事業給水条例（平成10年中城村条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は次の4種類とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 連合専用給水装置 1個のメーターによ</p>	<p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は次の3種類とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>

り2戸（世帯）以上で連合して使用するもの。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第22条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

（1）～（3）（略）

（4）連合専用給水装置の適用を受けるとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

（1）～（4）（略）

（5）連合専用給水装置の建物が増改築等により使用戸数に異動が生じたとき。

第4章 料金、加入金及び手数料

（料金の支払義務）

第26条 水道料金（以下「料金」という。）は水道の使用者又は代理人から徴収する。

2 （略）

3 共用給水装置又は連合専用給水装置によって水道を使用するものは、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第27条 料金は次の水道料金表の基本料金と超過料金との合計額（消費税相当額を含む。）とする。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第22条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

（1）～（3）（略）

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

（1）～（4）（略）

第4章 料金、加入金及び手数料

（料金の支払義務）

第26条 水道料金（以下「料金」という。）は水道の使用者又は代理人から徴収する。

2 （略）

3 共用給水装置によって水道を使用するものは、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第27条 料金は次の水道料金表の基本料金と超過料金との合計額（消費税相当額を含む。）とする。

(料金表)

項目 単位 用途	基本水量	基本料金	超過料金	
	m ³	円	段階別 m ³	円
家事用	8	1,170	9～20	200
			21～35	210
			36以上	230
営業用	10	2,030	11～100	270
			101～1,000	285
			1,001以上	315
団体用	10	2,030	11～100	270
			101～1,000	285
			1,001以上	315
臨時用	1			550
連合専用	1戸あたりの料金はそれぞれの用途に応じて上記の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。			

(使用水量及び用途の認定)

第29条 管理者は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1)～(3) (略)

(4) 共用給水装置又は連合専用給水装置により、水道を使用するとき。

(料金表)

項目 単位 用途	基本水量	基本料金	超過料金	
	m ³	円	段階別 m ³	円
家事用	8	1,170	9～20	200
			21～35	210
			36以上	230
営業用	10	2,030	11～100	270
			101～1,000	285
			1,001以上	315
団体用	10	2,030	11～100	270
			101～1,000	285
			1,001以上	315
臨時用	1			550

(使用水量及び用途の認定)

第29条 管理者は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1)～(3) (略)

(4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩 (1 1 時 2 8 分)

~~~~~

再 開 ( 1 1 時 2 8 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第8 議案第52号 中城村立南上原小学校(仮称)建設基金条例を廃止する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第52号 中城村立南上原小学校(仮称)建設基金条例を廃止する条例について御提案申し上げます。

議案第52号

中城村立南上原小学校(仮称)建設基金条例を廃止する条例



中城村立南上原小学校（仮称）建設基金条例（平成21年中城村条例第22号）を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月6日提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

平成25年4月より、中城村立中城南小学校が開校したため基金を廃止する。

中城村立南上原小学校（仮称）建設基金条例を廃止する条例

中城村立南上原小学校（仮称）建設基金条例（平成21年中城村条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第44号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第44号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第44号

平成25年度中城村一般会計補正予算（第3号）

平成25年度中城村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,203,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年9月6日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 村税      |           | 1,613,600 | 126,600 | 1,740,200 |
|           | 2 固定資産税   | 812,532   | 126,600 | 939,132   |
| 9 地方特例交付金 |           | 7,029     | 880     | 7,909     |
|           | 1 地方特例交付金 | 7,029     | 880     | 7,909     |
| 10 地方交付税  |           | 1,620,000 | 3,696   | 1,616,304 |
|           | 1 地方交付税   | 1,620,000 | 3,696   | 1,616,304 |
| 14 国庫支出金  |           | 803,372   | 29,245  | 832,617   |
|           | 1 国庫負担金   | 506,827   | 400     | 507,227   |
|           | 2 国庫補助金   | 293,445   | 28,845  | 322,290   |
| 15 県支出金   |           | 971,057   | 78,260  | 1,049,317 |
|           | 1 県負担金    | 243,894   | 200     | 244,094   |
|           | 2 県補助金    | 696,046   | 77,955  | 774,001   |
|           | 3 委託金     | 31,117    | 105     | 31,222    |
| 19 繰越金    |           | 30,000    | 93,487  | 123,487   |
|           | 1 繰越金     | 30,000    | 93,487  | 123,487   |
| 21 村債     |           | 354,500   | 25,502  | 328,998   |
|           | 1 村債      | 354,500   | 25,502  | 328,998   |
| 歳入合計      |           | 5,903,758 | 299,274 | 6,203,032 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項     | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------|-------|---------|-----|---------|
| 1 議会費 |       | 108,031 | 223 | 107,808 |
|       | 1 議会費 | 108,031 | 223 | 107,808 |

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 2 総務費    |             | 707,351   | 140,070 | 847,421   |
|          | 1 総務管理費     | 563,354   | 138,243 | 701,597   |
|          | 2 徴税費       | 96,697    | 2,063   | 98,760    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 35,337    | 236     | 35,101    |
| 3 民生費    |             | 1,691,117 | 4,487   | 1,695,604 |
|          | 1 社会福祉費     | 924,875   | 392     | 924,483   |
|          | 2 児童福祉費     | 766,242   | 4,879   | 771,121   |
| 4 衛生費    |             | 781,081   | 843     | 781,924   |
|          | 1 保健衛生費     | 354,069   | 501     | 354,570   |
|          | 2 清掃費       | 427,012   | 576     | 426,436   |
|          | 3 上水道費      | 0         | 918     | 918       |
| 6 農林水産業費 |             | 217,292   | 18,321  | 235,613   |
|          | 1 農業費       | 171,239   | 17,929  | 189,168   |
|          | 3 水産業費      | 44,757    | 392     | 45,149    |
| 7 商工費    |             | 125,518   | 45      | 125,563   |
|          | 1 商工費       | 125,518   | 45      | 125,563   |
| 8 土木費    |             | 688,679   | 103     | 688,782   |
|          | 2 道路橋梁費     | 233,097   | 20,165  | 253,262   |
|          | 3 河川費       | 64,275    | 20,514  | 43,761    |
|          | 4 都市計画費     | 259,507   | 2,196   | 261,703   |
|          | 5 下水道費      | 117,302   | 1,744   | 115,558   |
| 10 教育費   |             | 787,389   | 135,628 | 923,017   |
|          | 1 教育総務費     | 116,138   | 127     | 116,265   |
|          | 2 小学校費      | 149,810   | 3,133   | 152,943   |
|          | 3 中学校費      | 39,051    | 26,970  | 66,021    |
|          | 4 幼稚園費      | 41,740    | 1,930   | 43,670    |
|          | 5 社会教育費     | 310,688   | 3,847   | 314,535   |
|          | 6 保健体育費     | 129,962   | 99,621  | 229,583   |
| 歳 出 合 計  |             | 5,903,758 | 299,274 | 6,203,032 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的       | 補正前           |                    |                                                                             |                                                                                                              | 補正後           |       |    |       |
|-------------|---------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|----|-------|
|             | 限度額           | 起債の方法              | 利率                                                                          | 償還の方法                                                                                                        | 限度額           | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 臨時財政対策債     | 千円<br>259,000 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>234,598 | 同じ    | 同じ | 同じ    |
| 道路整備事業債     | 32,900        |                    |                                                                             |                                                                                                              | 32,500        |       |    |       |
| 都市公園整備事業債   | 37,500        |                    |                                                                             |                                                                                                              | 37,000        |       |    |       |
| 社会教育施設整備事業債 | 20,300        |                    |                                                                             |                                                                                                              | 20,100        |       |    |       |

ページを開いていただきまして、歳入のほうから、第1表歳入歳出予算補正、読み上げて御提案申し上げます。

歳入。1款村税、2項固定資産税、補正前の額8億1,253万2,000円、補正額1億2,660万円、合計で9億3,913万2,000円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、補正前の額702万9,000円、補正額88万円、合計で790万9,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、補正前の額16億2,000万円、補正額369万6,000円の減額補正、合計で16億1,630万4,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額5億682万7,000円、補正額40万円、合計で5億722万7,000円。2項国庫補助金、補正前の額2億9,344万5,000円、補正額2,884万5,000円、合計で3億2,229万円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額2億4,389万4,000円、補正額20万円、合計で2億4,409万4,000円。2項県補助金、補正前の額6億9,604万6,000円、補正額7,795万5,000円、合

計で7億7,400万1,000円。3項委託金、補正前の額3,111万7,000円、補正額10万5,000円、合計で3,122万2,000円。

19款繰越金、1項繰越金、補正前の額3,000万円、補正額9,348万7,000円、合計で1億2,348万7,000円。

21款村債、1項村債、補正前の額3億5,450万円、補正額2,550万2,000円の減額補正、合計で3億2,899万8,000円。

歳入合計、補正前の額59億375万8,000円、補正額2億9,927万4,000円、合計で62億303万2,000円。

続いて歳出でございます。1款議会費、1項議会費、補正前の額1億803万1,000円、補正額22万3,000円の減額補正、合計で1億780万8,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額5億6,335万4,000円、補正額1億3,824万3,000円、合計で7億159万7,000円。2項徴税費、補正前の額9,669万7,000円、補正額206万3,000円、合計で9,876万円。3項戸籍住民基本台帳費、補

正前の額3,533万7,000円、補正額23万6,000円の減額補正、合計で3,510万1,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額9億2,487万5,000円、補正額39万2,000円の減額補正、合計で9億2,448万3,000円。2項児童福祉費、補正前の額7億6,624万2,000円、補正額487万9,000円、合計で7億7,112万1,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億5,406万9,000円、補正額50万1,000円、合計で3億5,457万円。2項清掃費、補正前の額4億2,701万2,000円、補正額57万6,000円の減額補正、合計で4億2,643万6,000円。3項上水道費、補正前の額はゼロ、補正額が91万8,000円、合計も91万8,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億7,123万9,000円、補正額1,792万9,000円、合計で1億8,916万8,000円。3項水産業費、補正前の額4,475万7,000円、補正額39万2,000円、合計で4,514万9,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億2,551万8,000円、補正額4万5,000円、合計で1億2,556万3,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額2億3,309万7,000円、補正額2,016万5,000円、合計で2億5,326万2,000円。3項河川費、補正前の額6,427万5,000円、補正額2,051万4,000円の減額補正、合計で4,376万1,000円。4項都市計画費、補正前の額2億5,950万7,000円、補正額219万6,000円、合計で2億6,170万3,000円。5項下水道費、補正前の額1億1,730万2,000円、補正額174万4,000円の減額補正、合計で1億1,555万8,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億1,613万8,000円、補正額12万7,000円、合計で1億1,626万5,000円。2項小学校費、補正前の額1億4,981万円、補正額313万3,000円、合計で1億5,294万3,000円。3項中学校費、補正前の額3,905万1,000円、補正額2,697万円、合

計で6,602万1,000円。4項幼稚園費、補正前の額4,174万円、補正額193万円、合計で4,367万円。5項社会教育費、補正前の額3億1,068万8,000円、補正額384万7,000円、合計で3億1,453万5,000円。6項保健体育費、補正前の額1億2,996万2,000円、補正額9,962万1,000円、合計で2億2,958万3,000円。

歳出合計、補正前の額59億375万8,000円、補正額2億9,927万4,000円、合計で62億303万2,000円でございます。

次のページです。続いて第2表地方債補正。目的、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前、補正後も同じでございます。

まず臨時財政対策債の補正前の限度額2億5,900万円、補正後の限度額2億3,459万8,000円。

次に道路整備事業債の補正前の限度額3,290万円、補正後の限度額3,250万円。

都市公園整備事業債、補正前の限度額3,750万円、補正後の限度額3,700万円。

社会教育施設整備事業債、補正前の限度額2,030万円、補正後の限度額2,010万円。

なお、全てが起債の方法は、証書借入又は証券発行。

利率年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）

償還の方法が、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。



| 款      | 項     | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------|-------|-----------|--------|-----------|
| 12 繰越金 |       | 2         | 80,489 | 80,491    |
|        | 1 繰越金 | 2         | 80,489 | 80,491    |
| 歳入合計   |       | 2,358,237 | 24,059 | 2,382,296 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項            | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費       |              | 42,235    | 262    | 42,497    |
|             | 2 徴税费        | 10,155    | 262    | 10,417    |
| 2 保険給付費     |              | 1,403,612 | 0      | 1,403,612 |
|             | 1 療養諸費       | 1,202,050 | 0      | 1,202,050 |
| 3 後期高齢者支援金等 |              | 300,780   | 209    | 300,989   |
|             | 1 後期高齢者支援金等  | 300,780   | 209    | 300,989   |
| 4 前期高齢者納付金等 |              | 135       | 174    | 309       |
|             | 1 前期高齢者納付金等  | 135       | 174    | 309       |
| 6 介護納付金     |              | 146,305   | 1,011  | 145,294   |
|             | 1 介護納付金      | 146,305   | 1,011  | 145,294   |
| 11 諸支出金     |              | 2,604     | 24,425 | 27,029    |
|             | 1 償還金及び還付加算金 | 2,603     | 24,425 | 27,028    |
| 歳出合計        |              | 2,358,237 | 24,059 | 2,382,296 |

同じく第1表歳入歳出予算補正、歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額5億2,247万4,000円、補正額5,135万7,000円の減額補正、合計で4億7,111万7,000円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、補正前の額8,519万5,000円、補正額619万円、合計で9,138万5,000円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、補正前の額9,585万6,000円、補正額1,126万3,000円の減額補正、合計で8,459万3,000円。

12款繰越金、1項繰越金、補正前の額2,000円、補正額8,048万9,000円、合計で8,049万1,000円。

歳入合計、補正前の額23億5,823万7,000円、補正額2,405万9,000円、合計で23億8,229万6,000円。

続いて歳出でございます。1款総務費、2項徴税费、補正前の額1,015万5,000円、補正額26万2,000円、合計で1,041万7,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額12億205万円、補正額ゼロ、合計も12億205万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、補正前の額3億78万円、補正額20万9,000円、合計で3億98万9,000円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、補正前の額13万5,000円、補正額17万4,000円、合計で30万9,000円。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、補正前の額 1 億4,630万5,000円、補正額101万1,000円の減額補正、合計で 1 億4,529万4,000円。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、補正前の額260万3,000円、補正額2,442万5,000円、合計で2,702万8,000円。

歳出合計、補正前の額23億5,823万7,000円、補正額2,405万9,000円、合計で23億8,229万6,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第46号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第46号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第46号

平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,694千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月6日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項            | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|--------------|---------|-------|---------|
| 5 繰越金 |              | 1       | 1,252 | 1,253   |
|       | 1 繰越金        | 1       | 1,252 | 1,253   |
| 6 諸収入 |              | 1,304   | 442   | 1,746   |
|       | 2 償還金及び還付加算金 | 301     | 442   | 743     |
| 歳入合計  |              | 111,255 | 1,694 | 112,949 |



(歳出)

(単位：千円)

| 款      | 項            | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|--------|--------------|---------|-------|---------|
| 1 総務費  |              | 3,319   | 37    | 3,356   |
|        | 2 徴収費        | 1,308   | 37    | 1,345   |
| 3 諸支出金 |              | 302     | 442   | 744     |
|        | 1 償還金及び還付加算金 | 301     | 442   | 743     |
| 4 予備費  |              | 260     | 1,215 | 1,475   |
|        | 1 予備費        | 260     | 1,215 | 1,475   |
| 歳出合計   |              | 111,255 | 1,694 | 112,949 |

歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、5款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額125万2,000円、合計で125万3,000円。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、補正前の額30万1,000円、補正額44万2,000円、合計で74万3,000円。

歳入合計、補正前の額1億1,125万5,000円、補正額169万4,000円、合計で1億1,294万9,000円。

続いて歳出、1款総務費、2項徴収費、補正前の額130万8,000円、補正額3万7,000円、合計で134万5,000円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額30万1,000円、補正額44万2,000円、合計で74万3,000円。

4款予備費、1項予備費、補正前の額26万円、補正額121万5,000円、合計で147万5,000円。

歳出合計、補正前の額1億1,125万5,000円、補正額169万4,000円、合計で1億1,294万9,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第47号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第47号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第47号

平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

平成25年9月6日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項         | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|-----------|---------|-------|---------|
| 3 繰入金 |           | 117,302 | 1,744 | 115,558 |
|       | 1 一般会計繰入金 | 117,302 | 1,744 | 115,558 |
| 4 繰越金 |           | 1       | 1,707 | 1,708   |
|       | 1 繰越金     | 1       | 1,707 | 1,708   |
| 6 村債  |           | 98,100  | 300   | 98,400  |
|       | 1 村債      | 98,100  | 300   | 98,400  |
| 歳入合計  |           | 351,530 | 263   | 351,793 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|----------|----------|---------|-----|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 248,409 | 263 | 248,672 |
|          | 1 公共下水道費 | 248,409 | 263 | 248,672 |
| 歳出合計     |          | 351,530 | 263 | 351,793 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的   | 補正前          |                    |       |                                                                                                                  | 補正後          |       |    |       |
|---------|--------------|--------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|----|-------|
|         | 限度額          | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                            | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 下水道整備事業 | 千円<br>98,100 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>98,400 | 同じ    | 同じ | 同じ    |

歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,730万2,000円、補正額174万4,000円の減額補正、合計で1億1,555万8,000円。

4款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額170万7,000円、合計で170万8,000円。

6款村債、1項村債、補正前の額9,810万円、補正額30万円、合計で9,840万円。

歳入合計、補正前の額3億5,153万円、補正額26万3,000円、合計で3億5,179万3,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億4,840万9,000円、補正額26万3,000円、合計で2億4,867万2,000円。

歳出合計、補正前の額3億5,153万円、補正額26万3,000円、合計で3億5,179万3,000円。

続いて第2表地方債補正。

起債の目的、下水道整備事業。補正前の限度額9,810万円、補正後の限度額9,840万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率年5%以内。

償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。補正前、補正後同じでございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第48号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第48号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第48号

平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350,134千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ930,139千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項     | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------|-------|---------|---------|---------|
| 3 繰越金 |       | 2       | 350,134 | 350,136 |
|       | 1 繰越金 | 2       | 350,134 | 350,136 |
| 歳入合計  |       | 580,005 | 350,134 | 930,139 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------------|----------------|---------|---------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 580,003 | 350,134 | 930,137 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 580,003 | 350,134 | 930,137 |
| 歳出合計        |                | 580,005 | 350,134 | 930,139 |

歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、3款繰越金、1項繰越金、補正前の額2,000円、補正額3億5,013万4,000円、合計で3億5,013万6,000円。

歳入合計、補正前の額5億8,000万5,000円、

補正額3億5,013万4,000円、合計で9億3,013万9,000円。

歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額5億8,000万3,000円、補正額3億5,013万4,000円、合計で9億3,013万7,000円。

歳出合計、補正前の額 5 億8,000万5,000円、  
補正額 3 億5,013万4,000円、合計で 9 億3,013  
万9,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終  
わります。

日程第14 議案第49号 平成25年度中城村汚  
水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1

号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第49号 平成25年度中  
城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算  
（第1号）でございます。挿入のほうをお願い  
いたします。補正予算（第1号）について御提  
案申し上げます。

議案第49号

平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに  
よる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,204千円を追加し、歳入歳出予算の総  
額を歳入歳出それぞれ4,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金  
額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月6日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項     | 補正前の額 | 補正額   | 計     |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 4 繰越金 |       | 1     | 1,204 | 1,205 |
|       | 1 繰越金 | 1     | 1,204 | 1,205 |
| 歳入合計  |       | 3,607 | 1,204 | 4,811 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 補正前の額 | 補正額   | 計     |
|-------------|-------------|-------|-------|-------|
| 1 汚水処理施設管理費 |             | 2,397 | 1,204 | 3,601 |
|             | 1 汚水処理施設管理費 | 2,397 | 1,204 | 3,601 |
| 歳出合計        |             | 3,607 | 1,204 | 4,811 |

歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入の4款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額120万4,000円、合計で120万5,000円。

歳入合計、補正前の額360万7,000円、補正額120万4,000円、合計で481万1,000円。

歳出、1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、補正前の額239万7,000円、補正額120万4,000円、合計で360万1,000円。

歳出合計、補正前の額360万7,000円、補正額

120万4,000円、合計で481万1,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第50号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第50号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第50号

平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成25年度中城村水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度中城村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

|     | (科目)   | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
|-----|--------|-----------|---------|-----------|
| 第1款 | 水道事業費用 | 420,854千円 | 1,507千円 | 422,361千円 |
| 第1項 | 営業費用   | 409,934千円 | 1,507千円 | 411,441千円 |

第3条 平成25年度中城村水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入が資本的支出額に対し不足する額53,787千円」を「62,004千円」に、「過年度損益勘定留保資金52,310千円」を「60,527千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| 収 入 |       |          |         |          |
|-----|-------|----------|---------|----------|
|     | (科 目) | (既決予定額)  | (補正予定額) | ( 計 )    |
| 第1款 | 資本的収入 | 31,001千円 | 918千円   | 31,919千円 |
| 第1項 | 出 資 金 | 4,000千円  | 918千円   | 4,918千円  |
| 支 出 |       |          |         |          |
|     | (科 目) | (既決予定額)  | (補正予定額) | ( 計 )    |
| 第1款 | 資本的支出 | 84,788千円 | 9,135千円 | 93,923千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 76,700千円 | 9,135千円 | 85,835千円 |

平成25年9月6日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1条 平成25年度中城村水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度中城村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

まず支出の第1款水道事業費用の第1項営業費用、既決予定額4億993万4,000円、補正予定額150万7,000円、合計で4億1,144万1,000円。

第3条 平成25年度中城村水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入が資本的支出額に対し不足する額5,378万7,000円」を「6,200万4,000円」に、「過年度損益勘定留保資金5,231万円」を「6,052万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款資本的収入、第1項出資金、既決予定額400万円、補正予定額91万8,000円、合

計で491万8,000円。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、既決予定額7,670万円、補正予定額913万5,000万円、合計で8,583万5,000円。

平成25年9月6日提出、中城村長 浜田京介。以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第16 報告第6号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第6号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告いたします。

## 報告第6号

### 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告します。

平成25年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

別冊の報告書をごらんになっていただきたい  
と思いますし、中城村は借り入れございません  
ので御報告申し上げます。以上でございます。  
議長 比嘉明典 これで報告を終わります。  
日程第17 報告第7号 平成24年度決算に係  
る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。  
村長 浜田京介。  
村長 浜田京介 報告第7号 平成24年度決  
算に係る健全化判断比率について御報告申し上  
げます。

### 報告第7号

#### 平成24年度決算に係る健全化判断比率について

平成24年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

#### 記

|          | 平成23年度決算に係る健全化判断比率 | 平成24年度決算に係る健全化判断比率 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に基づき算定した早期健全化基準 |
|----------|--------------------|--------------------|---------------------------------------------|
| 実質赤字比率   | %                  | %                  | %<br>15.00                                  |
| 連結実質赤字比率 |                    |                    | 20.00                                       |
| 実質公債費比率  | 11.1               | 10.6               | 25.0                                        |
| 将来負担比率   | 89.6               | 98.6               | 350.0                                       |

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「-」と標記されている場合は、実質赤字比率若しくは連結実質赤字額がないこと、又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が、算定されないことを表す。



平成25年9月6日提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで報告を終わります。

日程第18 報告第8号 平成24年度決算に係る資金不足比率について(中城村土地区画整理事業特別会計)を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第8号 平成24年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

### 報告第8号

#### 平成24年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の平成24年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

#### 記

| 会計区分            | 平成23年度 | 平成24年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村土地区画整理事業特別会計 | %      | %      | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「-」と表記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成25年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで報告を終わります。

日程第19 報告第9号 平成24年度決算に係る資金不足比率について(中城村公共下水道事業特別会計)を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第9号 平成24年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第9号

平成24年度決算に係る資金不足比率について

中城村公共下水道事業特別会計の平成24年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

| 会計区分           | 平成23年度 | 平成24年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|----------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村公共下水道事業特別会計 | %      | %      | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「-」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成25年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで報告を終わります。

日程第20 報告第10号 平成24年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第10号 平成24年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第10号

平成24年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の平成24年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

| 会計区分      | 平成23年度 | 平成24年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村水道事業会計 | %      | %      | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「 - 」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成25年 9 月 6 日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 ( 1 2 時 3 6 分 )

## 平成25年第6回中城村議会定例会（第4日目）

|                                                 |                 |                      |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成25年9月6日（金）    |                      |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成25年9月9日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成25年9月9日 （午前10時55分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄              | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝              | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                      |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 12 番            | 宮 城 治 邦              | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕              | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人              | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘              | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄              | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                       |
|-----|-------------------------------------------|
| 第 1 | 認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 2 | 認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 3 | 認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 4 | 認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 5 | 認定第5号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 6 | 認定第6号 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定について             |
| 第 8 | 議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について       |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。  
 す。これより本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第1号

平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成25年9月6日提出

中城村長 浜田京介

平成24年度

中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入額 6,985,451,923 円  
 歳出額 6,801,647,039 円  
 差引残額 183,804,884 円

平成24年度 一般会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款 | 項       | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考           |
|---|---------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------------|---------------|--------------|
| 1 | 村税      | 1,518,919,000 | 1,741,811,103 | 1,551,755,690 | 3,290,916 | 186,764,679 | 32,836,690    | 還付未済額<br>182 |
|   | 1 村民税   | 630,025,000   | 691,841,711   | 652,430,293   | 2,223,081 | 37,188,519  | 22,405,293    | 還付未済額<br>182 |
|   | 2 固定資産税 | 757,884,000   | 906,053,348   | 766,780,524   | 774,415   | 138,498,409 | 8,896,524     |              |
|   | 3 軽自動車税 | 48,524,000    | 55,519,951    | 49,734,480    | 23,420    | 5,492,051   | 1,210,480     |              |
|   | 4 村たばこ税 | 82,485,000    | 82,810,393    | 82,810,393    | 0         | 0           | 325,393       |              |

| 款             | 項             | 予算現額          | 調 定 額         | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備 考 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|-----------|---------------|-----|
| 1 村 税         | 5 特別土地保有税     | 1,000         | 5,585,700     | 0             | 0     | 5,585,700 | 1,000         |     |
| 2 地方譲与税       |               | 45,472,000    | 46,039,570    | 46,039,570    | 0     | 0         | 567,570       |     |
|               | 1 地方揮発油譲与税    | 12,790,000    | 12,909,000    | 12,909,000    | 0     | 0         | 119,000       |     |
|               | 2 自動車重量譲与税    | 31,333,000    | 30,499,000    | 30,499,000    | 0     | 0         | 834,000       |     |
|               | 3 特別とん譲与税     | 1,348,000     | 2,631,511     | 2,631,511     | 0     | 0         | 1,283,511     |     |
|               | 4 地方道路譲与税     | 1,000         | 59            | 59            | 0     | 0         | 941           |     |
| 3 利子割交付金      |               | 7,688,000     | 7,118,000     | 7,118,000     | 0     | 0         | 570,000       |     |
|               | 1 利子割交付金      | 7,688,000     | 7,118,000     | 7,118,000     | 0     | 0         | 570,000       |     |
| 4 配当割交付金      |               | 944,000       | 1,135,000     | 1,135,000     | 0     | 0         | 191,000       |     |
|               | 1 配当割交付金      | 944,000       | 1,135,000     | 1,135,000     | 0     | 0         | 191,000       |     |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 269,000       | 301,000       | 301,000       | 0     | 0         | 32,000        |     |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 269,000       | 301,000       | 301,000       | 0     | 0         | 32,000        |     |
| 6 地方消費税交付金    |               | 124,169,000   | 124,168,000   | 124,168,000   | 0     | 0         | 1,000         |     |
|               | 1 地方消費税交付金    | 124,169,000   | 124,168,000   | 124,168,000   | 0     | 0         | 1,000         |     |
| 7 ゴルフ場利用税交付金  |               | 18,060,000    | 18,067,252    | 18,067,252    | 0     | 0         | 7,252         |     |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 18,060,000    | 18,067,252    | 18,067,252    | 0     | 0         | 7,252         |     |
| 8 自動車取得税交付金   |               | 8,682,000     | 8,980,000     | 8,980,000     | 0     | 0         | 298,000       |     |
|               | 1 自動車取得税交付金   | 8,682,000     | 8,980,000     | 8,980,000     | 0     | 0         | 298,000       |     |
| 9 地方特例交付金     |               | 7,029,000     | 7,029,000     | 7,029,000     | 0     | 0         | 0             |     |
|               | 1 地方特例交付金     | 7,029,000     | 7,029,000     | 7,029,000     | 0     | 0         | 0             |     |
| 10 地方交付税      |               | 1,721,760,000 | 1,766,649,000 | 1,766,649,000 | 0     | 0         | 44,889,000    |     |
|               | 1 地方交付税       | 1,721,760,000 | 1,766,649,000 | 1,766,649,000 | 0     | 0         | 44,889,000    |     |

| 款              | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------------|---------------|----|
| 11 交通安全対策特別交付金 |               | 1,800,000     | 1,774,000     | 1,774,000     | 0     | 0           | 26,000        |    |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800,000     | 1,774,000     | 1,774,000     | 0     | 0           | 26,000        |    |
| 12 分担金及び負担金    |               | 2,524,000     | 2,467,254     | 2,467,254     | 0     | 0           | 56,746        |    |
|                | 1 分担金         | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0           | 1,000         |    |
|                | 2 負担金         | 2,523,000     | 2,467,254     | 2,467,254     | 0     | 0           | 55,746        |    |
| 13 使用料及び手数料    |               | 98,504,000    | 112,910,992   | 108,535,142   | 0     | 4,375,850   | 10,031,142    |    |
|                | 1 使用料         | 70,634,000    | 84,106,572    | 79,780,722    | 0     | 4,325,850   | 9,146,722     |    |
|                | 2 手数料         | 27,870,000    | 28,754,420    | 28,804,420    | 0     | 50,000      | 884,420       |    |
| 14 国庫支出金       |               | 1,262,054,000 | 1,297,576,461 | 1,213,293,461 | 0     | 84,283,000  | 48,760,539    |    |
|                | 1 国庫負担金       | 435,337,000   | 436,762,886   | 436,762,886   | 0     | 0           | 1,425,886     |    |
|                | 2 国庫補助金       | 823,218,000   | 854,583,725   | 770,300,725   | 0     | 84,283,000  | 52,917,275    |    |
|                | 3 委託金         | 3,499,000     | 6,229,850     | 6,229,850     | 0     | 0           | 2,730,850     |    |
| 15 県支出金        |               | 1,281,312,000 | 1,191,805,157 | 752,479,157   | 0     | 439,326,000 | 528,832,843   |    |
|                | 1 県負担金        | 209,010,000   | 207,796,279   | 207,796,279   | 0     | 0           | 1,213,721     |    |
|                | 2 県補助金        | 1,038,936,000 | 949,849,963   | 510,523,963   | 0     | 439,326,000 | 528,412,037   |    |
|                | 3 委託金         | 33,366,000    | 34,158,915    | 34,158,915    | 0     | 0           | 792,915       |    |
| 16 財産収入        |               | 10,776,000    | 11,261,950    | 11,261,950    | 0     | 0           | 485,950       |    |
|                | 1 財産運用収入      | 10,774,000    | 11,091,950    | 11,091,950    | 0     | 0           | 317,950       |    |
|                | 2 財産売却収入      | 2,000         | 170,000       | 170,000       | 0     | 0           | 168,000       |    |
| 17 寄附金         |               | 4,191,000     | 4,570,000     | 4,570,000     | 0     | 0           | 379,000       |    |
|                | 1 寄附金         | 4,191,000     | 4,570,000     | 4,570,000     | 0     | 0           | 379,000       |    |
| 18 繰入金         |               | 531,709,000   | 511,708,975   | 511,708,975   | 0     | 0           | 20,000,025    |    |
|                | 1 特別会計繰入金     | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0           | 1,000         |    |
|                | 2 基金繰入金       | 531,708,000   | 511,708,975   | 511,708,975   | 0     | 0           | 19,999,025    |    |
| 19 繰越金         |               | 109,142,000   | 109,140,897   | 109,140,897   | 0     | 0           | 1,103         |    |
|                | 1 繰越金         | 109,142,000   | 109,140,897   | 109,140,897   | 0     | 0           | 1,103         |    |
| 20 諸収入         |               | 109,286,000   | 126,625,575   | 126,625,575   | 0     | 0           | 17,339,575    |    |



| 款        | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考          |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------------|---------------|-------------|
| 20 諸収入   | 1 延滞金、加算金及び過料 | 6,497,000     | 8,693,185     | 8,693,185     | 0         | 0           | 2,196,185     |             |
|          | 2 村預金利子       | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0           | 1,000         |             |
|          | 3 貸付金元利収入     | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0           | 1,000         |             |
|          | 4 雑入          | 102,787,000   | 117,932,390   | 117,932,390   | 0         | 0           | 15,145,390    |             |
| 21 村債    |               | 681,053,000   | 612,353,000   | 612,353,000   | 0         | 0           | 68,700,000    |             |
|          | 1 村債          | 681,053,000   | 612,353,000   | 612,353,000   | 0         | 0           | 68,700,000    |             |
| 97 一時立替金 |               | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |             |
|          | 1 一時立替金       | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |             |
| 98 一時借入  |               | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |             |
|          | 1 一時借入        | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |             |
| 歳入合計     |               | 7,545,343,000 | 7,703,492,186 | 6,985,451,923 | 3,290,916 | 714,749,529 | 559,891,077   | 還付未済<br>182 |

(歳出)

(単位：円)

| 款     | 項           | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------|-------------|---------------|---------------|-------------|-----------|---------------|----|
| 1 議会費 |             | 110,345,000   | 109,600,552   | 0           | 744,448   | 744,448       |    |
|       | 1 議会費       | 110,345,000   | 109,600,552   | 0           | 744,448   | 744,448       |    |
| 2 総務費 |             | 942,757,000   | 879,851,127   | 53,970,000  | 8,935,873 | 62,905,873    |    |
|       | 1 総務管理費     | 775,274,000   | 747,466,473   | 20,370,000  | 7,437,527 | 27,807,527    |    |
|       | 2 徴税費       | 81,573,000    | 80,754,400    | 0           | 818,600   | 818,600       |    |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 69,034,000    | 35,353,219    | 33,600,000  | 80,781    | 33,680,781    |    |
|       | 4 選挙費       | 14,653,000    | 14,183,213    | 0           | 469,787   | 469,787       |    |
|       | 5 統計調査費     | 718,000       | 618,161       | 0           | 99,839    | 99,839        |    |
|       | 6 監査委員費     | 1,505,000     | 1,475,661     | 0           | 29,339    | 29,339        |    |
| 3 民生費 |             | 1,962,478,000 | 1,714,195,166 | 241,000,000 | 7,282,834 | 248,282,834   |    |
|       | 1 社会福祉費     | 990,993,000   | 957,157,593   | 30,000,000  | 3,835,407 | 33,835,407    |    |
|       | 2 児童福祉費     | 971,485,000   | 757,037,573   | 211,000,000 | 3,447,427 | 214,447,427   |    |
| 4 衛生費 |             | 745,460,000   | 735,488,708   | 0           | 9,971,292 | 9,971,292     |    |
|       | 1 保健衛生費     | 340,794,000   | 330,939,114   | 0           | 9,854,886 | 9,854,886     |    |

| 款  | 項                 | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----|-------------------|---------------|---------------|-------------|-----------|---------------|----|
| 4  | 衛生費               |               |               |             |           |               |    |
|    | 2 清掃費             | 404,666,000   | 404,549,594   | 0           | 116,406   | 116,406       |    |
| 5  | 労働費               |               |               |             |           |               |    |
|    |                   | 1,869,000     | 1,868,145     | 0           | 855       | 855           |    |
|    | 1 労働諸費            | 1,869,000     | 1,868,145     | 0           | 855       | 855           |    |
| 6  | 農林水産業費            |               |               |             |           |               |    |
|    |                   | 248,645,000   | 235,274,308   | 12,395,000  | 975,692   | 13,370,692    |    |
|    | 1 農業費             | 110,357,000   | 107,260,890   | 2,394,000   | 702,110   | 3,096,110     |    |
|    | 2 林業費             | 1,297,000     | 1,156,398     | 0           | 140,602   | 140,602       |    |
|    | 3 水産業費            | 136,991,000   | 126,857,020   | 10,001,000  | 132,980   | 10,133,980    |    |
| 7  | 商工費               |               |               |             |           |               |    |
|    |                   | 77,607,000    | 76,682,659    | 0           | 924,341   | 924,341       |    |
|    | 1 商工費             | 77,607,000    | 76,682,659    | 0           | 924,341   | 924,341       |    |
| 8  | 土木費               |               |               |             |           |               |    |
|    |                   | 847,061,000   | 678,203,260   | 162,610,750 | 6,246,990 | 168,857,740   |    |
|    | 1 土木管理費           | 14,250,000    | 14,246,771    | 0           | 3,229     | 3,229         |    |
|    | 2 道路橋梁費           | 276,691,000   | 216,677,223   | 59,205,000  | 808,777   | 60,013,777    |    |
|    | 3 河川費             | 55,599,000    | 55,515,118    | 0           | 83,882    | 83,882        |    |
|    | 4 都市計画費           | 398,210,000   | 289,453,148   | 103,405,750 | 5,351,102 | 108,756,852   |    |
|    | 5 下水道費            | 102,311,000   | 102,311,000   | 0           | 0         | 0             |    |
| 9  | 消防費               |               |               |             |           |               |    |
|    |                   | 260,083,000   | 260,083,000   | 0           | 0         | 0             |    |
|    | 1 消防費             | 260,083,000   | 260,083,000   | 0           | 0         | 0             |    |
| 10 | 教育費               |               |               |             |           |               |    |
|    |                   | 1,798,906,000 | 1,575,753,951 | 216,059,000 | 7,093,049 | 223,152,049   |    |
|    | 1 教育総務費           | 90,304,000    | 88,769,456    | 0           | 1,534,544 | 1,534,544     |    |
|    | 2 小学校費            | 1,122,165,000 | 1,082,786,567 | 37,905,000  | 1,473,433 | 39,378,433    |    |
|    | 3 中学校費            | 53,446,000    | 52,706,377    | 0           | 739,623   | 739,623       |    |
|    | 4 幼稚園費            | 51,867,000    | 50,795,501    | 0           | 1,071,499 | 1,071,499     |    |
|    | 5 社会教育費           | 361,331,000   | 182,497,186   | 178,154,000 | 679,814   | 178,833,814   |    |
|    | 6 保健体育費           | 119,793,000   | 118,198,864   | 0           | 1,594,136 | 1,594,136     |    |
| 11 | 災害復旧費             |               |               |             |           |               |    |
|    |                   | 19,210,000    | 17,983,650    | 999,000     | 227,350   | 1,226,350     |    |
|    | 1 農林水産施設<br>災害復旧費 | 4,413,000     | 4,272,750     | 0           | 140,250   | 140,250       |    |
|    | 2 土木施設<br>災害復旧費   | 14,797,000    | 13,710,900    | 999,000     | 87,100    | 1,086,100     |    |
| 12 | 公債費               |               |               |             |           |               |    |
|    |                   | 517,167,000   | 516,662,513   | 0           | 504,487   | 504,487       |    |
|    | 1 公債費             | 517,167,000   | 516,662,513   | 0           | 504,487   | 504,487       |    |
| 13 | 諸支出金              |               |               |             |           |               |    |
|    |                   | 1,000         | 0             | 0           | 1,000     | 1,000         |    |
|    | 1 普通財産<br>取得費     | 1,000         | 0             | 0           | 1,000     | 1,000         |    |

| 款      | 項     | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|--------|-------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|----|
| 14 予備費 |       | 13,754,000    | 0             | 0           | 13,754,000 | 13,754,000    |    |
|        | 1 予備費 | 13,754,000    | 0             | 0           | 13,754,000 | 13,754,000    |    |
| 歳出合計   |       | 7,545,343,000 | 6,801,647,039 | 687,033,750 | 56,662,211 | 743,695,961   |    |

歳入歳出差引残額 183,804,884 円

平成25年9月6日 提出  
中城村長 浜田 京介

### 実質収支に関する調書

(一般会計)

平成24年度

| 区 分             |                                              | 金 額          |
|-----------------|----------------------------------------------|--------------|
| 1. 歳            | 入 総 額                                        | 6,985,452 千円 |
| 2. 歳            | 出 総 額                                        | 6,801,647 千円 |
| 3. 歳            | 入 歳 出 差 引 額                                  | 183,805 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | (1) 継続費 繰次繰越額                                | 0 千円         |
|                 | (2) 繰越明許費繰越額                                 | 60,318 千円    |
|                 | (3) 事故繰越し繰越額                                 | 0 千円         |
|                 | 計                                            | 60,318 千円    |
| 5. 実            | 質 収 支 額                                      | 123,487 千円   |
| 6.              | 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額              | 0 千円         |
| 備<br>考          | 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |              |

2ページほどめくっていただきまして、平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算書。歳入額69億8,545万1,923円、歳出額68億164万7,039円、差引残額1億8,380万4,884円でございます。

ページをめくっていただきまして、歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款村税、1項村民税、予算現額、収

入済額、比較の順に読み上げさせていただきます。1款村民税、予算現額6億3,002万5,000円、収入済額6億5,243万293円、比較が2,240万5,293円。2項固定資産税、予算現額7億5,788万4,000円、収入済額7億6,678万524円、比較が889万6,524円。3項軽自動車税、予算現額4,852万4,000円、収入済額4,973万4,480円、比

較が121万480円。4 項村たばこ税、予算現額8,248万5,000円、収入済額8,281万393円、比較が32万5,393円。5 項特別土地保有税は1,000円の費目存置のままでございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、予算現額1,279万円、収入済額1,290万9,000円、比較が11万9,000円。2 項自動車重量譲与税、予算現額3,133万3,000円、収入済額3,049万9,000円、比較が83万4,000円。3 項特別とん譲与税、予算現額134万8,000円、収入済額263万1,511円、比較が128万3,511円。4 項地方道路譲与税、予算現額1,000円、収入済額59円、比較が941円。

3 款利子割交付税、1 項利子割交付税、予算現額768万8,000円、収入済額711万8,000円、比較が57万円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、予算現額94万4,000万円、収入済額113万5,000円。比較が19万1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、予算現額26万9,000円、収入済額30万1,000円、比較が3万2,000円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、予算現額1億2,416万9,000円、収入済額1億2,416万8,000円、比較が1,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,806万円、収入済額1,806万7,252円、比較が7,252円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、予算現額868万2,000円、収入済額898万円、比較が29万8,000円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、予算現額702万9,000円、収入済額702万9,000円、比較はゼロ。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、予算現額17億2,176万円、収入済額17億6,664万9,000円、比較が4,488万9,000円。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全

対策特別交付金、予算現額180万円、収入済額177万4,000円、比較が2万6,000円。

12 款分担金及び負担金、1 項分担金は1,000円の費目存置のままでございます。2 項負担金、予算現額252万3,000円、収入済額246万7,254円、比較が5万5,746円。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、予算現額7,063万4,000円、収入済額7,978万722円、比較が914万6,722円。2 項手数料、予算現額2,787万円、収入済額2,875万4,420円、比較が88万4,420円。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、予算現額4億3,533万7,000円、収入済額4億3,676万2,886円、比較が142万5,886円。2 項国庫補助金、予算現額8億2,321万8,000円、収入済額7億7,030万725円。比較が5,291万7,275円。3 項委託金、予算現額349万9,000円、収入済額622万9,850円、比較が273万850円。

15 款県支出金、1 項県負担金、予算現額2億901万円、収入済額2億779万6,279円、比較が121万3,721円。2 項県補助金、予算現額10億3,893万6,000円、収入済額5億1,052万3,963円、比較が5億2,841万2,037円。3 項委託金、予算現額3,336万6,000円、収入済額3,415万8,915円、比較が79万2,915円。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、予算現額1,077万4,000円、収入済額1,109万1,950円、比較が31万7,950円。2 項財産売却収入、予算現額2,000円、収入済額17万円、比較が16万8,000円。

17 款寄附金、1 項寄附金、予算現額419万1,000円、収入済額457万円、比較が37万9,000円。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金は1,000円の費目存置のままでございます。2 項基金繰入金、予算現額5億3,170万8,000円、収入済額5億1,170万8,975円、比較が1,999万9,025円。

19 款繰越金、1 項繰越金、予算現額1億914

万2,000円、収入済額 1 億914万897円、比較が1,103円。

20款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、予算現額649万7,000円、収入済額869万3,185円、比較が219万6,185円。2 項村預金利子及び3 項貸付金元利収入は1,000円の費目存置のままでございます。4 項雑入、予算現額 1 億278万7,000円、収入済額 1 億1,793万2,390円、比較が1,514万5,390円。

21款村債、1 項村債、予算現額 6 億8,105万3,000円、収入済額 6 億1,235万3,000円、比較が6,870万円。

97款一時立替金、98款一時借入はないものでございます。

締めて歳入合計、予算現額75億4,534万3,000円、収入済額69億8,545万1,923円、予算現額と収入済額との比較 5 億5,989万1,077円でございます。

続いて歳出、1 款議会費、1 項議会費、予算現額、支出済額、比較の順に読み上げさせていただきます。予算現額 1 億1,034万5,000円、支出済額 1 億9,060万552円、比較が74万4,448円。

2 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 7 億7,527万4,000円、支出済額 7 億4,746万6,473円、比較が2,780万7,527円。2 項徴税費、予算現額 8,157万3,000円、支出済額8,075万4,400円、比較が81万8,600円。3 項戸籍住民基本台帳費、予算現額6,903万4,000円、支出済額3,535万3,219円、比較が3,368万781円。4 項選挙費、予算現額1,465万3,000円、支出済額1,418万3,213円、比較が46万9,787円。5 項統計調査費、予算現額71万8,000円、支出済額61万8,161円、比較が 9 万9,839円。6 項監査委員費、予算現額150万5,000円、支出済額147万5,661円、比較が 2 万9,339円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、予算現額 9 億9,099万3,000円、支出済額 9 億5,715万7,593円、比較が3,383万5,407円。2 項児童福祉費、予算

現額 9 億7,148万5,000円、支出済額 7 億5,703万7,573円、比較が 2 億1,444万7,427円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、予算現額 3 億4,079万4,000円、支出済額 3 億3,093万9,114円、比較が985万4,886円。2 項清掃費、予算現額 4 億466万6,000円、支出済額 4 億454万9,594円、比較が11万6,406円。

5 款労働費、1 項労働諸費、予算現額186万9,000円、支出済額186万8,145円、比較が855円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、予算現額 1 億1,035万7,000円、支出済額 1 億726万890円、比較が309万6,110円。2 項林業費、予算現額 129万7,000円、支出済額115万6,398円、比較が 14万602円。3 項水産業費、予算現額 1 億3,699万1,000円、支出済額 1 億2,685万7,020円、比較が1,013万3,980円。

7 款商工費、1 項商工費、予算現額7,760万7,000円、支出済額7,668万2,659円、比較が92万4,341円。

8 款土木費、1 項土木管理費、予算現額 1,425万円、支出済額1,424万6,771円、比較が 3,229円。2 項道路橋梁費、予算現額 2 億7,669万1,000円、支出済額 2 億1,667万7,223円、比較が6,001万3,777円。3 項河川費、予算現額 5,559万9,000円、支出済額5,551万5,118円、比較が 8 万3,882円。4 項都市計画費、予算現額 3 億9,821万円、支出済額 2 億8,945万3,148円、比較が 1 億875万6,852円。5 項下水道費、予算現額 1 億231万1,000円、支出済額 1 億231万1,000円、比較はゼロ。

9 款消防費、1 項消防費、予算現額 2 億6,008万3,000円、支出済額 2 億6,008万3,000円、比較はゼロ。

10款教育費、1 項教育総務費、予算現額 9,030万4,000円、支出済額8,876万9,456円、比較が153万4,544円。2 項小学校費、予算現額11億2,216万5,000円、支出済額10億8,278万6,567円、比較が3,937万8,433円。3 項中学校費、予

算現額5,344万6,000円、支出済額5,270万6,377円、比較が73万9,623円。4項幼稚園費、予算現額5,186万7,000円、支出済額5,079万5,501円、比較が107万1,499円。5項社会教育費、予算現額3億6,133万1,000円、支出済額1億8,249万7,186円、比較が1億7,883万3,814円。6項保健体育費、予算現額1億1,979万3,000円、支出済額1億1,819万8,864円、比較が159万4,136円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、予算現額441万3,000円、支出済額427万2,750円、比較が14万250円。2項土木施設災害復旧費、予算現額1,479万7,000円、支出済額1,371万900円、比較が108万6,100円。

12款公債費、1項公債費、予算現額5億1,716万7,000円、支出済額5億1,666万2,513円、比較が50万4,487円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費は1,000円の費目存置のままです。

14款予備費、1項予備費、予算現額1,375万4,000円、支出済額ゼロ、比較も1,375万4,000円。

歳出合計、予算現額75億4,534万3,000円、支出済額68億164万7,039円、予算現額と支出済額との比較7億4,369万5,961円。

歳入歳出差引残額1億8,380万4,884円。

平成25年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時18分)

~~~~~

再開(10時19分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第2号

平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成25年9月6日提出

中城村長 浜田京介

平成24年度

中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額 2,393,818,980 円
 歳 出 額 2,313,328,828 円
 差 引 残 額 80,490,152 円

平成24年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	備考
1 国民健康保険税		338,709,000	427,706,415	341,812,045	1,528,900	84,801,302	3,103,045	還付未済額 435,832
	1 国民健康保険税	338,709,000	427,706,415	341,812,045	1,528,900	84,801,302	3,103,045	還付未済額 435,832
2 一部負担金		2,000	0	0	0	0	2,000	
	1 一部負担金	2,000	0	0	0	0	2,000	
3 使用料及び手数料		430,000	454,800	454,800	0	0	24,800	
	1 手数料	430,000	454,800	454,800	0	0	24,800	
4 国庫支出金		882,560,000	887,167,176	887,167,176	0	0	4,607,176	
	1 国庫負担金	531,084,000	534,124,176	534,124,176	0	0	3,040,176	
	2 国庫補助金	351,476,000	353,043,000	353,043,000	0	0	1,567,000	
5 療養給付費交付金		141,410,000	140,483,122	140,483,122	0	0	926,878	
	1 療養給付費交付金	141,410,000	140,483,122	140,483,122	0	0	926,878	
6 前期高齢者交付金		95,856,000	95,856,755	95,856,755	0	0	755	
	1 前期高齢者交付金	95,856,000	95,856,755	95,856,755	0	0	755	
7 県支出金		134,232,000	168,200,589	168,200,589	0	0	33,968,589	
	1 県負担金	18,569,000	18,511,589	18,511,589	0	0	57,411	
	2 県補助金	115,663,000	149,689,000	149,689,000	0	0	34,026,000	
8 連合会支出金		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	1,000	

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備 考
9 共同事業交付金		398,298,000	398,298,982	398,298,982	0	0	982	
	1 共同事業交付金	398,298,000	398,298,982	398,298,982	0	0	982	
10 財産収入		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
11 繰入金		278,173,000	278,171,400	278,171,400	0	0	1,600	
	1 他会計繰入金	276,173,000	276,171,400	276,171,400	0	0	1,600	
	2 基金繰入金	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	0	0	
12 繰越金		77,138,000	77,136,077	77,136,077	0	0	1,923	
	1 繰越金	77,138,000	77,136,077	77,136,077	0	0	1,923	
13 諸収入		5,802,000	6,238,034	6,238,034	0	0	436,034	
	1 延滞金・加算金及び過料	3,002,000	3,052,559	3,052,559	0	0	50,559	
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000	
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
	4 雑 入	2,798,000	3,185,475	3,185,475	0	0	387,475	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
歳 入 合 計		2,352,612,000	2,479,713,350	2,393,818,980	1,528,900	84,801,302	41,206,980	還付未済 435,832

(歳 出)

(単位 : 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較	備 考
1 総 務 費		38,094,000	37,789,793	0	304,207	304,207	
	1 総務管理費	28,920,000	28,816,808	0	103,192	103,192	
	2 徴 税 費	9,076,000	8,912,885	0	163,115	163,115	
	3 運営協議会費	48,000	16,000	0	32,000	32,000	
	4 趣旨普及費	50,000	44,100	0	5,900	5,900	
2 保険給付費		1,406,664,000	1,378,545,190	0	28,118,810	28,118,810	
	1 療 養 諸 費	1,202,050,000	1,180,390,180	0	21,659,820	21,659,820	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
2 保険給付費	2 高額療養費	184,100,000	181,945,706	0	2,154,294	2,154,294	
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000	
	4 出産育児諸費	20,012,000	15,769,304	0	4,242,696	4,242,696	
	5 葬祭諸費	500,000	440,000	0	60,000	60,000	
3 後期高齢者支援金等		282,507,000	282,502,703	0	4,297	4,297	
	1 後期高齢者支援金等	282,507,000	282,502,703	0	4,297	4,297	
4 前期高齢者納付金等		338,000	293,058	0	44,942	44,942	
	1 前期高齢者納付金等	338,000	293,058	0	44,942	44,942	
5 老人保健拠出金		15,000	12,073	0	2,927	2,927	
	1 老人保健拠出金	15,000	12,073	0	2,927	2,927	
6 介護納付金		138,115,000	138,114,079	0	921	921	
	1 介護納付金	138,115,000	138,114,079	0	921	921	
7 共同事業拠出金		388,471,000	388,468,310	0	2,690	2,690	
	1 共同事業拠出金	388,471,000	388,468,310	0	2,690	2,690	
8 保健事業費		26,607,000	26,343,810	0	263,190	263,190	
	1 特定健康審査等事業費	11,238,000	11,161,886	0	76,114	76,114	
	2 保健事業費	15,369,000	15,181,924	0	187,076	187,076	
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
10 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000	
11 諸支出金		61,723,000	61,259,812	0	463,188	463,188	
	1 償還金及び還付加算金	61,722,000	61,259,812	0	462,188	462,188	
	2 延滞金	1,000	0	0	1,000	1,000	
12 予備費		10,076,000	0	0	10,076,000	10,076,000	
	1 予備費	10,076,000	0	0	10,076,000	10,076,000	
歳出合計		2,352,612,000	2,313,328,828	0	39,283,172	39,283,172	

歳入歳出差引残額 80,490,152 円

平成25年9月6日 提出
中城村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(国民健康保険特別会計)

平成24年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	2,393,819 千円
2. 歳 出	総 額	2,313,329 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	80,490 千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質	収 支 額	80,490 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

2 ページほどあけていただいて、平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入額23億9,381万8,980円、歳出額23億1,332万8,828円、差引残額8,049万152円。

同じく歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、予算現額3 億3,870万9,000円、収入済額3 億4,181万2,045円、比較が310万3,045円。

2 款一部負担金、1 項一部負担金は2,000円の費目存置のままでございます。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、予算現額43万円、収入済額45万4,800円、比較が2 万4,800円。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、予算現額5 億3,108万4,000円、収入済額5 億3,412万4,176円、比較が304万176円。2 項国庫補助金、予算現額3 億5,147万6,000円、収入済額3 億

5,304万3,000円、比較が156万7,000円。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、予算現額1 億4,141万円、収入済額1 億4,048万3,122円、比較が92万6,878円。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、予算現額9,585万6,000円、収入済額9,585万6,755円、比較が755円。

7 款県支出金、1 項県負担金、予算現額1,856万9,000円、収入済額1,851万1,589円、比較が5 万7,411円。2 項県補助金、予算現額1 億1,566万3,000円、収入済額1 億4,968万9,000円、比較が3,402万6,000円。

8 款連合会支出金、1 項連合会補助金は1,000円の費目存置のままです。

9 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、予算現額3 億9,829万8,000円、収入済額3 億9,829万8,982円、比較が982円。

10款財産収入、1 項財産運用収入も1,000円

の費目存置のままです。

11款繰入金、1項他会計繰入金、予算現額2億7,617万3,000円、収入済額2億7,617万1,400円、比較が1,600円。11款繰入金、2項基金繰入金、予算現額200万円、収入済額200万円、比較はゼロ。

12款繰越金、1項繰越金、予算現額7,713万8,000円、収入済額7,713万6,077円、比較が1,923円。

13款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、予算現額300万2,000円、収入済額305万2,559円、比較が5万559円。2項預金利子、3項受託事業収入は1,000円の費目存置のままでございます。4項雑入、予算現額279万8,000円、収入済額318万5,475円、比較が38万7,475円。

97款一時立替金はありません。

歳入合計、予算現額23億5,261万2,000円、収入済額23億9,381万8,980円、予算現額と収入済額との比較4,120万6,980円でございます。

続いて歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、予算現額2,892万円、支出済額2,881万6,808円、比較が10万3,192円。2項徴税費、予算現額907万6,000円、支出済額891万2,885円、比較が16万3,115円。3項運営協議会費、予算現額4万8,000円、支出済額1万6,000円、比較が3万2,000円。4項趣旨普及費、予算現額5万円、支出済額4万4,100円、比較が5,900円。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額12億205万円、支出済額11億8,039万180円、比較が2,165万9,820円。2項高額療養費、予算現額1億8,410万円、支出済額1億8,194万5,706円、比較が215万4,294円。3項移送費は2,000円の費目存置のままであります。4項出産育児諸費、予算現額2,001万2,000円、支出済額1,576万9,304円、比較が424万2,696円。5項葬祭諸費、予算現額50万円、支出済額44万円、比較が6万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支

援金等、予算現額2億8,250万7,000円、支出済額2億8,250万2,703円、比較が4,297円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、予算現額33万8,000円、支出済額29万3,058円、比較が4万4,942円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、予算現額1万5,000円、支出済額1万2,073円、比較が2,927円。

6款介護納付金、1項介護納付金、予算現額1億3,811万5,000円、支出済額1億3,811万4,079円、比較が921円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、予算現額3億8,847万1,000円、支出済額3億8,846万8,310円、比較が2,690円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額1,123万8,000円、支出済額1,116万1,886円、比較が7万6,114円。2項保健事業費、予算現額1,536万9,000円、支出済額1,518万1,924円、比較が18万7,076円。

9款基金積立金、1項基金積立金は費目存置のままであります。

10款公債費、1項公債費も費目存置のままでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額6,172万2,000円、支出済額6,125万9,812円、比較が46万2,188円。2項延滞金は費目存置のままであります。

12款予備費、1項予備費、予算現額1,007万6,000円、支出済額ゼロ、比較もそのまま1,007万6,000円。

歳出合計、予算現額23億5,261万2,000円、支出済額23億1,332万8,828円、予算現額と支出済額との比較3,928万3,172円。

歳入歳出差引残額8,049万152円。

平成25年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第3号

平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成25年9月6日提出

中城村長 浜田京介

平成24年度

中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入額	111,068,308 円
歳出額	109,814,914 円
差引残額	1,253,394 円

平成24年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 後期高齢者医療保険料		70,486,000	73,125,998	70,849,565	50,862	2,872,514	363,565	還付未済額 646,943
	1 後期高齢者医療保険料	70,486,000	73,125,998	70,849,565	50,862	2,872,514	363,565	還付未済額 646,943
2 使用料及び手数料		27,000	39,500	39,500	0	0	12,500	
	1 手数料	27,000	39,500	39,500	0	0	12,500	
3 寄付金		1,000	0	0	0	0	1,000	

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備 考
3	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	1,000	
4	繰入金	38,110,000	38,108,629	38,108,629	0	0	1,371	
	1 一般会計繰入金	38,109,000	38,108,629	38,108,629	0	0	371	
	2 他会計繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000	
5	繰越金	978,000	977,132	977,132	0	0	868	
	1 繰越金	978,000	977,132	977,132	0	0	868	
6	諸収入	1,216,000	1,093,482	1,093,482	0	0	122,518	
	1 延滞金、加算金及び過料	8,000	10,300	10,300	0	0	2,300	
	2 償還金及び還付加算金	207,000	124,002	124,002	0	0	82,998	
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000	
	4 雑 入	1,000,000	959,180	959,180	0	0	40,820	
歳 入 合 計		110,818,000	113,344,741	111,068,308	50,862	2,872,514	25,308	還付未済額 646,943

(歳 出)

(単位 : 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較	備 考
1	総 務 費	2,687,000	2,326,201	0	360,799	360,799	
	1 総務管理費	1,660,000	1,412,723	0	247,277	247,277	
	2 徴 収 費	1,027,000	913,478	0	113,522	113,522	
2	後期高齢者医療広域連合納付金	107,685,000	107,363,411	0	321,589	321,589	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	107,685,000	107,363,411	0	321,589	321,589	
3	諸 支 出 金	209,000	125,302	0	83,698	83,698	
	1 償還金及び還付加算金	208,000	125,302	0	82,698	82,698	
	2 繰 出 金	1,000	0	0	1,000	1,000	
4	予 備 費	237,000	0	0	237,000	237,000	
	1 予 備 費	237,000	0	0	237,000	237,000	
歳 出 合 計		110,818,000	109,814,914	0	1,003,086	1,003,086	

歳入歳出差引残額 1,253,394 円

平成25年9月6日 提出
中城村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(後期高齢者医療特別会計)

平成24年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	111,068 千円
2. 歳 出	総 額	109,815 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	1,253 千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費 繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費 繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し 繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質	収 支 額	1,253 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入額1億1,106万8,308円、歳出額1億981万4,914円、差引残額125万3,394円。

同じく歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、予算現額7,048万6,000円、収入済額7,084万9,565円、比較が36万3,565円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、予算現額2万7,000円、収入済額3万9,500円、比較が1万2,500円。

3款寄付金、1項寄付金は1,000円の費目存置のままでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、予算現額3,810万9,000円、収入済額3,810万8,629円、比較が371円。2項他会計繰入金は1,000円の費目存置のままです。

5款繰越金、1項繰越金、予算現額97万8,000円、収入済額97万7,132円、比較が868円。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、予算現額8,000円、収入済額1万300円、比較が2,300円。2項償還金及び還付加算金、予算現額20万7,000円、収入済額12万4,002円、比較が8万2,998円。3項預金利子は費目存置のままです。4項雑入、予算現額100万円、収入済額95万9,180円、比較が4万820円。

歳入合計、予算現額 1 億1,081万8,000円、収入済額 1 億1,106万8,308円、予算現額と収入済額との比較25万308円であります。

続いて歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額166万円、支出済額141万2,723円、比較が24万7,277円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額 1 億768万5,000円、支出済額 1 億736万3,411円、比較が32万1,589円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額20万8,000円、支出済額12万5,302円、比較が 8 万2,698円。2 項繰出金は1,000円の費目存置のままであります。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額23万7,000円、支出済額ゼロ、比較も23万7,000円。

歳出合計、予算現額 1 億1,081万8,000円、支出済額 1 億981万4,914円、予算現額と支出済額との比較100万3,086円。

歳入歳出差引残額125万3,394円。

平成25年 9 月 6 日、 中城村長 浜田京介。
以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第 4 認定第 4 号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第 4 号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第 4 号

平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成25年 9 月 6 日提出

中城村長 浜 田 京 介

平成24年度

中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額	358,034,587 円
歳 出 額	356,327,576 円
差 引 残 額	1,707,011 円

平成24年度 公共下水道特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料及び手数料		11,155,000	12,468,395	12,468,395	0	0	1,313,395	
	1 使用料	10,935,000	12,083,395	12,083,395	0	0	1,148,395	
	2 手数料	220,000	385,000	385,000	0	0	165,000	
2 国庫支出金		0	0	0	0	0	0	
	1 国庫補助金	0	0	0	0	0	0	
3 繰入金		102,311,000	102,311,000	102,311,000	0	0	0	
	1 一般会計繰入金	102,311,000	102,311,000	102,311,000	0	0	0	
4 繰越金		2,541,000	2,540,344	2,540,344	0	0	656	
	1 繰越金	2,541,000	2,540,344	2,540,344	0	0	656	
5 諸収入		4,592,000	4,314,848	4,314,848	0	0	277,152	
	1 預金利子	1,000	1,205	1,205	0	0	205	
	2 雑入	4,591,000	4,313,643	4,313,643	0	0	277,357	
6 村債		117,200,000	116,400,000	116,400,000	0	0	800,000	
	1 村債	117,200,000	116,400,000	116,400,000	0	0	800,000	
7 県支出金		120,000,000	120,000,000	120,000,000	0	0	0	
	1 県補助金	120,000,000	120,000,000	120,000,000	0	0	0	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借入金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時借入金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		357,799,000	358,034,587	358,034,587	0	0	235,587	

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 公共下水道費		260,500,000	259,229,797	0	1,270,203	1,270,203	
	1 公共下水道費	260,500,000	259,229,797	0	1,270,203	1,270,203	
2 公債費		97,099,000	97,097,779	0	1,221	1,221	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
2 公債費	1 公債費	97,099,000	97,097,779	0	1,221	1,221	
3 予備費		200,000	0	0	200,000	200,000	
	1 予備費	200,000	0	0	200,000	200,000	
歳出合計		357,799,000	356,327,576	0	1,471,424	1,471,424	

歳入歳出差引残額 1,707,011 円

平成25年9月6日 提出
中城村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(公共下水道事業特別会計)

平成24年度

区 分		金 額
1 . 歳	入 総 額	358,035 千円
2 . 歳	出 総 額	356,328 千円
3 . 歳	入 歳 出 差 引 額	1,707 千円
4 . 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費 繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費 繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し 繰越額	0 千円
	計	0 千円
5 . 実	質 収 支 額	1,707 千円
6 .	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額3億5,803万4,587円、歳出額3億5,632万7,576円、差引残額170万7,011円。

同じく歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款使用料手数料、1項使用料、予算現額1,093万5,000円、収入済額1,208万3,395円、比較が114万8,395円。2項手数料、予算現額22万円、収入済額38万5,000円、比較が16万5,000円。

2款国庫支出金はありません。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、予算現額 1 億231万1,000円、収入済額 1 億231万1,000円、比較はゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、予算現額 254万 1,000円、収入済額 254万344円、比較が656円。

5 款諸収入、1 項預金利子、予算現額 1,000 円、収入済額 1,205円、比較が205円。2 項雑入、予算現額 459万1,000円、収入済額 431万3,643円、比較が27万7,357円。

6 款村債、1 項村債、予算現額 1 億1,720万 円、収入済額 1 億1,640万円、比較が80万円。

7 款県支出金、1 項県補助金、予算現額 1 億 2,000万円、収入済額 1 億2,000万円、比較はゼロ。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額 3 億5,779万9,000円、収入済額 3 億5,803万4,587円、予算現額と収入済額との比較 23万5,587円。

続いて歳出、1 款公共下水道費、1 項公共下水道費、予算現額 2 億6,050万円、支出済額 2 億5,922万9,797円、比較が127万203円。

2 款公債費、1 項公債費、予算現額 9,709万 9,000円、支出済額 9,709万7,779円、比較が 1,221円。

3 款予備費、1 項予備費、予算現額 20万円、支出済額ゼロ、比較も20万円。

歳出合計、予算現額 3 億5,779万9,000円、支出済額 3 億5,632万7,576円、予算現額と支出済額との比較 147万1,424円。

歳入歳出差引残額 170万7,011円。

平成25年 9 月 6 日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第 5 認定第 5 号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第 5 号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第 5 号

平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成25年 9 月 6 日提出

中城村長 浜田京介

平成24年度

中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳入額	1,462,830,269 円
歳出額	1,027,303,081 円
差引残額	435,527,188 円

平成24年度 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1	繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000	
2	繰越金	163,348,000	163,345,515	163,345,515	0	0	2,485	
	1 繰越金	163,348,000	163,345,515	163,345,515	0	0	2,485	
3	諸収入	300,000	1,075,140	1,075,140	0	0	775,140	
	1 雑入	300,000	1,075,140	1,075,140	0	0	775,140	
4	保留地処分金	949,496,000	1,298,409,614	1,298,409,614	0	0	348,913,614	
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	949,496,000	1,298,409,614	1,298,409,614	0	0	348,913,614	
5	村債	1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 村債	1,000	0	0	0	0	1,000	
97	一時立替金	0	0	0	0	0	0	
	1 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		1,113,146,000	1,462,830,269	1,462,830,269	0	0	349,684,269	

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1	土地区画整理事業費	1,113,144,000	1,027,303,081	85,393,359	447,560	85,840,919	
	1 南上原土地区画整理事業費	1,113,144,000	1,027,303,081	85,393,359	447,560	85,840,919	
2	公債費	1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000	
歳出合計		1,113,146,000	1,027,303,081	85,393,359	449,560	85,842,919	

歳入歳出差引残額 435,527,188 円

平成25年9月6日 提出
中城村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(土地区画整理事業特別会計)

平成24年度

区 分		金 額
1. 歳	入 総 額	1,462,830 千円
2. 歳	出 総 額	1,027,303 千円
3. 歳	入 歳 出 差 引 額	435,527 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費 繰次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	85,394 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	85,394 千円
5. 実	質 収 支 額	350,133 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額14億6,283万269円、歳出額10億2,730万3,081円、差引残額4億3,552万7,188円。

同じく歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款繰入金、1項基金繰入金は1,000

円の費目存置のままです。

2款繰越金、1項繰越金、予算現額1億6,334万8,000円、収入済額1億6,334万5,515円、比較が2,485円。

3款諸収入、1項雑入、予算現額30万円、収入済額107万5,140円、比較が77万5,140円。

4款保留地処分金、1項南上原区画整理事業

保留地処分金、予算現額 9 億4,949万6,000円、
収入済額 12億9,840万9,614円、比較が 3 億
4,891万3,614円。

5 款村債、1 項村債は1,000円の費目存置の
ままであります。

97款はございません。

歳入合計、予算現額11億1,314万6,000円、収
入済額14億6,283万269円、予算現額と収入済額
との比較 3 億4,968万4,269円。

続いて歳出であります。歳出、1 款土地区画
整理事業費、1 項南上原土地区画整理事業費、
予算現額11億1,314万4,000円、支出済額10億
2,730万3,081円、比較が8,584万919円。

2 款公債費、3 款予備費は費目存置のままで
ございます。

歳出合計、予算現額11億1,314万6,000円、支

出済額10億2,730万3,081円、予算現額と支出済
額との比較8,584万2,919円。

歳入歳出差引残額 4 億3,552万7,188円。

平成25年 9 月 6 日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終
わります。

日程第 6 認定第 6 号 平成24年度中城村汚
水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定
を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第 6 号 平成24年度中
城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決
算認定について御提案申し上げます。

認定第 6 号

平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、平成24年度中城村汚水処
理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成25年 9 月 6 日提出

中城村長 浜 田 京 介

平成24年度

中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額	5,302,000 円
歳 出 額	4,097,377 円
差 引 残 額	1,204,623 円

平成24年度 汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料及び手数料		3,746,000	3,302,000	3,302,000	0	0	444,000	
	1 使用料	3,745,000	3,302,000	3,302,000	0	0	443,000	
	2 手数料	1,000	0	0	0	0	1,000	
2 寄附金		2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	0	0	
	1 寄附金	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	0	0	
3 繰入金		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000	
4 繰越金		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	1,000	
5 諸収入		2,000	0	0	0	0	2,000	
	1 預金利息	1,000	0	0	0	0	1,000	
	2 雑収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
歳入合計		5,750,000	5,302,000	5,302,000	0	0	448,000	

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 汚水処理施設管理費		4,429,000	4,097,377	0	331,623	331,623	
	1 汚水処理施設管理費	4,429,000	4,097,377	0	331,623	331,623	
2 予備費		1,321,000	0	0	1,321,000	1,321,000	
	1 予備費	1,321,000	0	0	1,321,000	1,321,000	
歳出合計		5,750,000	4,097,377	0	1,652,623	1,652,623	

歳入歳出差引残額 1,204,623 円

平成25年9月6日 提出
中城村長 浜田京介

実質収支に関する調書

(汚水処理施設管理事業特別会計)

平成24年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	5,302 千円
2. 歳 出	総 額	4,097 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	1,205 千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費 繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費 繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し 繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質	収 支 額	1,205 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額530万2,000円、歳出額409万7,377円、差引残額120万4,623円。

歳入のほうから。まず歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、予算現額374万5,000円、収入済額330万2,000円、比較が44万3,000円。2項手数料は費目存置のままでございます。

2款寄附金、1項寄附金、予算現額200万円、収入済額200万円、比較はゼロ。

3款繰入金、4款繰越金、5款諸収入は費目存置のままでございます。

歳入合計、予算現額575万円、収入済額530万2,000円、予算現額と収入済額との比較44万8,000円。

続いて歳出。歳出、1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、予算現額442万9,000円、支出済額409万7,377円、比較が33万1,623円。

2款予備費、1項予備費、予算現額132万1,000円、支出済額ゼロ、比較も132万1,000円。

歳出合計、予算現額575万円、支出済額409万7,377円、予算現額と支出済額との比較165万2,623円。

歳入歳出差引残額120万4,623円。

平成25年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定及び日程第8 議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についての2件を一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定について御提案申し

上げます。

認定第7号

平成24年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により平成24年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。

平成25年9月6日提出

中城村長 浜 田 京 介

平成24年度 中城村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち、仮受消費税 及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	427,396,000	0	0	427,396,000	428,772,562	1,376,562	
第1項 営業収益	424,453,000	0	0	424,453,000	427,193,235	2,740,235	20,233,487
第2項 営業外収益	2,940,000	0	0	2,940,000	1,403,718	1,536,282	50,663
第3項 特別利益	3,000	0	0	3,000	175,609	172,609	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考 (うち、仮払消費税 及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による 支出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	合 計				
第1款 水道事業費用	411,108,000	5,695,000	0	0	0	416,803,000	0	416,803,000	403,063,743	0	13,739,257	
第1項 営業費用	399,579,000	5,695,000	0	0	0	405,274,000	0	405,274,000	391,814,852	0	13,459,148	12,562,848
第2項 営業外費用	10,326,000	0	868,800	0	0	11,194,800	0	11,194,800	11,170,104	0	24,696	
第3項 特別損失	203,000	0	0	0	0	203,000	0	203,000	78,787	0	124,213	
第4項 予備費	1,000,000	0	868,800	0	0	131,200	0	131,200	0	0	131,200	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	法第26条の規定 による繰越額に 係る財源充当額	継続費 通次 繰越額に係る 財源 充 当 額	合 計			
第1款 資本的収入	40,001,000	15,500,000	55,501,000	0	0	55,501,000	39,500,000	16,001,000	
第1項 補助金	37,000,000	16,000,000	53,000,000	0	0	53,000,000	37,000,000	16,000,000	翌年度繰越額
第2項 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3項 出資金	3,000,000	500,000	2,500,000	0	0	2,500,000	2,500,000	0	
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	1,000	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考 (うち、仮払消費税 及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	法第26条の 規定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		法第26条の 規定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	102,962,000	31,700,000	0	134,662,000	0	0	134,662,000	96,809,971	32,014,500	0	32,014,500	5,837,529	
第1項 建設改良費	95,039,000	31,700,000	0	126,739,000	0	0	126,739,000	88,888,091	32,014,500	0	32,014,500	5,836,409	3,714,792
第2項 企業債償還金	7,922,000	0	0	7,922,000	0	0	7,922,000	7,921,880	0	0	0	120	
第3項 予備費	1,000	0	0	1,000	0	0	1,000	0					

資本的収入額が資本的支出額に不足した額 57,309,971円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,833,840円及び過年度損益勘定留保資金 55,476,131円で補填した。

2 ページほどめくっていただきまして、まず
(1) 収益的収入及び支出のほうの収入のほう
から。

第 1 款水道事業収益、第 1 項営業収益、当初
予算額 4 億 2,445 万 3,000 円、決算額 4 億 2,719
万 3,235 円、増減比較でございます。274 万 235
円。第 2 項営業外収益、当初予算額 294 万円、
決算額 140 万 3,718 円、増減が 153 万 6,282 円。第
3 項特別利益、当初予算額 3,000 円、決算額 17
万 5,609 円、増減が 17 万 2,609 円。

続いて支出、第 1 款水道事業費用、第 1 項営
業費用、当初予算額 3 億 9,957 万 9,000 円、決算
額 3 億 9,181 万 4,852 円、不用額 1,345 万 9,148 円。
第 2 項営業外費用、当初予算額 1,032 万 6,000 円、
決算額 1,117 万 104 円、不用額が 2 万 4,696 円。
第 3 項特別損失、当初予算額 20 万 3,000 円、決
算額 7 万 8,787 円、不用額が 12 万 4,213 円。第 4
項予備費、当初予算額 100 万円、決算額はゼロ、
不用額は 13 万 1,200 円。

次のページです。次のページには (2) 資本
的収入及び支出の収入のほうからでございます。

第 1 款資本的収入、第 1 項補助金、当初予算
額 3,700 万円、決算額 3,700 万円、その増減が補
正予算額もありますので 1,600 万円。第 2 項の
企業債はございません。第 3 項出資金、当初予
算額 300 万円、決算額 250 万円、比較もゼロで
ございます。補正予算額 50 万円。

支出のほうです。第 1 款資本的支出、第 1 項
建設改良費、当初予算額 9,503 万 9,000 円、決算
額 8,888 万 8,091 円、不用額が 583 万 6,409 円。第
2 項企業債償還金、当初予算額 792 万 2,000 円、
決算額 792 万 1,880 円、不用額 120 円。第 3 項予
備費は 1,000 円の費目存置のままでございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足した額
5,730 万 9,971 円は当年度消費税及び地方消費税
資本的収支調整額 183 万 3,840 円及び過年度損益
勘定留保資金 5,547 万 6,131 円で補てんした。

平成24年度中城村水道事業損益計算書
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益

(1) 給 水 収 益	396,880,229	
(2) その他の営業収益	<u>10,079,519</u>	406,959,748

2 営業費用

(1) 原水及び浄水費	208,016,178	
(2) 配水及び給水費	32,918,352	
(3) 総 係 費	44,829,527	
(4) 減 価 償 却 費	84,965,192	
(5) 資 産 減 耗 費	<u>8,522,755</u>	<u>379,252,004</u>

営業利益 27,707,744

3	営業外収益			
	(1)受取利息	38,104		
	(2)工事負担金	1,013,243		
	(3)雑収益	301,850		
	(4)消費税還付金	<u>0</u>	1,353,197	
4	営業外費用			
	(1)支払利息	3,438,352		
	(2)その他雑支出	<u>1,880,953</u>	<u>5,319,305</u>	<u>3,966,108</u>
	経常利益			23,741,636
5	特別利益			
	(1)過年度損益修正益	<u>175,609</u>	175,609	
6	特別損失			
	(1)過年度損益修正損	<u>75,036</u>	<u>75,036</u>	<u>100,573</u>
	当年度純利益			23,842,209
	前年度繰越利益剰余金			<u>35,317,062</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>59,159,271</u></u>

平成24年度 中城村水道事業剰余金計算書
 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金		剰余金								資本合計
	自己資本金	借入資本金	資本剰余金				利益剰余金				
			受贈財産評価額	補助金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	438,904,478	177,301,961	172,426,956	1,514,246,873	38,611,220	1,725,285,049	28,081,112	42,188,343	75,317,062	145,586,517	2,487,078,005
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	10,000,000	30,000,000	40,000,000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	10,000,000	30,000,000	40,000,000	0	0
前年度純利益						0	10,000,000	30,000,000	40,000,000	0	0
法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度純利益						0				0	0
処分後残高	438,904,478	177,301,961	172,426,956	1,514,246,873	38,611,220	1,725,285,049	38,081,112	72,188,343	(繰越利益剰余金) 35,317,062	145,586,517	2,487,078,005
当年度変動額	2,500,000	7,921,880	113,485,910	37,000,000	0	150,485,910	0	0	23,842,209	23,842,209	168,906,239
自己資本金組入	2,500,000					0				0	2,500,000
企業債償還		7,921,880				0				0	7,921,880
資本剰余金受入			113,485,910	37,000,000		150,485,910				0	150,485,910
補助金返還						0				0	0
当年度純利益						0			23,842,209	23,842,209	23,842,209
当年度末残高	441,404,478	169,380,081	285,912,866	1,551,246,873	38,611,220	1,875,770,959	38,081,112	72,188,343	(当年度未処分利益剰余金) 59,159,271	169,428,726	2,655,984,244

平成24年度 中城村水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	610,784,559	1,875,770,959	59,159,271
議会の議決による処分数額	0	0	50,000,000
減債積立金			20,000,000
建設改良積立金の積立			30,000,000
利益積立金の積立			
処分後残高	610,784,559	1,875,770,959	(繰越利益剰余金) 9,159,271

平成24年度中城村水道事業貸借対照表

(平成25年3月31日)

資 産 の 部

(単位:円)

1 固定資産

(1)有形固定資産

イ 土地		47,769,530
ロ 構築物	3,109,705,347	
減価償却累計額	<u>1,173,105,802</u>	1,936,599,545
ハ 機械装置	211,162,903	
減価償却累計額	<u>100,672,207</u>	110,490,696
ニ 車輛運搬具	4,837,317	
減価償却累計額	<u>3,225,230</u>	1,612,087
ホ 器具備品	49,486,252	
減価償却累計額	<u>27,691,168</u>	21,795,084
ヘ 施設用建物	66,149,719	
減価償却累計額	<u>11,407,855</u>	54,741,864
ト 建設仮勘定	30,776,159	30,776,159

有形固定資産合計

2,203,784,965

(2) 無形固定資産		
イ 電話加入権	123,100	123,100
固定資産合計		2,203,908,065
2 流動資産		
(1) 現金預金	491,430,368	
(2) 未収金	34,753,638	
(3) 貯蔵品	86,000	
流動資産合計		526,270,006
資産合計		<u>2,730,178,071</u>
負債の部		
3 固定負債		
(1) 修繕引当金	11,000,000	
固定負債合計		11,000,000
4 流動負債		
(1) 未払金	61,687,598	
(2) 前受金	60,500	
(3) 預かり金	1,436,960	
(4) 預り保証金	0	
(5) その他流動負債	8,769	
流動負債合計		<u>63,193,827</u>
負債合計		74,193,827
資本の部		
5 資本金		
(1) 自己資本金		

イ 固有資本金	40,841,872	
ロ 繰入資本金	116,647,382	
ハ 組入資本金	<u>283,915,224</u>	441,404,478
(2)借入資本金		
イ 企業債	<u>169,380,081</u>	<u>169,380,081</u>
資本金合計		610,784,559
6 剰余金		
(1)資本剰余金		
イ 国庫補助金	1,551,246,873	
ロ 受贈財産評価額	285,912,866	
ハ 保険差益	93,318	
ニ 工事負担金	<u>38,517,902</u>	
資本剰余金合計		1,875,770,959
(2)利益剰余金		
イ 減債積立金	38,081,112	
ロ 建設改良積立金	72,188,343	
ハ 当年度未処分利益剰余金	59,159,271	
利益剰余金合計		<u>169,428,726</u>
剰余金合計		<u>2,045,199,685</u>
資本合計		<u>2,655,984,244</u>
負債資本合計		<u>2,730,178,071</u>

以上でございます。

上げます。

続いて議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について御提案申し

議案第51号

平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めます。

平成25年9月6日提出

中城村長 浜田京介

平成24年度 中城村水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	610,784,559	1,875,770,959	59,159,271
議会の議決による処分額	0	0	50,000,000
減債積立金			20,000,000
建設改良積立金の積立			30,000,000
利益積立金の積立			
処分後残高	610,784,559	1,875,770,959	(繰越利益剰余金) 9,159,271

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休 憩(10時53分)

~~~~~

再 開(10時54分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

視察後に、終了後に本日の議事を散会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

散 会(10時55分)

視察終了(15時50分)

## 平成25年第6回中城村議会定例会（第5日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成25年9月6日（金）    |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成25年9月10日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成25年9月10日 （午後0時02分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                 | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正               | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝               | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                 | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                 | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 12 番            | 宮 城 治 邦               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                 | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕               | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人               | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘               | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治               |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程  | 件 名                                     |
|------|-----------------------------------------|
| 第 1  | 議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について          |
| 第 2  | 議案第42号 中城村税条例の一部を改正する条例                 |
| 第 3  | 議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例            |
| 第 4  | 議案第52号 中城村立南上原小学校（仮称）建設基金条例を廃止する条例      |
| 第 5  | 議案第44号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第3号）           |
| 第 6  | 議案第45号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）     |
| 第 7  | 議案第46号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）    |
| 第 8  | 議案第47号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）    |
| 第 9  | 議案第48号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）   |
| 第 10 | 議案第49号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 11 | 議案第50号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）         |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任を議題とします。

本件については9月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時05分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任は原案のとおり同意されました。

日程第2 議案第42号 中城村税条例の一部

を改正する条例を議題とします。

本件については9月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 中城村税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号 中城村税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については9月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

12番 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 おはようございます。議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

昭和38年以降、国、県の周知、再周知指導及び平成18年の3月議会、平成21年の3月議会の再三の指摘にもかかわらず、共同住宅の水道料金格差問題がこれまで放置されてきたことで、

住民は損害をこうむり、不幸なことであります。

今議会に給水条例の一部改正議案が提案されたことで、水道料金の格差是正が行われることは当然のこととはいえ、住民、関係者の皆さんには大変喜んでいただけるものと確信しております。行政運営の基本は法令の遵守であります。中城村発展のためにも、格差、差別のない明るい公平、公正、平等な地域づくりを推進していただくことを強く要望いたします。

それでは本題に入ります。1点目に、水道料金の徴収方法を改正して、用途に応じて連合専用給水装置を適用する理由について。

2点目、水道事業給水条例第4条、給水装置の種類に第4号の連合専用給水装置が条文として追加されているが、第2号の供用給水装置と同意する意味と解釈するが、どう区別するか。

3点目、今回の条例改正では1戸当たりの料金はそれぞれの用途に応じて上記の料金を適用するとなっているが、家事用以外にも適用できると理解していいか。以上、3点について伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 それではお答えいたします。

現行の水道料金徴収方法は改正しておりません。用途に応じての連合専用給水装置を適用する根拠についてですが、入居世帯数や店舗の数が異なる共同住宅に対して、よりよい料金設定を行うため連合専用料金制度を設定しております。

2点目の水道事業条例第4条、給水装置の種類、第4号に連合専用給水装置が条文として追加されているが、(2)号の給水装置とはどういうふうに区別するかということですが、連合専用給水装置とは連合専用料金を適用する給水装置の区分の一つです。供用給水装置とは連合用を適用しない給水装置の区分になります。簡単に言えば、連合用を適用すれば安くなるのと、

連合用を適用するのにまた高くなる場合があります。それが今回4号を追加することによって、給水装置の区分がより明確になります。

3点目です。今回の議案第43号の条例改正に1戸当たりの料金はそれぞれの用途に応じて上記の料金を適用するとなっておりますが、家庭用以外にも適用できると理解していいかということですが、連合専用料金では使用料は平均して使用したものとし、共同住宅の入居世帯数や店舗数に応じてその料金を算定します。よって、住宅の形態によっては家事用以外の水道料金の算定になる場合があります。例えば、建物全体が営業用で雑居ビル等であれば適用除外になります。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいま答弁をいただきましたが、徴収方法の改正ではないということですが、徴収料金が変わるわけですから、方法もね。それは改正になるんじゃないでしょうか。

それから2点目、追加の4号、2号ではこの解釈として何か違うところはないと思う。連合専用というのは共同住宅に対してですよ。そういう考えですね。そうすると、現行の条例の2号で言っているのは、供用給水装置、2世帯または2カ所以上で供用する。同じ意味じゃないでしょうか。

3点目については先ほど答弁がありましたように、家事用以外は適用しないという意味ですね。しかし、皆さんが提案されたこの改正後の案ですが、議案書の2ページをごらんください。その表の用途がありまして、連合専用、1戸当たりの料金はそれぞれの用途。それぞれの用途というのは家事用、営業用、団体用、下に臨時用がありますね。それはそれぞれだと解釈できるわけです。こんな紛らわしい文章で条例をつくった場合、後々いろいろ問題を残すんじゃないですか。そこはしっかりと家事用を入れる。

例えばこれが意味するところ。例えば共同住宅の中によくありますね、店舗、あるいは事務所。それはどうなるのか。営業用なのか、家事用でいいのかと。給水のほうはどうなっているかということだと思えます。それを一応指摘しておきます。

では次の質疑をしますが、この連合専用給水装置を適用した場合に現行の料金と比較として経営診断の結果は出ているか。とした場合に、減少は幾らになっているか。

2点目、給水条例第4条、給水装置の種類で第2号、共用給水装置及び第4号、連合専用給水装置は先ほども言ったように同様な意味と解釈すると。水道料金の徴収に連合専用を適用している中部町村で同時に、要するに今、中城村でいう、追加しようとしている2号と4号が同時に条文化されている団体はほかにあるか。

次3点目、具体的なたとえとして家事用の共同住宅に入居している店舗や、事務所及び営業用の雑居ビル等に入居している店舗や事務所はそれぞれどのような方法で給水されて、メーターの検針及び料金の徴収が行われているか。

4点目、住居と店舗、事務所が混在している共同住宅の場合、子メーターの検針及び料金の徴収は用途として家事用と営業用に区別されるが、親メーターで用途の分類が現実問題として可能か。そのときはだれが料金を算定するのか。以上、伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 それではお答えします。

1点目に関して、連合用を運用することにより、実績ですけれども、平成24年4月から平成25年3月末まで月平均で130万円、年間で1,560万円の減収になります。

2点目ですが、連合専用を条文化することにより、明確でよりよい料金設定ができるということから条文化しております。

3点目になりますが、水道、給水の方法については住宅、店舗にかかわらず、村が貸与し水道メーター、親メーターから直接各戸へ給水、直結給水しています。それから貯水槽、受水槽、高架タンクにためられた水を各戸へ給水しております。検針は給水契約を結ぶ水道の利用者に対し、村が貸与する水道メーターを検針し使用量に応じて料金を請求しております。給水契約を結んでいない住居者に対してのメーター検針、料金の徴収の割り振りは行っておりません。

4点目ですけれども、複合連合線というシステムをやっておりますので、混合しても料金の算定ができます。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの答弁は、1点目のほうは年間1,560万円ぐらいの減収になると。2点目については答弁になっておりませんが、そういった同時に2号、4号、中城村でいう2号、4号、同時に条文化されている団体はほかにあるのか。それを聞いたんだけど、ちゃんと答えておりません。

それから具体的な例として今3番目に挙げてあるんですが、これまで従来ですね、共同住宅というのはほとんど親メーター1本でやっていると思うんですね。さっき言った答弁はちょっとおかしい。皆さんが対応しているのは親メーターだけです。子メーターは対応していないでしょう。それが結局答弁になっていない。

それからこの4点目、私が聞いているのは、子メーターは皆さんは対応していませんから検針徴収しませんということを言っています。この4番目については親メーターでこの混在する、いわば営業用としての、用途でいえば営業用の取り扱いになる。店舗、事務所があった場合、親メーター1本でどのように営業用、家事用と分類できるんですかと。皆さんは例えば店舗が入っていた場合に、子メーターですよ。子メーターみたいなのは検針しないわけですよ。

そうなる、どのようにしてこれは数字を出すんですか。出ませんよ、これは。机の上でできます。数字を持ってくれば。しかし、皆さんは業務としてそれをやらないと、検針しませんと、徴収もしませんということを今説明しているわけでしょう。これは不可能ですよ。これは疑問の多い条例改正です。改正することは、要するに格差是正のための改正は大賛成と言っている。しかしながら、これが今後、この条例というのが住民にとっては生活の礎となり、生活環境の大きな負担になります。条例というのは。そういう観点からいって、上位法である憲法、地方自治法、その他関係省令に基づいて、条例は議会において慎重に審議して策定されるべきものであると考えます。

あとは討論の中で一応述べますが、この質疑の中で言わせてもらえば、議案第43号は委員会付託を要求します。以上です。

議長 比嘉明典 以上で12番 宮城治邦議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

休憩いたします。

休憩（10時23分）

~~~~~

再開（10時38分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは議案第43号についてお伺いいたします。

まず皆さん、この連合専用については宜野湾市のを準用していると言っていましたけれども、どうも宜野湾市の条例を見ても、連合専用の料金の設定については、どうも家庭用を適用するという条項になっているんですが、その辺ですね、中城の場合はこの用途に応じて料金を適用するとなっていますが、この用途の決定、これは家庭用だ、営業用だ、あるいは団体用だとか、連合専用の使用においてそういう用途を

決定する基本、基準というんですか。この運用の規定ですね。この辺はどういうふうにして、これは家庭用だとか、そのほかの用途だというような基準で定めるのか。そういう運用の規定はどのように定めているのか。それが1点です。

それとこの条例というのは先ほどもちょっと減額の、年間で1,500万円以上の減額になると。要するに予算を伴う条例ですよ。しかも、今の提案理由では半年ということでありまして。10月から適用したいと。1,500万円だったら750万円以上、800万円の収入の減があるというのははっきりしているわけです。課長が明言しているとおり。これであるならば、今回の補正予算でそれと連動して減額、水道料金使用料の減額予算の措置も本来はやられるべきだろうと思うんですが、どうして今回の補正予算にこの条例改定による変更を反映させなかったのか。どうせ成立するというのを前提にしていないのか。これが2点目。

あと3点目です。この条例は平成25年10月1日から施行するとなっていますが、さかのぼって4月1日、年度始めから、要するに平成25年度の当初から適用するということとはできないのか。普通だったら当然そうやるべきだと思うんですが、なぜ遡求して適用しないのか。その3点お願いいたします。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 1点目の運用基準に関しては、親メーターのみを検針し、料金を払っているアパート、マンション、2世帯住宅。

2番目に各戸が構造上独立していること。台所、風呂場、トイレが使用上独立している場合を可能とします。

3番目に、入居の有無にかかわらず全ての戸数で計算をいたします。

4番目です。中城村給水条例及び同施行時に定めるものがあるほか、この運用基準による。

5番目は、その他水道事業管理者が必要と認

めた場合に適用します。家庭用、営業用の決定は申請者が申請して、水道課がこの店舗を確認した後に決定をいたします。

減の予算措置にということですが、水道の使用料、年間を通しまして、その収益がこの1,560万円に対して、この年間の水量と比較して、どうしても減が出れば補正予算の措置をとります。

今、4月1日からさかのぼってできないかということですが、条例の制定が10月1日施行ですので、さかのぼってできません。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 何と再質疑をしていいかちょっと戸惑いますが、まず1点目に申請して用途を決めるとおっしゃっていますが、申請を受けた段階でこの共同住宅は家庭用を適用するか、あるいは営業用を適用するかと。そういう答弁の仕方をおっしゃいましたが、本当にそれでよろしいのか。雑居ビルの場合、非常に難しいところがあると思うんですが、1階は店舗、2階は事務所とか、その上以降は普通のアパート、住宅と。そういうものについてはこのまま一、二階、あるいは1階とか普通店舗用では、専用に本当に1本の親メーターがついて、それ以降については住居用にこの親メーターで供給しているということだったら、これはそういう適用も非常に簡単にできるかなと思うんですけども、本当に雑居ビルで、このビル全体が一つの親メーターから分水しているということになると、これはこの全体として、この親メーターに家庭用、家事用を適用すればいいのか、あるいは店舗が入っているから営業用を適用すればいいのか、その辺は非常に問題が出てくる。この辺の基準というものを、もう次これ以上は言いませんから、規定で決めて、どういう基準でこれはそういう適用をするんだというのをはっきり明確にしておかないと、後々大きな問題が出てくるだろうなと考えます。

それから非常にでたらめな私の質疑に対する答えだろうと思うんですけども、皆さんはこういう条例改正をするに当たってはいろいろシミュレーションをやったでしょう。先ほど平成25年4月からこの1カ年間で1,500万円ぐらいの減が出ると、そうおっしゃいましたよね。そうおっしゃっていながら、出てきたら補正予算を上げますと。そういう答え方はないんじゃないですか。皆さんのシミュレーションの中で、1カ年で1,500万円、1,560万円ぐらい出たら、大体10月から適用だったら年末年始は水道料の使用もあるから、いろいろ過去のデータから見て減になると。少なくともそういうシミュレーションの結果というものは、これは最初からこの予算を伴う条例だということは承知の上ですから、普通、一般常識としてはこの影響、条例影響によってこういう予算上の変化が出ますということは示して当たり前だろうということでございます。

それからもう1回伺います。これは今提案されている条例では10月1日から施行するということになっていますが、4月1日からさかのぼって施行するという皆さんの提案はなぜできなかったのか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時49分)

~~~~~

再開(10時50分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 それではお答えいたします。

全体の当初予算に関しては、要するに3年間の推移を見て予算を組みます。今回この10月1日施行の場合に1,500万円、約1,500万円の減収になるんですけども、この水量が先ほど議員がおっしゃったとおり、8月、9月、台風時期

には水の量を多く使いますので、これは年間をトータルしてどのように推移していくのか。人口もふえておりますし、水量に関してはほとんどふえております。そういう状況を見ながらまた判断して、もし足りなければ補正をしたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 大変申しわけございません。私のほうから答弁させていただきますが、御指摘のように、形的には4月1日に遡求すれば、それはムード的にはいいように見えますが、実際としては既に徴収という業務はされておりますので、今度は返還という作業が出てくるわけです。そういうものを総合的に含めれば、10月1日に実施させていただくということがより経費的な面、行政効率の面からもよろしいという判断で10月1日とさせていただいております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それはまさに行政側だけの立場からいうと、そうなるわけですね。償還の計算もやらないといけないし、その償還の手間もかかると。全くこれは本当に、皆さんはある意味ひとりよがりという感じです。と申しますのは、これまでいろいろ人勧等がありまして、給料の値上げとかそういうのがあった場合においては4月にさかのぼって遡求して、ちゃんと条例も定めてやってきているのが何回もあるじゃないですか。職員の給与のためだったら、4月時点でさかのぼってこの差額分を、その分の差額はちゃんと皆さんには還元してあげると。そういうのをこれまで何回かやってきていますよね。そういうことをしているにもかかわらず、何で村民に対してもそういう差額が出て、格差が是正された分に対しては、それを申請したものに対しては償還をしてあげないのかなというのが、逆にもう適用、10月1日から適用する、それで通すんだったら、これを比較して償還分

はちゃんと償還という形で、何らかの形で村民の皆様には還元してあげるのが、皆さんがやってきたこれまでのいろいろな給与関係等の問題とも整合性がよくとれていて、私はいいんじゃないかなと思いますが、その辺は全く考えられないでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今回の今の御質疑では、さかのぼって遡求しなさいということではありますが、私の解釈では、根拠となるものがないということですので、さかのぼることは最初から念頭にありません。今回の条例の改正は施行が10月1日ですので、これが当然根拠になるものであって、逆に根拠がないものをさかのぼったりしますと混乱を来す可能性も出てきますし、御理解いただきたいのは、決して我々は間違っているものを直す条例ではございません。我々はこれからこの新しい制度で新たな連合専用を、いくなれば追加をして臨んでいこうということですので、間違っているものを直すのであれば、それはもう何年もさかのぼってやらなくちゃいけないものもあるかもしれませんが、これは法令遵守にのっとって、しっかりと私どもは肅々とその制度を運用しながら、今回新たな連合専用の制度を運用しようということを決めたわけですので、10月1日からの施行だということで、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

休憩いたします。

休憩（10時57分）

~~~~~

再開（10時58分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

御異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

議長 比嘉明典 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

議案第43号については異議がありますので、建設常任委員会に付託することに賛成の方、起立を求めます。

（起立多数）

議長 比嘉明典 「起立多数」でありますよって、議案第43号については建設常任委員会に付託することに可決されました。

日程第4 議案第52号 中城村立南上原小学校（仮称）建設基金条例を廃止する条例を議題とします。

本件については9月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 中城村立南上原小学校（仮称）建設基金条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号 中城村立南上原小学校（仮称）建設基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第44号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件については9月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩（11時03分）

~~~~~

再開（11時47分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

1番 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 27ページになります。

8款の1目、15節の工事請負費ということで200万円の補正が計上されております。補正額の説明書に奥間中央線の排水路の改良工事ということで説明書きがございます。そこら辺をもう少し詳しく説明できましたらよろしく願いいたします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

200万円の工事計上については、去った大雨で奥間の中央線、河川側なんですけれども、この辺が大雨で氾濫してしまって水はけが悪いということで、今回断面を少し変えて広くして河川のほうに落としていくということで、今設計を終えてますので、近々発注し、改善していきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 たしかその件につきましては去った6月定例の一般質問で取り上げた箇所でございます。6月の一般質問の際に、住

民の声には早急に応えていきたいという担当課長の御答弁をいただきました。本定例会ですっかりと補正を上げてもらって、住民の声には即対応していただけるということに関しまして、高く評価しておきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第45号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第46号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第46号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本件については9月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決

いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は

原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第49号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月6日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時57分)

~~~~~

再開(12時01分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会(12時02分)

## 平成25年第6回中城村議会定例会（第6日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成25年9月6日（金）    |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成25年9月11日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成25年9月11日 （午前10時47分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                 | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正               | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝               | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                 | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                 | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 12 番            | 宮 城 治 邦               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                 | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕               | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人               | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘               | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治               |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名                                       |
|-----|-------------------------------------------|
| 第 1 | 認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 2 | 認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 3 | 認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 4 | 認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 5 | 認定第5号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 6 | 認定第6号 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定について             |
| 第 8 | 議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について       |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時09分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(10時10分)

~~~~~

再開(10時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は、総務常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(10時32分)

~~~~~

再開(10時39分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題

とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 認定第5号 平成24年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号 平成24年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第5号 平成24年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定第6号 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定

を議題とします。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定及び日程第8 議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について、2件を一括議題といたします。

では、日程第7 認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定について。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続いて議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について。

本件については9月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定及び議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定及び議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会 (1 0 時 4 7 分)

平成25年第6回中城村議会定例会（第15日目）

招 集 年 月 日	平成25年9月6日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年9月20日 （午前10時00分）		
	散 会	平成25年9月20日 （午後3時41分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治	選 挙 管 理 長 委 員	比 嘉 英 信

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に2番 新垣博正議員の一般質問を許します。

2番 新垣博正議員 おはようございます。

それでは、質問通告書に従いまして、一般質問を行います。

大きいほうの1番、沖縄電力吉の浦火力発電所の電磁波測定調査について。

昨年の7月26日の調査に引き続き、今年の8月26日月曜日15時から、電磁波測定調査の実施をする旨の案内を受けた。当日になって中止するとの連絡を受けたが、中止に至った理由をお伺いいたします。今後の調査予定日は設定されているか伺います。調査予定の有無にかかわらず、議会へも事前に情報提供をすることを求めるが、三者協としての所見をお伺いします。同様の調査が行われる際に、マスコミの取材も可能かどうか、伺います。

次の大枠の2番目、マリンレジャーゾーン施設について。

第4回臨時会において、一般会計補正予算(第2号)歳出の7款2目観光費に計上されたマリンレジャーゾーン施設設計業務(シャワー、トイレ等の便益施設)の進捗状況を伺います。

当該施設の設置予定地周辺で、マリンレジャー産業や飲食業等を営む事業所の建築許可あるいは営業許可等の状況はどのようになっているか伺います。海浜の安全対策及びごみ処理等の対策は講じられているかどうか伺います。

大枠の3番目、村民体育館2階のトレーニングルームについて。

トレーニング機器を一新し、今年度よりスタートした、同施設の利用状況の詳細を伺い

いたします。料金や利用時間設定について、近隣自治体の運営する同様な施設との比較をされたことがあるのか伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番の電力関係につきましては、企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2のマリンレジャーゾーンにつきましては、これも企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番、トレーニングルームについては、生涯学習課のほうで詳細はお答えさせていただきますが、議員も御承知のとおり、一括交付金を利用して、すばらしい施設ができました。これは当然、専門的な分野も含めて、いろんな競技に使えるようなトレーニングルームでございます。それと同時に、村民の健康増進を図りたいという大きな目的もありますので、後で、利用状況などの説明があるとは思いますが、多い、少ないかはわかりませんが、これからも、これを周知徹底をしながら、健康増進を図っていきたいなと、こう思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、新垣博正議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

まず、最初に大枠1の についてお答えいたします。

今回の電磁波測定調査は、地元三者連絡協議会で実施する予定でありました。沖縄電力から、委員のほうに直接案内をされておりますが、調査立ち会いに、全議員への参加が拡大されたことで、再度、三者協では調査の目的、調査の方

法等を調整する必要が生じたため、やむなく中止となっております。

次に について、お答えをいたしたいと思っております。現時点での日程設定はされておきませんが、これから地元三者連絡協議会の会議に諮って、実施する方向で調整していきたくと考えております。

次に、 についてお答えいたします。議会事務局と調整しながら情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、 についてお答えいたします。電磁波問題については、世界的規模で多様な見解があり、風評被害が先行しないよう、マスコミの取材へは調査の目的を逸脱しないよう、慎重に対応していきたくと考えております。情報の公開ということを前提にマスコミの取材も可能だというふうに認識しております。

次に、大枠2のほうに移らせていただきます。

大枠2の について、お答えいたします。マリレジャーゾーン施設設計委託業務の進捗状況については、現在、委託業務の発注の準備を進めているところであります。10月初旬に契約まで結びつけていきたくと考えております。

次に、 についてお答えをいたしたいと思っております。当該地区については、飲食店及びパラグライダー遊覧飛行、ジェットスキーなど、海洋レジャー産業の事業所等が立地している状況であります。開発許可は現行の都市計画法におきましては、各種の商品小売業、飲食品小売業、一般飲食店等の建設許可が可能だと認識しております。

次に、 についてお答えをいたしたいと思っております。海浜の安全対策については、宜野湾地区海浜安全連絡協議会があります。そこと連携を密にして、安全対策に努めていきたくと考えております。ごみ処理対策については、海浜のごみの種類としましては、漂着ごみと持ち込むご

みがあると考えております。持ち込みのごみについては、各市町村同様に利用者の持ち帰りが原則として考えております。村としても看板設置等をしまして、利用者への周知徹底を図っていきたくと、関係機関と調整をしたいと思っております。また、漂着ごみについては、現在、地元自治会や周辺事業所等が定期的に清掃を行っているところですが、毎日のように海浜にはごみが打ち上げられている状況であります。今後は、村、自治会、海浜利用事業所等で構成する組織を立ち上げて、もろもろの海浜利用の問題を解決していきたくと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。
生涯学習課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

大枠3番の 、本年度より再開しましたトレーニングルームの利用者は4月に287名、5月に296名、6月に296名、7月275名、8月234名、合計1,388名の利用者がありました。

続きまして 、近隣自治体との比較は、前年度、24年度に調査し比較しております。西原町、宜野湾市、うるま市は、使用料は1回100円となっております。浦添市は200円、沖縄市、北谷町は、2時間で200円、読谷村は2時間で300円、嘉手納町、恩納村は1回50円となっております。中城村は、1時間100円の料金となっております。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それでは、順を追って詳細の質問をさせていただきます。

のほう、中止の連絡が突然起こったものですから、非常にとまどいがあった、理由も聞かされてなかったものですから、このように質問で取り上げたわけです。これには人数の制限があったような印象で、私は今、答弁を聞いたんですけれども、人数制限が問題で中止の原因になったのかを確認したいと思っております。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え
をいたしたいと思います。

まず、基本的には、地元三者連絡協議会のメンバーで測定するというものであります。その当時の調整された参加者は、久場地区で自治会長さん、両議員さん。泊地区で自治会長さんと議員さん。村からは企業立地・観光推進課の係長と住民生活課の係長、それから、電力としては、流通部のほうと、吉の浦発電建設部が参加する予定でありましたが、議会のほうから全議員へ通知をいただいたということでありまして、その調整がいかなかったということでもあります。基本的には人数がふえたということもありますが、三者協議会から、議員をどういふふうに招集するかという問題が課題だったと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 実は、この調査に関しては、議会だよりでも取り上げた経緯もありまして、昨年の7月26日には、議会だよりの編集委員も、私を除いて4名が立ち会っております。広報の中でも取り上げておりますので、皆さんも既に御承知のとおりだと思いますが、よからぬ解釈をしているつもりではないんですけども、何か地元というのに対して、久場、泊だけが地元だという位置づけで、ほかの議員はよそ者扱いをされているような感覚がとられてならないんで、それは勝手な私の解釈ではあるんですけども、そうでないというのを、きっちりと答弁していただけないかなと思います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え
をいたしたいと思います。

誤解のないように御説明したいと思います
が、今回は三者協のメンバーで調査をするという前

提で進めていたということでもあります。当然、情報を公開したいという方向で進めている以上、議会のメンバーが参加するというのであれば、その対応を、また日程を調整してでも、対応できるでしょうということでもあります。前回の調査においては、特にグラウンドフレアの問題がありまして、住民から自治会のほうへ依頼を受けて、自治会のほうで、立ち会いをして、行きましようという、大きな枠でとらえていたものですから、そういう議員さんも参加したと思っております。しかし、今回については、前提として、三者連絡協議会で、まずは測定をしていくと、その情報を住民に知らせていくという目的があったということでもあります。議員が、立ち会いするから中止になったということではなくて、その対応の調整で、今回、やむなく中止にしましょうと、ということとなっております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 三者協だからという理由で立てておりますが、それでは、三者協については、その目的、そして組織、あと構成、事務局はどのような体制になっているのか、そして会費の負担割合、せんだっての補正予算のほうでもたしか計上されたと思います、村負担分ですね。その割合についても確認したいと思います。そして、この協議会の有効期間についても確認したいと思っておりますが、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、
お答えをしたいと思います。

地元で三者連絡協議会の目的ということ
であります。本協議会は、ちょっと要綱を読んで
説明させていただきたいと思っております。目的は第
2条のほうにあります。本協議会は沖縄電力
株式会社吉の浦火力発電所の運営開始に伴い、

久場区、泊区（以下「地元」という）に対し、環境の保全にかんがみ、中城村及び地元並びに沖縄電力の円滑な連絡体制の構築を図り、地元住民の安全・安心な生活環境を期することを目的としております。

組織については3条のほうでうたわれておりまして、本協議会は中城村、地元及び沖縄電力の三者をもって構成し、会長、副会長、事務局長、書記兼会計、委員、幹事及び専門委員をもって組織する。ただし、専門委員は必要に応じて招聘する。それから予算についてですが、第6条で会費として位置づけられております。この会を運営するため、三者から会費を徴収することができる。会費については事業計画に基づいて中城村が5割、沖縄電力が3割、地元が2割と、各1割ずつというふうになっております。

それから有効期間ですが、これは第9条でうたわれております。本協議会の有効期間は、本会則施行の日から、3年間の満了日までとする。ただし、期間延長を要する場合は、期間満了の30日前までに三者により協議、合意の上、決定すると、以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 協議会の構成に本村も、当局も入っているということが、今、答弁の中で確認できたと思います。そして、本村も5割の負担割合で公費を負担している、税金が入っているということでもありますよね。となると、やはり、当局、いわゆる村の職員がかかわって、そしてなおかつ税金も投入されてこの協議会が運営されているということであれば、当然、議会はチェックをするということが必要だと思います。その辺からすれば、議会全体で、この必要とする調査に対しては、立ち会う権限を持っているんじゃないかというふうに私は解釈しておりますし、昨年5月3日に発生した、吉の浦火力発電所の低周波振動問題に関する請

願、請願ですから、これ議員を介しての案件であったというふうに解釈しています。これが採択されております。吉の浦火力発電所運転に関する周辺地域への安全対策を請願するというところで、そのようにして議会が全会一致でこれも採択をして、かかわってきております。それだけ当然、中城村民全体が大きな関心を寄せているものだというふうに私は思っていますので、当然、すべての議員がかかわることが必要ではないかなというふうに思っていますので、ぜひ、課長、答弁ありましたように事前に、制限があるのであれば、何名ずつで分けて開催してほしいとか、そういうふうな事前の通告をしてもらえればと思います。

それと、副村長が会長という形をとっているようですけども、副村長は今回の事件で、どの程度把握をしていたのか、この中止に至った経緯のですね、その辺について答弁いただけますでしょうか。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

私は一応、役職上、会長という職になっております。今回の電磁波調査につきましては、事務段階での調整のほうで行われておりまして、参加予定に私自身が計画的に入っていなかったという分がありますので、基本的にそれほど周知、要するに日付、期間、日時を私がそんなに把握していたということではございません。あくまでも文書的なもののやりとりは、事務局段階の調整で行われたということでございます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 余り把握していなかったような印象で今、聞きましたけれども、しっかりと会長にもその旨を報告しながらこの案件は進めてもらいたいと思います。

あと、最後の有効期間についての答弁で、3

年間の満了日までとするということで、延長を有する場合は、期間満了の30日までに三者による協議、合意の上、決定するというふうにうたわれておりますが、これ、三者が合意に至らないというケースが、一者でも、もう延長する必要がないよというふうな、申し出があれば、もう終了するというような解釈でよろしいのでしょうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

初期の目的が達成されれば、その任期で終了すると思いますが、沖縄電力が存在する間は、私としては継続の方向で三者一致するというふうに認識をしております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 でも、これは満了日がうたわれている以上は、あくまでも合意ですよね。一方が、いや、もうその目的は達成したから、というふうに言われたら、もう延長は自然消滅してなくなるというようなとらえ方でいいんですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

会則上はそういう形も、基本的には考えられますが、先ほど申し上げたとおり、沖縄電力が、吉の浦火力発電所が存在する限りは、我々としては三者の合意を得て、しっかりと地域住民の安全・安心を確保していきたいと、そして協議していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 存在する限りと言うと、もう永遠に続くような解釈で聞こえますが、本来であれば、この文書からすると、あくまでも

三者の協議、合意ということがうたわれている以上は、一方で離脱したいということがあれば、認められ、極端に言えば、例えば議会がこの予算の支出を認めないという形になると、会そのものが存続できなくなるようなケースだって考えられると思います。これはあり得るかどうかわかりませんが、極端なとらえ方の場合です。

そしてもう一つ、要望ですが、この調査の案内の文書なんかでも、ちょっと不明瞭なのがあって先が、やっぱり今回までは明記されていないのでしっかりと議会に送る場合は、議長あてに、会長からの名で送付するようお願いいたします。これは要望でつけ加えておきます。あと次の質問に移らせていただきます。

マリンレジャーゾーン施設について、マリンレジャーを推進するのも、私も大いに賛成をしたいと思います。観光振興に役立つだろうというふうに認識をしておりますが、ある一方の側面から見ますと、さまざまな法令や決まり事、そういったものをクリアしなければならないんじゃないかなという部分も感じてはおりますので、推進したいという気持ちと、法令との兼ね合いとの部分で、しっかりとその辺も一つ一つをクリアした状態で、この観光推進を図ってほしいという思いで質問をいたします。

この1番の質問については、10月でしたか、契約に向けて取り組んでいるという答弁でありましたので、この2番のほう、ここで事業を営んでいる皆さんは、こういった建築基準法でありますとか、許可の問題、あるいは営業に関する許可の問題等々には、法令はすべてクリアされているという認識で解釈してよろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答弁いたします。

現在の既存の商業、商店等の建築許可のお話ですが、私の分野からすると営業をしっかりとしているということで、都計法とかの問題はちょっと把握しておりません。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（１０時２９分）

~~~~~

再開（１０時２９分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の場所については、市街化調整区域ですので、事務所云々というのは、開発行為の中でできないと思いますけれども、サービス業の範囲であればできるものと、できないものがあります。これは開発審査会上がって来て、何ができるかというのは開発行為の中で審査していきますので、全部が全部、マリンの施設ができるものじゃないと都計法でなっています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

２番 新垣博正議員 私が聞いているのは、法律的なものをクリアされているかどうかということを知っているんで、クリアされていないのがあれば、されていないのもまだあるというふうに答えていただければいいので。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

マリンの事務所がありますけれども、今、県有地の上に建って、違法建築で県のほうで今、撤去命令を出して協議をしています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

２番 新垣博正議員 今、答弁がありましたとおり、まだクリアされていない部分も実際には存在するというのでありますので、その辺も法令を遵守させるという指導を、ぜひ、徹底させていただきたいと思います。

それと、先ほどパラグライダーとか、ジェツ

トスキーとか、いろんなレジャーの産業があるというふうにも答弁がりましたが、ジェットスキーで海のほうに出て行くということであれば、当然私は、安全対策は講じなければならないものだと、つきものだというふうに解釈しているんですけども、村当局は自己責任的なとらえ方をしているようですが、これだけ便益施設も整えていこうとしている方向性を持ちながら、安全対策は自分たちでやりなさいよというのは、ある意味相矛盾するような感じに受けとるんですけども、その安全対策を講じていこうという方向性はどのようにとらえているか、もう一度答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをいたしたいと思います。

現在の状況からしますと、今、海浜のほうでは遊泳禁止というんですかね、そういう状態で、海を利用した方々が、地域の事業所のトイレ等を利用しているという現状であります。営業的なもの、衛生的な面等々もありまして、今回、そういう便益施設を村として完備しようというものであります。将来的にはビーチ化をして、ビーチ運営管理条例等も制定して初めて指定管理者等の、他の市町村のビーチの事例を見ますと指定管理者等を設置して、完全な施設ができ上がったときに、委託管理をして、安全対策も講じていくというふうな認識をしております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

２番 新垣博正議員 これは、ジェットスキーというのは、遊泳禁止地区でもできるものなのですかね、これは。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

ジェットスキー等のレジャー施設というふう  
に認識しておりますが、区域は特に中城湾では  
設定されていないと思います。ただ、漁業組合  
との、やはり調整は必要だというふうに認識し  
ております。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 何か、一方は推進して  
いるけど、一方では制限があるところが、何か  
腑に落ちない状態で進んでいるなという印象で  
とらえてしまうんですけども、これ安全対策を、  
やはり徹底していかないと、万が一事故が起  
こった場合の責任の部分だけではなくて、本来  
は起こってほしくないんですけども、そこま  
で踏み込んで、同時並行的にやるべきではない  
かなと思いますけど、やるのであればですね。  
なぜかと言いますと、あのあたりは有害生物等  
の問題もいつか指摘されたと思います。そして、  
どの程度の沖までジェットスキーで行けるのか、  
その辺も今の答弁では、楽しむほうが自己責任  
ですべてやりなさいというような解釈なのかど  
うなのか、ちょっと確認したいと思います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長  
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、  
お答えいたしたいと思います。

現在の状況というものからすると、やはり海  
浜、ビーチ指定も今のところしてないと、村と  
しての管理もされていないと、現在のものは、  
沖縄県の海浜利用条例、そういう条例に基づい  
て、何人も自由に海浜を利用できるという位置  
づけで現在、利用されていると思います。

ただ、今回、我々が便益施設をつくるという  
ものは、現在、利用している方々が、地域の事  
業所等の便益施設を利用している、その中で小  
売業も飲食店もございまして、そのときに砂  
を持ち込んだり等々、環境の問題が悪化してき  
たということで、今回、便益施設を先に整備し  
ようという考えであります。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 よろしいでしょう。い  
ずれにしても、それだけ推進していく方向にい  
けば、人はたくさん集まってくると思いますし、  
当然、ごみ処理の問題も、持ち帰るとかいうレ  
ベルをはるかに超えていって、何らかの仕組み  
をつくらなければならないだろうというふうに  
思っています。これ、海浜のごみ処理の問題、  
今後の方向性、どのような形で対策していくか  
は、余りボランティア等に頼るのも、年間を通  
じてのことになりますと、これは無理があるん  
じゃないかなと思いますので、その辺も含めて  
どのような方向性を持っているのかを、もう一  
度確認したいと思います。答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長  
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、  
答弁させていただきます。

ごみ処理等の問題ということですが、将来的  
には、やはりここは県のほうにビーチの管理を  
要請していきたいと考えております。その中で、  
他市町村の事例を申し上げますと、指定管理者  
を置いて、安全対策をしていくという管理の方  
向性まで考えなくてはいけないだろうというふ  
うに考えております。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 わかりました。それで  
は、最後の質問に移らせていただきます。

トレーニングルームについてです、文教社会  
常任委員会のほうでも、稼働率については、大  
ざっぱではありますが、確認をしていきました。  
月に約300人弱利用されているということで、  
スタートとしては、まずまず頑張っているなど  
いう印象は受けております。それで、利用者か  
らの声なんですけれども、利用の料金は100円、  
200円ということですので、妥当の金額かなと  
も思いますが、利用時間の単位についてはどの  
ように設定されているかをお伺いします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。利用時間をどのように設定しているかということとありますけれど、近隣市町村も1回100円とか、2時間単位ということで設定はしていません。中城村はなぜ1時間単位ということになっているかということなんですけれども、ちなみに、施設内の他の競技、卓球も1時間200円、バトミントン1時間250円、テニスが1時間400円ということで、今、利用料金が設定されています。それらと比較しまして、バランス的にも1時間100円が適当ということで、今、1時間100円ということで設定はしております。以上であります。時間は1時間であります。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 1時間の単位ということとありまして、その利用する場合に、まずチケットを買いますよね、そして2階に上がって行きますよね、それで1時間トレーニングを終わって、2時間使いたい人の場合は、例えば、シミュレーションして答えていただきたいんですけども、どのような形で2時間使いますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。チケットが1時間単位でございますので、延長したい方は、また下において、チケットを買って1時間延長となります。最初から、2時間使用したい方は最初で2枚購入しまして、2時間の使用をしております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 じゃあ、連続で2時間使いたいということも可能なんですよね。わかりました。できるだけ単位を、ほかの球技とかと比較するのではなくて、やっぱりこの筋トレの場合、やっている方に聞きましたら、呼吸を整えたりするというタイミングがあって、到底1時間では、トレーニングが非常にやりづらいという声がありまして、2時間単位でとらえて

いる、沖縄市とか北谷町のように、2時間単位ぐらいを一つの目安として、時間設定したほうがいいんじゃないかという声がありましたので、その辺も、ぜひ、考慮していただいて、単純にほかの競技の貸し出しの単位と比較するのではなくて、やっぱりトレーニングが違いますので、そのように利用しやすい環境を整えてもらえたらなというふうに考えますが、その辺も意見を、他の市町村からも聞きながら、あるいは利用者の声も聞けるような環境をつくってもらいたいですけれども、この方は、わざわざ私のところまで来て、この話をしたんですけども、何で担当者の職員にそれ言わなかったのと言っても、結局は、上に言ってくれというような言い方をされたらしくて、これではちょっと、風通しが悪いな、やっぱり、民間のお店であれば、お客さんの苦情であろうが、要望であろうが、聞き入れられるような環境をつくれれば、わざわざ私も、議会でこんなことまで取り上げる必要はなかったかなと思います。利用者の声をもっと取り上げられるようなボックスみたいなものをつくって、意見を聞いて反映させて、改善するところがあれば、改善していくっていう、一方的にここが設定した時間に従いなさいではなくて、声を反映させていく、ある一面、サービスの側面も、こういった事業の場合は持っているんじゃないかなと思いますので、そういった取り組みを図ってもらいたいと思いますが、課長としてはどのように考えますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えします。

今、議員がおっしゃったことは、自分もそのように感じております。これから、担当、現在いる方にも周知しまして、利用者の意見をどんどん取り入れるように検討していきます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 ぜひ、検討してください

い。トレーニングする人たちは、1時間では、自分のトレーニングはある程度、集約してできるかもしれませんが、周りに対して、ちょっとアドバイザー的な人たちの声も聞きたいと、お互いの仲間になって、支え合いと言いますかね、そういうような他の市町村では、サークル的なものができ上がって、お互いでアドバイスをし合いながら、トレーニングを楽しんでいるということも聞きますので、そういった会話もできるぐらいの時間設定は私は必要じゃないかなと思っていますので、ぜひ、検討をしていただきたいというふうに思っております。私の質問をこれで終わらせていただきます。

議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(10時46分)

~~~~~

再開(10時55分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて7番 仲座 勇議員の一般質問を許します。

7番 仲座 勇議員 皆さん、こんにちは。7番、仲座 勇でございます。通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

大枠の1番、中城南小学校の件について。

中城南小学校における5カ年間の児童数、学級数の推移と計画を伺います。タブレット端末について、ソフトの講習会が少なく、難しい面があり、パソコンに優れた職員を1カ月常駐させ、指導する先生方のサポート等を伺います。運動場の芝生の維持管理について伺います。学校全体の緑化について伺います。

大枠2番、交通安全について伺います。

南小学校前の信号機設置について。小学校から中央線に設けた飛び出し防止柵の設置について伺います。校門の向かいの保育園の送

迎車の件を伺います。みなみ保育園の送迎の安全管理及び確保等を伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1番、南小学校の件は教育委員会のほうですべてお答えをさせていただきます。

大枠2番の交通安全につきましては、住民生活課と都市建設課、そして福祉課のほうでお答えをさせていただきます。

おかげさまでもちまして、南小学校は4月開校以来、順調に推移しているようでございます。ただ、地域の皆さん方、仲座議員も含めまして、いろんな方々の協力を得ないとできないところもありますので、また、今後ともよろしくお願いたします。

御質問の につきましては、特に人口増に対応するために、村としても、今後、最優先でこの南小学校の対応に恐らくせざるを得ないだろうなと予測は持っておりますので、今後、人口増、生徒数の推移を勘案しながらまた考えていきたいなと思っております。詳細につきましては、教育委員会のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 仲座 勇議員の御質問、大枠1の から について教育総務課長から答えさせます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは、仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1番の についてですが、中城南小学校における5カ年間の児童数、学級数の推移ですが、まず平成25年度は400名で15クラスとなっております。平成26年度は458名で16クラス、平成27年度は510名で17クラス、平成28年度は550名で17クラス、平成29年度は616名で19クラス、平成30年度は657人で21クラスの予

定となっております。推計上は、平成28年度が17クラスで、現在より2クラスふえる計算になります。現在、使用可能な教室が2教室ありますので、平成28年度までの対応は可能となっております。平成29年度までには、教室の確保が必要になります。

それから、次に についてお答えいたします。パソコンにすぐれた職員を1カ月間常駐させるということですが、パソコンにすぐれた職員というのは、教育委員会で採用している学校情報教育支援員のことだと思いますが、学校情報教育支援員は各学校を回り、業務を行っておりますので、1カ月間、南小学校に常駐させるのは、ほかの学校との兼ね合いで、ちょっと無理があります。ソフトメーカーも要請があれば対応できますので、学校の要請に応じながら、メーカーと学校情報支援員と連携しながら対応したいと考えております。

次に、 についてお答えいたします。運動場の芝生の維持管理については、現在、吉の浦運動公園の草刈りの作業員を活用し、芝刈りを行っております。除草、施肥、根切り、目土等については、ごさまる陸上競技場の芝生管理業者のアドバイスを受けながら、PTA作業等で行ってもらう予定です。8月26日には、第1回目専門業者と学校との打ち合わせを行っております。その中で、今後は、学校側と連携を取りながら、具体的な作業等を連携しながら進めていくということで確認をとっております。

次に、 についてお答えいたします。南小学校は、植栽、芝生、花壇の設置等、一通り緑化を終えて開校をしております。基本的に緑化活動は環境教育の観点から、学校全体で取り組むべき活動だと考えております。今後は、堆肥倉庫、教材園、学校の要望により設置した各学級用の花壇をどう活用するかが課題となっております。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 仲座議員の大枠2の と についてお答えいたします。

信号機設置予定場所は、8月に道路の切り下げを都市建設課のほうで、電柱撤去のほうを沖縄電力さんのほうで、もう既に済んでおります。あとは警察関係者、とりわけ、交通管制センターの設置待ちでございます。

について、送迎のための車両による混雑や歩道への乗り上げについては、付近住民や児童生徒の安全に問題があるため、保育園の代表者を通して、保護者へそのような行為をしないように伝達をしております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 仲座 勇議員の大枠2の交通安全の についてお答えします。

南小学校前の南上原中央線の防護柵設置については、これまで定例会で何回かお答えしてきました。土地区画整理事業の事業費に含まれていませんので、交通安全対策特別交付金等で予算を確保し、必要な箇所を調査して対応してまいります。糸蒲公園及び上村病院が完成し、さらに住宅が張りついた後に、南小学校側と急カーブ箇所については設置する予定でありますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは、大枠2の についてお答えいたします。

中城みなみ保育園の送迎の件は、建築申請のときから話し合いを進めて、送迎の車両は一旦、園内に入り、それから園児を乗りおりさせてから、公道に戻るルートの確保をするということで、確認をしております。そして、保護者については、9月2日のオリエンテーションにそれを確認して説明をしたというふうな報告を受けております。現地においては、入り口と出口に大きな看板を立てて、運転者がスムーズに出入りできるような工夫をされていると理解してお

ります。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 それでは、細かくお聞きしたいと思えます。1番から、学校側からの要望もありまして、4月の開校に向けて、新1年生が予想を超えて、大きくオーバーして、教室が足りなくなって、特殊学級を改装して対応したという話も聞いていますが、そういうのが、工事も含めて、児童生徒に影響がないような計画が見えるような計画を立てていただきたい。それと、課長の答弁では2カ年ぐらいですか、対応できるというのは、あと教室。もし想定以上の児童生徒がふえた場合には、どういう対応をまず考えられますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

急激な人口増加等によって、想定以上にふえた場合には、そういう急激な人口増加も予想されますので、その場合は、今現在、県のほうと、その旨の調整もしております。その場合に、じゃあどういう補助事業が該当するのかということですね、実際、いつごろから申請すればいいのかとか、その辺を今、調整して、即、臨機応変に対応できるように準備をしております。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 先ほどの課長の答弁では、児童生徒の数が報告されましたが、その学校、教室とか教材を含めて、対応の仕方ですか、校舎の建設とか、そういうのがやっぱり学業に影響が出ないような対応が望ましいと思えますが、そのところのお考えお聞かせ願えませんか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 今現在、国庫補助で公立学校施設整備費負担金という事業を使って、教室不足の解消をするための、その補助事業が来年以降、使えるように県とも調整をしな

がら、1月の県のヒアリングの中で、見通しを立てて、来年から工事が必要になればそれも可能なように、今は調整をしております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 多分に、当局がいまだに人口を6,000から8,000人という想定しているみたいですが、時期も早くなる可能性がありますし、もっとふえるんじゃないかという、考えもできます。そこで対応が、早目に対応できるように、ぜひ、計画を密にして頑張ってくださいと思っています。

番になります。端末のハードは大きい予算で準備してもらったんですが、学校側からの要望も、先生方も指導、使用、両方で、やっぱり個人差もありますし、新しい学校で、やっぱり歴史のある学校とは違って忙しいのが、雑用も多いということで、ある程度の職員を配置されて、使用して指導できるぐらいの知識といいですか、そういうのは皆さんの御配慮をお願いしたいということ、要望もあります。それをもう一度お願いしたいんですが、そういう指導員ですか、各学校を回っているみたいですが、こういうのを現場と密に協議していただいて、早目に対応できるような工夫できないでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

現在、学校情報教育支援員ということで、1人、教育委員会のほうで採用しているんですが、毎日、各学校と調整しながら各学校のパソコン教室の授業とか、ソフトのトラブルとか、そういう対応をしております。南小学校にしましては、7月22日にメーカー主催の教育支援ソフト、5メーカーの5つのソフトを入れてあるんですが、そのソフトの講習会の中にも、一緒に参加をして、そのソフトの使い方とか、一緒に学んでおります。メーカー側としても、要請があればいつでも対応はできますよと、南小学校のほうで、例えば、授業で来週の何曜日にその

ソフトを使いたいということであれば、そのメーカー、難しいソフトであれば、メーカー側も呼んで、情報教育支援員も一緒になって先生方のサポートに当たるということで、今、考えています。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 今の課長の答弁で大分、安心はしましたが、課長、現場で密に連絡をとられて、そういう対応をぜひお願いしたいと要望します。

に移りますが、6月30日に第1回の南小学校の運動会がございました。その報告書も学校側からいただいております。芝生の効果が物すごくいいイメージで、すばらしいということ、評価を受けております。しかし、維持管理を考えると足踏み状態だと、グラウンド内も野球の内野部分は赤土のままですから、そこも芝生が欲しいなと。トラックの周囲も芝生が欲しいなと、これは本音だと思います。しかし、学校の中で話し合いでは、足踏み状態だと思います。それはなぜかと言うと、維持管理が厳しいと、学校側でこういうのすばらしいマニュアルとか、いろいろつくってあります、その中でも先生方も新しい学校で、子供たちの教育あるいは身体の体づくり、その面でも忙しいし、その中でも寝ころぶこともできる、転んでもけがしない、そういうメリットもありますし、運動能力がすごく高まったと、とても喜んでます。そのところをサポートするのが皆さんの仕事だと私は、思っています。基本的に、学校でというのは無理があると思います。例えば、朝の交通安全指導でも、サンエー前の十字路、学校前、その他交差点、いろいろPTAをお願いしているみたいですが、1人で立つ場合もあります。これだけの父母がいらっしゃる中で、協力がなかなか得られない。ましてやこういうなれない、芝生管理ですか、厳しいのがあると思います。課長がおっしゃったように、運動公園の管理し

ている方々に指導を仰ぎながら、PTAということをおっしゃっていますが、せめて落ちつくまでは、ある程度、積極的に皆さんがやっていただくというのを基本に基づいて、頑張ってもらえないでしょうかね、もう一度答弁お願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

教育委員会としましても、一番、芝生の管理で重要な部分は芝刈りが一番重要な部分ということで、それは吉の浦公園の芝刈り機を使って、教育委員会のほうで今現在、芝刈りの作業をやっております。それ以外の部分について、除草とか、施肥、根切り、目土、専門的な部分もありますので、その部分も専門家の指導を仰ぎながら、実際その、芝生の管理業者のほうも積極的に協力しますと、そういう作業とかあれば一緒になって指導をしながら、一緒になってやりますということですので、校長先生も、その管理業者と連絡をとりながら、細かい部分とか、これから具体的にじゃあ、どういうふうな管理の仕方があるのかということについて、今後、打ち合わせをしながら進めていくということで、この前の打ち合わせの中では確認しておりますので、教育委員会としてできる部分、一番大切な芝刈りの部分ではこちらのほうでやっております。あと水やりも各グラウンドの4カ所の部分にホースの水やりの口をつくっております。ホースもありますので、あとはスプリンクラー、四、五万円ぐらいで買えますので、そういうのを予算化して、水やりも楽になるように、そういう部分で教育委員会としても協力をしたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 今、課長から、芝生の水かけも4カ所ぐらいスプリンクラーを設置したいと、大変助かると思います。今現在、校長の話だと散水だけで毎日1時間かかっているそ

うです。それも厳しい現状で、草刈りあるいは目土と、そここのところなってくると技術面も含めて厳しいのがある。もう少し現場に出向いていただいて、対応していただきたい。校長は結果、どうしていいのかわからないというのが現状みたいです。学校の芝生の管理については、まとまりがとれないと。これだけ厳しい状況だったら、芝生は要らないんじゃないでしょうか。簡単な結論じゃ済まないと思います。課長、ゆっくりごらんになって、現場で細かい対応をぜひお願いしたいと思います。

に移りますが、学校全体の緑化について伺いますが、新しい学校で、植栽もまだ十分成長していない段階で、ある程度は仕方ない部分もあるかもしれません。しかし、やっぱり、前も言ったことがあるんですが、現場に即した植物、あるいは植え方、そういうのをもう一度少し検討してほしいなど。成長すればある程度間に合うだろうというお考えがあるかもしれません。しかし、その間に子供たちの成長は待てません。ですから、今、例えばの話、多目に植えて、必要がなかったら、間引きする、そういう方法もやり方としてはあると思います。確かに芝生は大分、面積がふえて粉じんが飛散するのが大分少なくなっていますが、やっぱり暑さもありますし、景観もありますし、もう少し全体的に見直して、早急に緑をふやすお考えはないか伺います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

先ほども答弁しましたが、南小学校には堆肥倉庫、それから教材園、学校の3月でしたかね、学校の要望で急遽、各クラスの花壇が欲しいということで、その花壇もつくっております。今現在、それが全然、利用されていない状況です。まずは、学校の緑化について、例えば各クラスの花壇を活用して、子供たちに緑化、教育の観点から、そういう体験をさせるとか、花を植え

て、学校の緑化を、花いっぱい運動をするとか、その活用されていない部分をうまく活用して、緑化に取り組むのが、まずは先だと考えております。

今後、これから学校を運営しながら、具体的にじゃあ、どの部分にこういう木が欲しいとか、この部分はこういうふうにやってほしいとか、それは、学校を運営しながら、必要な部分についてはまた対応をしたいと思います。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 ぜひ、早急な対応をお願いしたいと思います。

大柁 2番に移りますが、住民生活課長にちょっとお伺いします。南小学校前の信号機は、現場のほうではいつできるかと、結果的には、向こうの設置待ちというのがありますが、いつごろという時期は把握していませんか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えをいたします。

交通管制センターの報告と伺いますか、情報では、8月29日に入札の実施がされております。そうでありませけれども、備品機材の調達に時間が要するというので、10月下旬から11月にかけて設置完了する予定でございます。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 最初の私の考えでは、開校までには間に合うんじゃないかと、その後は、夏休みの期間中にはできるんじゃないかと期待していましたが、ちょっと、いろいろと事情もあるようで、できるだけ足を運んでいただいて、早目の設置要請をお願いします。

なんですが、都計課長、交差点の話をしたことがあるんですが、子供たちが遊びの延長線も含めて、バスを待っている子供たちなんか、特に校門の近くにいますので、やっぱり、道路の境目もわからなくなる可能性もあるので、こ

の防止柵はある、飛び出し防止柵といいますが、かぎつきで子供たちが飛びださないように、防止柵できる工夫はないものか。ちょっとお伺いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の質問は、道路のガードレール、ガードパイプじゃなくて、あくまでもバスがとまる道の柵をどうにかしてくれという話ですので、その辺は現場を見て、対応できる分は対応していきたいと、今、状況が余りのみ込めませんので、現場を見てからやっていきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 ぜび、今、信号機設置のところ、歩道を整備していますよね。完了だという話みたいですが、現場のほうでは、まだ完了していないんじゃないかと、やっぱり、私も何回も見せてもらって、案内もしていただいたんですが、今日、朝も確認してきました。やっぱり、学校側の乗り入れ、現状では完了じゃないんじゃないかと私は思っています。ただ、課長、現場を確認してきていらっしゃいますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現場は確認していますけれども、朝の車が入るといのは見たこともないものですから、その辺は、本当にここに車が進入するかというのを確かめて、改良するところは改良していくと、完了しているかもしれんけど、悪いところは直していきます。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 現場のほうでは、歩道を改修して、レンガタイルといいますが、一応は移動していますが、そのままの状態、がれきの状態が一部ありますので、これはやっぱり小さい子供たちには、難があるんじゃないかと校

長は危惧しています。できるだけ早目に対応していただきたいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

に移りますが、この向かいにある保育園ですか、課長は保育園、あるいは父母等に指導するとおっしゃっていますが、逆にこの信号機の設置で、乗り入れ口も改装したり、あるいは乗り入れ防止柵なんかも改装したりは見えていますが、この影響で、逆に車の乗り入れやすくなった部分もあるし、歩道が長く車が通行している部分もありますし、そこのところ、前も、駐在と一緒に、こういう協力願ひということと一緒に行ったことがあります。ほとんど、改善が見られませんので、少し現場でしっかりした対応をお願いしたいと思えますが、もう一言、車の中央線から、学校の校門の近くから、県道に抜けるあの通り、車の乗り入れの場所もある程度指導する必要があるんじゃないかと思えますが、いかがですか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、学校側の向かいの保育園の送迎についての乗り入れ場所を考慮してほしいということによろしいでしょうか。

そこについては、我々交通安全ルールがございまして、警察とも、もし、そういうことが現場を見てひどいようであれば、警察ともタイアップをして、指導していきたいというふうに思っております。以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（ 1 1 時 3 2 分）

~~~~~

再 開（ 1 1 時 3 2 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 今の答弁で、ちょっと、通告書に入っていないんですが、前の質問の関連も含めて、糸蒲公園からもう少し、行ったとこ

る、第1号公園に行くところの十字路ありますよね、課長、そこ、やっぱり子供たち多い。子供たちが横断できなくて、ずっと立っている子供たちが多過ぎます。そこと、そこからずっと入って行って、T型になっています。そこにも歩道が複雑になっていて、渡りにくい。そのところ、横断歩道を設置、何とか考えられませんか。わかるだけで結構です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

1点目に、この急カーブの十字路だというふうに思っておりますけれども、横断歩道の設置は、宜野湾署の許可、警察関係の許可が必要になってきます。要請はしてございますけれども、まだ返事がないという状況でございます。それから、もう一つ、琉大小学校向けのT字路、そこについては、都市建設課とのほうとも、歩道の整備状況を見ながら、必要であれば設置に向けて検討したいというふうに思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 ぜひ、早目の設置をお願いしていますが、都計課長、わかる分で結構です。そのT字路の付近、附属小学校に抜ける県道沿いまでの歩道整備が結構ネックになっていると思うんですが、ここは問題があるんですか、それとも、計画がある、いつごろなのか、そのところわかる範囲でお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

9メートルの車道の道路だと思いますけれども、計画としては、ないわけじゃないです。予算もあります。それで、この歩道については、今年、一応、計画に入っていますので、近々できます。よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 今年、計画があるとおっしゃっていますが、去年も計画があったん

じゃないですかね。片一方しか歩道がないものですから、この片一方なんか、結構、雨時期なんかすごいですよ、水がたまって、そのところ考慮入れて、何とか早目に、今年と言わずに、議会が終わったらすぐ対応できるように、何とかお願いしたいと思います。

ちょっと、村長に一言お願いしたいんですが、交差点の件ですが、今、最近、国道で結構重大事故が多いですね、中城村。そのところ村としての対応、何かお考えないですか。一言お願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

新聞報道でしか私も知らなくて、2件ほど重大事故が続いていると思いますが、当然、村内で起きた事故でございますので、宜野湾警察署としっかり連携をして、交通安全協会ともしっかり連携をして、恐らく、次、緊急的な対策会議が多分、開かれると思うんですね、これだけ重大事故が続いていますから、そのときにでも、また一緒に知恵を絞っていきたいと思います。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 ありがとうございます。

最後の4番目に移りますが、ちょっと、スタートは、時間、ちょっと確認はしていませんが、朝の入り口と出口のほうに、職員か園長かわかりませんか、女性の、多分、保護者だと思います。8時ごろまで。この年配の男性の方は、私が帰る8時15分ぐらいまでずっと、歩道際でそういう安全指導をなさっています。いろいろ、学校側からも方向性なんか説明を受けておりますが、やっぱり、小学校が隣接していますし、父兄の協力が若干弱い感じがしますので、そのところの一体になった協力といいですか、学校側も含めて、PTAあるいは、保育園も含めて、一緒になって、協力し合って、安全を守る、そういう指導というんですか、行政とか、そういうのは、お考えにないでしょうか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは、お答えします。

今、出口、入り口の立て看板を立てて、交通指導員という形で、配置されているのを確認しております。保育園の方にも確認したら、今後は、朝の常駐の指導員を配置するというので、その人員確保についても相談がありましたので、今後また、実施が確実にされるように、やっていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 課長、駐車場は、入り口と出口が別々であって、そこで乗りおりという話ですが、現状は、入り口のところで結構、朝、おろしています。そここのところを含めて御指導をお願いしたいと思います。

関連で野次も飛んでいましたけれど、もう一つ、課長、バスが、朝の2番バスが変更になりました。ほぼ子供たちに徹底していないんじゃないかという感じも受けざるを得ない部分があります。きょうも確認をしたんですが、時間もはかって確認したんですが、昨日なんか、わずかな時間ですが、時間がなくて、その早いのはあふれるほど乗っていますよ。次のバスは、半分も乗っていない。そういうバランスの指導なんかは、現場をごらんになって、もう一度、再確認のつもりで、再質問をお願いしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

9月から、バスの満杯状態を解消するというので、朝の便の変更をしております。初日には、うちの職員と一緒にバスに乗って、その状況を確認もしております。初日に関しては、分散されて、特に問題なくみんな座れていたということです。今、仲座議員の話では、ある1台については満杯状態がまだ残っているということですので、その辺はまた確認をして、満杯状

態にならないように、また検討したいと思います。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 新しい学校ですので、課長。できるだけ足を運んでいただいて、細かい要望も含めて、ぜひ、学校側と相談相手になってください。ぜひ、御協力をお願いします。これで一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で、7番 仲座 勇議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時43分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、9番 仲眞功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲眞功浩議員 こんにちは。9番、仲眞です。通告書に従い一般質問を行います。

まず初めに、子供の読書活動の推進に関する法律が平成13年12月に公布、施行されておりますが、この法律に対する本村の基本的な考え方、取り組み状況について伺います。

この法律に対する本村の基本的な考え方を伺います。法律では、市町村でもおおむね5カ年の推進計画を策定するよう義務づけられておりますが、本村の取り組み状況はどのようになっているのか。本村では具体的にどこで、どのように読書活動の推進を実施しているのか。

子供の読書活動の推進においてブックスタートをどうとらえているのか、また、本村のブックスタートの取り組み状況はどのようになっているのか。一自治体の教育委員会が学校図書館で、漫画はだしのゲンを閲覧制限をして、社会問題になりましたが、本村教育委員会の見解を伺います。

次に、ごさまるの日制定及び護佐丸関連について伺います。

平成21年3月に「ごさまるの日」を定める条例が制定され、その日を5月30日と決めております。しかし、5月30日という日付に対しての村民の理解、評価はさまざまにあると思います。5月30日と決定した経緯を伺います。条例制定以降、これまで「ごさまるの日」にどのようなイベントが実施されてきているのかをお伺いいたします。護佐丸の墓の管理等につき、本村はどのように関係、関与をしているのか。

護佐丸関連につき、本村は登録商標等、どのような知的所有権の取得を行っているのか、また、その活用をどう考えているのかお伺いいたします。

3番目に、サトウキビの渇水対策についてお伺いいたします。

地球温暖化の影響と思われる世界的な異常気象の発生が見られる中、本村でも歴史的な少雨により、特にサトウキビ作農家が大きな被害を受ける懸念があります。今後もこのような事態の頻発することが懸念され、農業に対する恒久的な渇水対策が必要であると考えますが、対応計画をお伺いいたします。簡潔で明解な答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲眞功浩議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、企画課、生涯学習、企業立地・観光推進課でお答えをさせていただきます。

大枠3番、サトウキビにつきましては、農林水産課でお答えをさせていただきます。

私のほうでは、大枠2番の「ごさまるの日」の制定の経緯などについて少し説明と、見解を述べさせていただきますが、村長に就任して間もないころに、この制定をしようということと話が進んでまいりました。記載してありま

すしており、平成21年3月には議会の承認も得まして条例制定にこぎつけております。

この「ごさまるの日」の条例化が、今現在の教育委員会で、今やっています琉球史の勉強などにつながっているものと自負しております。

御承知のとおり、郷土の生んだ英雄を我々が余りにも知らなさ過ぎるんじゃないかという発想のもとに、まず「ごさまるの日」の制定をしながら、そのイベントもやりなら、そして、今回、現在進行中であります琉球史を発信していこうということで、取り組んだ成果があらわれてきているものと思っております。これからも村民、あるいは村内外に対しまして、このごさまるの日、護佐丸公、あるいは琉球史を中城から発信していくための努力をしていこうと思っております。以上でございます。詳細につきましてはまた、答弁させていただきます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 仲眞功浩議員の御質問の大枠1の から については主幹から、大枠2の については、生涯学習課長から答えさせます。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 仲眞議員の大枠1、 から まで私がお答えいたします。

まず、 に関してですが、子供の読書活動の推進に関する法律第2条の基本理念が示しているように、子供の読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであるということにかんがみ、すべての子供たあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備に推進しなければならないと考えます。

同法律では、「市町村子供読書活動推進計画を策定するように努めなければならない」と

ありますが、本村においてはまだ策定されてお
りません。護佐丸歴史資料図書館の開館に合わ
せて検討が必要だと考えております。

教育委員会では、読書活動推進のために各
幼・小・中学校において、読書活動計画を作成
し、学校図書館を学習センターとの位置づけの
もと、積極的に計画的に実施しております。現
在、公共図書館がない状況ではありますが、現
在、建築計画が進んでいます、護佐丸歴史資料
図書館が開館するまでは広域図書貸出事業、宜
野湾市、西原町、北中城村と締結をして図書
の貸し出しを行っています。また、県立図書館の
移動図書館事業を利用して、吉の浦会館で図書
の貸し出し等を行い、読書活動を推進しており
ます。

中城村子供読書活動推進計画が未策定です
が、乳幼児期に親子で本になれ親しむことは、
子供の思考力、好奇心を育て、本を読む喜びや
楽しみを覚えます。今後の充実した読書生活は
豊かな人生の礎として、大変重要だと考えます。
計画策定までは、各担当課でできる取り組みが
ないか検討してまいります。

子供の読書推進活動の推進に関する法律の
附帯決議の4というところに、学校図書館、公
共図書館等が図書を購入するに当たっては、そ
の自主性を尊重することとあります。本村教育
委員会が学校図書館の購入図書や蔵書に関して
閲覧制限をすることはありません。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 大枠2についてお答え
いたします。

日本の記念日等につきましては、特別な由来
があるもののほかは、ごろ合わせからその日を
記念日とする場合が数多くございます。例えば
由来があるものとしまして、「体育の日」がご
ざいました。現在は10月の第2月曜日ですが、
以前は東京オリンピックの開会式が行
われた10月10日でした。ごろ合わせか

ら来たものとしましては、11月22日の「いい夫
婦の日」、去った9月18日の「しまくとぅばの
日」がございます。御質問の「ごさまるの日」
につきましても、ごろ合わせから5月30日と定
めております。

次に、イベントの実施状況についてお答えい
たします。平成21年10月3日に村内の中学生を
対象に、「護佐丸の子孫と行く世界遺産ツ
アー」を開催し、護佐丸の子孫である富川盛邦
氏を案内人としまして、中城城跡、護佐丸の墓、
豊見城殿内跡、首里城跡などの見学と、組踊
「二童敵討」を觀賞しております。また、平成
24年5月30日に津覇小学校におきまして、中城
村文化財保護審議委員会委員の仲村春吉氏を講
師に、護佐丸に関する講演会を開催し、本村の
イメージキャラクター、護佐丸も登場し、護佐
丸並びに中城城跡についてお話をさせていただ
いところでございます。

なお、そのほかのイベントにつきましては、
提供いたしました資料のとおりでございます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。
生涯学習課長 名幸 孝 大枠2番のにつ
いてお答えいたします。

現在、護佐丸の墓は、直系で子孫である豊見
城家が管理しております。護佐丸の墓は国指定
文化財の価値があると、沖縄県、それと本村が
豊見城家と文化財指定に向けて交渉を行ってき
ました。しかし、豊見城家の当主は自分での代
での文化財指定は受けたくない、県営公園で
の買い上げにも応じておりません。以上のような
ことから、護佐丸の墓は、国、県、村のいづ
れの文化財指定も受けておらず、維持管理に関
しましては、豊見城家が行っております。村と
しましては、貴重な文化財と考えておりますの
で、粘り強く交渉を行っていきたく思っており
ます。以上であります。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、大枠2の についてお答えをしたいと思います。

護佐丸については産業財産権の中の商標の保護する商標権の取得を行っております。活用については、村産品を中心とした商品及び村の宣伝広告等への利活用を行っております。今後とも、その普及に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、大枠3番についてお答えをいたします。

沖縄県では、本村を含め、多くの地域で6月中旬の梅雨明け以降、記録的な少雨傾向が続き、今月に入ってから、一時的な降雨はあるものの、まとまった降雨がない状況にあり、農作物全般への被害が懸念をされます。特にサトウキビにおいては、6月から9月にかけては生育の盛んな時期でもあり、かん水が重要な時期でもあります。今後もこのような少雨傾向が続けば、生育不良に陥り、減産につながる事態になりかねないものと認識をしております。

村といたしましては、先月、JAやサトウキビ生産部会等の関係機関と干ばつ対策の協議を行い、防災無線でのかん水呼びかけと水タンクや簡易なかん水ポンプ5セットを準備し、無料貸し出しを行っております。当然ながら抜本的な解消には至っておりませんが、貸し出しについては、今後も継続をしていきたいと考えます。

また、恒久的な渇水対策は農業を振興する上では必要不可欠なことではあると考えます。その対策の一つとして、補助事業によるかんがい排水施設等の生産基盤の整備を図ることが望まれますが、本村の畑地帯には、水源となる河川らしい河川がなく、現在、津覇地区の一部で整備されております貯水池を水源とするかんがい排水施設と同様な方法での整備になるかと考え

ますが、貯水池等の用地確保や、あと受益農家の合意形成及び多額な事業費に対する費用対効果等の面からも課題は多いものと思われます。今後、どのような補助事業によりかんがい施設整備が図れるのかを沖縄県とも協議をしていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは、一つ一つ、さらに詳しくお伺いしていきたいと思っておりますけれども、まず1番の件です。本村の基本的な考え方となっておりますが、まず、この法律、国の役目としては、これは基本計画を策定しなければならないと明確に定めていますね。それに沿って、去った5月に第3次の基本計画が策定されております。それに関してこういうことがあるんですよね、子供の読書活動の推進に必要と思われる施策を行う上での取り組みの目安として、地方公共団体に対して、数値目標の達成について、特段の施策の実施を義務づけるものではないと、そういうことを述べられていますね。いみじくも、主幹が述べられましたけれど、義務ではないと、そういうのがはっきりと本村のこの基本的な考え方の中に収縮されているんじゃないかなということを受けて、本当に大変残念に思っています。確かに、役割として、県も策定するように努めなければならないと、そうっております。要するにこれは義務ではないということだろうと思えます。

それから、市町村においても策定をするよう努めなければならない、これも同じようなこと。だから、皆さんは余り義務感というのは感じてないというのが、皆さんは正直におっしゃいましたけど、義務ではないです。それがそのまま、ずるずるとこれまで引き延ばされてきた経過だろうと思うんです。実際には、県は平成16年3月、これが第1回目ですね。第2次の推進活動計画というのは平成21年3月にできておりますよね。おのおの市町村はその件に関しては、

国の基本計画、それから県の推進計画に従って、一応、これを基本としてやるようにということを勧めておりますけれども、本村においては、1次、2次、全く関係なく、これまでやられてきてないと、そういうことが、基本的には義務ではないというのを強く意識しているんだろうと考えていますけれども、その件に関しては、どうしてお考えをお持ちですかね。私が今言っていることに関しては。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

同法律の趣旨を踏まえると、大切なことは重々承知しております。ただ、市町村においては、努めなければならないというふうなことで、努力事項として取り扱われていることがありまして、本県で、全市町村の50%、中頭管内で50%の策定率というふうなことで、これから検討し、作成していくというふうな段階だと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 そういうことだろうと思いますね。そんなに、そういう義務感というのは、さして感じていないから、そういうことになっているだろうという形は、これまでのずっと検討ということで、どれだけ検討されたかということとはよくわからない。後でちょっとお伺いしますけれども、そういう基本的な背景があるだろうというふうなことはこのように察することです。

そして、じゃあ、具体的に本村は今、どういう状況にあるんですかね。これから、例えば、委員会を設置して、そういう策定計画を進めていくとか、あるいはいつごろまでに完成させたいとか、そういう具体的なアイデアとかいうんですか、考えというのはお持ちなんですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰

弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 同法律が対象にしているのがゼロ歳から18歳までというふうな範囲にあります。それで、教育委員会のみならず、健康保健課や福祉課が対象になってよいかと思います。これから、護佐丸歴史資料図書館ができるのをきっかけにこの法律の趣旨に基づいて、推進していこうと各担当課、集まって、これからスタートを切るということですので。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 予想されている答弁であることが非常に残念なことなんですね。本当におくれている。これを皆さん、何も計画も、今、ない状況なんですね。全くゼロと。普通、これを進めている他市町村を見てみて、この策定委員会をするために、策定委員会の設置要綱とか、そういったのをちゃんと制定して、いろんな人を集めて、策定計画を進めていく、そういういろいろな準備もあると思うんですが、皆さんが、今、話になるとすべてが図書館ができてから、資料館ができてからと、それ一点張りに逃げている。これはまさに逃げの姿勢そのもので、大変残念に思います。全く、何もアイデアも何も持っていらっやらないということがあります。

それで、先ほどから、大変失礼なんですけれども、図書館がないから、公立図書館がないから、村立図書館がないからと、そういうことを理由にして、今まで先延ばしにして来ているわけですよ。これは大きな間違いだと思いますよ。おっしゃるように、この推進計画というのは、ゼロ歳から18歳、県の計画では18歳になっていますよね。そういうものについて、幅広いところでこの推進計画を進めてくださいということなんですよ。それぞれの地域におけるこの役割というのはちゃんとありますから。それをやりなさいということなんですよ。具体的

には、児童館や公民館とか、学校とか、幼稚園や保育所、それから子供の読書活動にかかわるボランティア、あるいはNPOとか、そういったところも総動員して進めてくださいということなんです。図書館を中心にやってくださいと、そういうことじゃないんですよ。ないところは どうして、図書館が中心にしてやっていきますか、役割はあるんじゃないですか。児童館がある。保育園がある。学校がある。そういうものを、ないものは除いて、こういうものは今現在あるものを、どういうふうに活用して推進していくかというのが、私はこれは基本的な考え方であってほしいと思うんですけども、皆さん、これ3次ですよ、もう10力年越していますよね。それまでに一切手をつけていない、逃げて来ているんですよ。図書館がないから。そうじゃないと私は思っています。図書館がないからこそ、逆に、そういったものを、いかに推進活動に結びつけていくかと、そういう推進計画というのを進めていくのが、私は、筋だろと思うんですよ。そうすると、図書館を持っていないがゆえに、さらにハンディと言うのですかね、おくれは、学力の低下というのは出てくる。大変残念です。これだけは、声を大にして早く取り組んでくださいと。図書館ができるまでというのはやめていただきたい。早く委員会設置条例とか、そういうこと、総務においてやっていただきたいと思います。

それから、ブックスタートについてでありますけれども、基本的には大体、ブックスタートというのは、生涯学習課が中心でやっている、それは図書館があるからだろうというふうに思います。ただ、そういうところがないところは、子供に関係する部署が担当してやっているというふうに言われています。

それで、本村に対してこのブックスタートに関する考え方というのは、基本的にどのように考えておられるのか、もう少し詳しく説明願

たいと思います。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、現在、本村ではブックスタート事業の取り組みは行っていないのが現状であります。県内の実施状況を見ますと、教育委員会部局が13市町村、健康増進関係の課が6市町村、あと個人が1市となっております。実施されている場所は図書館、あと乳幼児の健康診断の会場等で行われております。生涯学習課としましては、護佐丸歴史資料図書館の建設を今、進めているところでありますけれども、同時にその事業も健康福祉課と調整しながら検討していきたいと、今、考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 ここでも、逃げが入りましたね、図書館ができてからと。答弁の中でも、健診とか、そういうときに行っているということをおっしゃいながら、じゃあ、なぜ、図書館ができないとできないのと、いうことになるんだ。本当にこれは取り組む姿勢というのを、私は疑ってしまう。そうですね。乳児健診とか、そういうことを利用して、読み聞かせとか、そういう方々をお招きして、子どもたちに本をあげる、そのときに一緒にやっていると、図書館がないとできないというのは、おかしいわけですよ。じゃあ、この乳児健診はどこでやっているんですか、図書館ですか、ということになる。なぜできなのかというのは、やっぱりこれは姿勢の問題にとれますね。

ちなみに、課長にお伺いしますけれども、もし、仮に今からやるとして、この予算というのは大体、どれぐらいが想定されますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

まず、絵本とか備品関係に約30万円、謝礼金等が約3万円、大体、40万円以内だと考えてお

ります。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 村長、お伺いします。40万円も予算計上したら、今すぐ実行できるんですよ。うちは環境的にはそろっているわけですよ。すばらしい読み聞かせグループもあります。この場所も、子供の支援センターとか、いろんなところで、健診をどこでやるかによって違いますけれど、そういうことで、お金のかわからない、今すぐやる気があればすぐできるような、これは問題なんです。図書館ができる、できないの問題じゃなくて。そののところがぜひ、考慮していただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

生涯学習課長が図書館の建設云々の話はしましたけれども、誤解のないように、こちらで訂正させていただきますが、図書館の建設と同時に並行してやっていくと。図書館建設というのは、今、設計をやっている段階ですから、今、議員がおっしゃる、今年度でできるものがあるばやるということの裏返しですので、誤解のないように、ひとつ解釈をお願いいたします。

今の御質問ですけれども、前も議員からの御指摘で、この話があったときに、非常にいいことでありますので、早速、前向きに検討させていただきますという答弁をさせていただいたと思います。金額が安いからやりやすいだろうとか、高いから無理だろうとかということは抜きにして、いいことであれば早目にやるのは当然でございますので、多少、誤解のあった答弁があったかもしれませんが、そういう意図はありませんので、その辺だけは理解をさせていただいて、やれるものについてはしっかりやっていこうという心がまえで、健康保険課とも随時、その辺の話はしておりますので、もうしばらくだと期待をしていただきたいと思ひます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 じゃあ、並行しながらということ、ちょっと勘違いをしまして、図書館の建設が終わってからということで理解しているのがあったけれど、それだったらじゃあ、おわびをしたいと思います。

すぐできるわけですから、やろうと思えば。健診はずっと行っているわけですよ。1歳健診とか、そういったものを、福祉課長ですか。その辺を考慮して、スタッフもいるわけですよ。ちゃんと、すばらしい読み聞かせのグループとか、あとは絵本をどう選んで、あるいはどういう形でやるかという、そういう技術的な問題だけだろうと思ひます。お金も40万円、50万円ではできるといふことでありますので、ぜひやっていただきたいと思ひます。

沖縄県の第2次沖縄県子供の読書活動推進計画の中で、こういふことが書かれているんですよ。「読書は人間形成に大きな影響を与えるものであり、変化の激しい社会を主体的に生き、自己の実現を図る上で、きわめて重要であるため、読書活動の推進に当たっては、子供の発達段階を踏まえ、推進することが大切です。乳児期に初めて本に出会い、本を聞くという体験、幼児期にお話を語ってもらったり、絵本を読んでもらうことは、読書の楽しさを知る上で、大切であるとともに、読み手とのコミュニケーションを図るものであります。」これは、乳幼児期の読み聞かせや、ブックスタートの大切さを訴えるものと認識しております。そういうふうに書かれていますね。教育長にも、この辺の、特に、教員の経験からの、読書の習慣というのを、これはどういうふう形成されていくとかいう、経験的にもし御存じでしたら、教えていただけないかなと思ひます。特に乳幼児とか、幼児期における読書のきっかけというのが、どうしてつくられるのかというのを、ぜひ、わかっていたらお伺いしたいと思ひます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 乳幼児期からということは余り認識はありませんが、この読書というのは、次代を担う青少年の育成に役立つものであると、また、みずからの生活を充実し、人間形成を醸成する上で必要であります。教育委員会としては、学校教育とともに、社会教育の重要性を認識し、生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものと考えており、読書活動の取り組みに努めてまいります。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私が期待していたのは、幼児期についてのいろんなことを御存じかなとお聞きしたかったのですけれども。

もう一つ、県の第2次の推進計画の中で、これは副題として、EETプランという副題がついているんですが。五感で感じるとか、いろいろ言われています。その中で、イヤーという、聞くというところの、そこで述べられていることですが、「人は胎児のときから言葉を認識し始め、一番身近な親を介して、言語を獲得していくと言われます。乳幼児期に耳から入る音、読み聞かせで出会う読書は、子どもが親のぬくもりで安らぎを感じ、果てしない想像の世界へと誘う心豊かな場になります。そして、それは心のこもった本の楽しさを、親と子供が分かちあうところから始まります。」となっております。ここでも、やはりブックスタートというのが、非常に大事だと、ぜひやっていただきたいというようなことを勧めております。これは先ほどから、申し上げているのです、そんなにお金のかかることでもないし、我々の村内には、そういう読み聞かせグループというもの、すばらしいものを持っている。あとはやる気で、できるんじゃないかなと、真剣に取り組んでいただければ、そういうことも感じたので、ぜひやっていただきたいと思います。

それとあと一つ、生涯学習課長にお伺いしま

すけれども、県内では、大体、このブックスタートが実施されているのはどの程度の市町村でしょうかね。具体的に。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 20市町村であります。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 20ですか、私の調べたので、23あったんですけれどもね、若干、ちょっと違いがあるかもしれないね。日付によって。先ほどおっしゃったように、個人でやっているというのは宮古島市での話ですよ。個人が募金を集めて、そういう子供たちにボランティアでやっているという、そういう状況もあるようであります。その辺も考慮して、やはり、乳幼児期の本に接するこの大事さというのを、ぜひ認識していただきたいなと思います。できれば、すぐ24市町村、24番目になっていただきたい。皆さんのあれでは21番目になっていただきたいなと思います。隣で言えば、西原町がやっていますね、去年ぐらいから。23年からスタートしています。お隣の北中城はまだやっていないです。もちろん、宜野湾市とか、そういうところは既にやっております。

次、5番目に移っていきますけれども、先ほどの、これはぜひとも教育長にお伺いしたいんですけれども。はだしのゲンですね、これが閲覧制限を受けておりますよね。これ松江市の話ですけれども、これに対しては、いろいろ子供の知る権利や学ぶ権利を奪うものではないとか、大変大きな問題になっておりました。それを松江市の教育委員会が許可したわけですが、それを引き起こした市教育委員会の何に問題があったのだろう、ということでもありますけれども、教育長としては、それはどういう、何が一番大きな原因だったのか、どういう認識なさっているのかというのを、お伺いいたします。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 このはだしのゲンの作品の中に、悲惨な生活の実情とか、あるいは戦争のむごさとか、そういったのが強烈に描かれているものがあるんです。そういったものが青少年に影響を与えるのではないかなという、ことで制限したのではないかと考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 教育長とちょっとかみ合わないところがありますけれどもね、私は、この市教育委員の態度に、何が問題であって、そうなったのかなということをお聞きしたかったですけれど、よろしいです。

私がいろいろ、新聞とかで読んだ限りにおいては、これに関しては、前の年はある団体から。撤去陳情が議会に出されたんですけれども、議会はこれを撤去する必要はないということで不採択となっているんですね。それだけ、不採択にしたにもかかわらず、教育委員が、教育委員会の会議でも議論せずに、市の教育委員が勝手にこれを閲覧制限を行ってしまったということですよね。教育委員会の委員も知らなかった、議会も陳情を不採択としていたと。だけどこれ、強硬しているということが、これが一番大きな問題だろうと思うんですね。それで伺いますけれども、本村においては、そういうことはまずないだろうと思いますけれども、あえて、伺います。本村の教育委員会の独立性とか、機能というのは十分、発揮されておりますか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

議員のおっしゃるとおり、十分発揮されていると考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ぜひ、主体的に独自性を持って、子供たちのために、まず何がなんでも、とにかく子供たちが第一だということを、声にしてやっていただきたいと、そういうのを

希望いたします。

それから、閉架というのがあるそうなんですけれども、本村の学校図書館においても、この閉架制限を受けているような図書というのが存在がありますでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

閲覧禁止にしている図書に関してはありません。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ぜひ、そうであってほしいと思います。この、子供たちの知る権利、学ぶ権利というものは、それは本当に尊重されなければならないことだろうと思いますし、一方的な見方で、先ほどはちょっと、お話にありましたけれども、非常に厳しい表現があるから、一部に、かといって、それを知る権利とか、学ぶ権利を奪うことはできないだろうというようなことでありまして、その辺も十分考慮してやっていただきたいと思います。

ついでにお伺いしますけれども、このはだしのゲン、これは各小学校、全小学校、あるいは中学校の図書館に蔵書として持たれておりますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 蔵書としてあるのは、中城小学校、中城南小学校の2校でございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 津覇小、中中にはないということですが、これ、多分要望があるんじゃないでしょうかね、読みたいというのが。ちまたでは、図書館には貸し出しでないと、書店では売り切れでないと、そういうような状況が続いているようでもありますけれども、ぜひ

とも、その辺、やっぱり、ないところは、私はこれは蔵書として持つ意味は十分あるんじゃないかなと思いますので、できれば、ぜひ、図書館で配置していただきたいとそう思います。よろしく願います。これは無理な話でしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

先ほど、お答えしたように、図書の選択というのは、学校に任されている部分でございます。こういう本が平和教育に活用できるという紹介と、それから、資料の提供等はできますが、購入と本を選ぶということに関しては、学校側に任せます。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 じゃあ、要請があったら、ぜひ、教育委員会もその辺は、進んで、勧めていただけたらと思います。

次に移っていきますけれども、ごさまるの日の制定ですね、これについてお伺いします。最初から、そうじゃないかなということで、今、大体の村民はそう思っているんですけども、単なるごろ合わせだよというようなことが言われましたけれども、大変、残念な話ではあるなというような感じであります。

これ、英雄ですね。普通、こういう英雄とかそういった、たたえる場合は、誕生とか、没とか、いろいろ何かあったものを記念にして、そういう日に合わせてやるということですけども、今回はごろ合わせでやったよというようなことだったんですけども、さっきも当初に申し上げたように、理解とか、評価にはさまざまあるというのは、これ仕方がないことだろうと思っていたんだけど、経緯としては非常に気になっていたわけですよ、実は。そのとき、私はこの議場にもおりませんですし、いろいろ

聞いてはおりましたけれども、この日を定めるとき、村長は、県庁で記者会見で、琉球王国時代に、中城城主であった護佐丸にちなんで、5月30日を「ごさまるの日」としましたということ語っていたんで、護佐丸の何にちなんで、こういうのが5月30日になっていたのかなというのは、ずっと気にはなっておりましたので、これで一応、経緯はわかりましたので、よろしいかなと。

それと、この5月30日というのは、時期的には余りいい時期ではないかなという気もします。これは梅雨の真ただ中であるし、それから、この企画課のほうからいただいた資料、何がどうイベントが行われたかということで見ていますと、この世界遺産登録10周年記念で、第10回中城村まつり開催ということでありましてけれども、これまでの、これに関しては、これまでの中城まつりを、中城護佐丸まつりに名称を変えてこれ、実際には8月14日、15日にやっていますよね。これは護佐丸公の没の時期に近い日じゃないかなというようなことを考えております。そういう意味でも、やはり単なるごろ合わせの日とか、そういうのではなくて、やはり、そういうものを考慮しながら、本当は時期的にも、そういうの、やはり歴史的な意味も酌み取りながら日を改めることも私は、これは別に、そんなに大変なことではないだろうなということも考えているんです。その辺もやっぱり、単なるごろ合わせじゃなくて、英雄をたたえる、それを土台にして歴史を学ぶというふうにやったほうがまだいいんじゃないかなという気がするんで、その辺は、ただそういう感じでやっているだけですので。

それから、墓の件については、もうこれは一切関与しないということでしたので、これはいたし方がないことかなというのは、今、感じを受けております。

それから、登録商標の件ですけども、護佐

丸の、こういったものが登録商標されているのか、例えば護佐丸という漢字、あるいはごさまるという平仮名、どういう形で登録されておられるのですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えします。

呼称としまして、「ごさまる」平仮名ですね。それから、漢字の護、名護の護。佐丸という漢字のもの、それから、ローマ字で「GOSAMARU」といもので登録商標をいただいております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ローマ字の護佐丸というのは、ちょっと私は想像できない。やっぱり、そういうことを、登録商標のあれというのは、やはり漢字だけじゃなくて、当然、平仮名のやつもやるべきだろうと思っている、ちょっと護佐丸という、ローマ字ですか、それは思いつかなかった。大変、いいことだと思う。それはいろいろ有効活用できると思うんですけど、これがお店で使われるとか、例えば、沖縄料理店とか、そういうことに関しては何か、どういう考えをお持ちでしょうかね、実際に使われているのが、東京のほうでありますよね。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

特に商店名については限定はありませんが、分類で例えば、乳製品とか、それから冷凍野菜とか、食品加工とか、そういう品物の物については明記をして、数えてありませんが、相当なものをとれるだけのものをとってあります。後で、資料をおあげしたいと思います。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 わかりました。その辺、

やっぱり用途が非常に大きな決め手になるみたいですね。ちょっとでも外れていたら、これは自由に使っていいというようなことがあるらしいです。ちょっとインターネットで調べているうちに、何かごさまるという、これ、東京文京区の有楽町線の江戸川橋駅に護佐丸という、割と有名な沖縄料理店があるということで、すぐ出てきましたので、キャンペーン行かれたのかな。そのとき、行ったら、ついでに寄って、どういうものか、あるいはパンフレットの1枚でも置いてきたら、どうかなという気も。そういう意味においても、やはりこういう護佐丸という名前であっても、きれいなお店とか、有名なお店で使っていただけないかというのありますのでですね。その辺についても少しは心配りをして、やっていったらいいんじゃないかなという気がいたします。

最後の湧水対策について伺いますけれども、今後の計画として、地下ダムとかあるいは、ため池をつくるとか、そういう計画ございますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在のところ、地下ダムとか、そういった貯水池の建設の具体的な計画はありません。

議長 比嘉明典 残り1分ですので、まとめてください。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 じゃあ、30秒使って。西原町では、キビ作農家が、井戸をつくるときに何か5万円とか、10万円とか、ちょっと金額的にははっきりしないけれど、補助をしているということがありますよね。その辺について、どう考えるのか。それから、この前の新聞でしたけれども、県では、今、南大東島において、実証実験をやっているというような話があった。

これは何かと言うと、地下かんがい設備を導入して、設備型のかんがい対策をやっていると。これは2014年までに検証した後に導入するというので、新聞には出ていますけれども、この後、県内に導入していくと。そういうものに、真っ先に手を挙げて、モデル事業というので導入するとか、考えたらどうかなと、この2点です。ちょっとお伺いして、質問を終わりたいと思いますが。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの、西原町でのキビ作農家、キビ作農家のみで限定してないと思うんですが、確認しましたところ、約、井戸に対して、経費の一部に30%の補助をしているとは確認をとっています。

2点目の、南大東でのその実証、そのかんがいは排水設備の件ですけれども、まだ、その辺はこちらのほうではちょっと把握しておりませんので、もし、その辺、県等々からの情報があれば、その辺また検討をしていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 以上で、9番 仲眞功浩議員の一般質問を終わります。

5分ほど休憩いたします。

休憩（14時25分）

~~~~~

再開（14時35分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、15番 新垣善功議員の一般質問を許します。

15番 新垣善功議員 それでは、議長の許可を得ましたので、これから通告書に基づきまして、3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目、防災マップの村民への周知策についてでございます。村内の各家庭に防災マッ

プが配布されていますが、配布のみでいいのか、防災マップの周知策についてどのように考えているかお伺いします。

2点目は干ばつについて。先ほども仲眞議員からありましたように、非常に深刻な状態でございます。特にキビ作農家は、干ばつ被害農家への支援策及び今後の対策について伺いますが、今年は雨の降らない日が、6月以降、長期にわたっているため、農作物の生育が憂慮されている、特にキビ作農家にとっては、大きな痛手となると予想されますが、その支援策及び今後の農業のあり方について伺います。

3点目は、各種選挙における投票率のアップ策についてでございます。本日は、選挙管理委員長も見えておりますので、ひとつよろしくお伺いします。近年の各種選挙における投票率が60%前後になっているのが現状でございます。この投票率を上げるための方策について、選挙管理委員会としての見解を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1番の防災についてでございますけれども、これは総務課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番の干ばつ対策につきましては、農林水産課、大枠3番の選挙につきましては、選挙管理委員会及び総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、議員御質問の選挙に関する投票率の低さをどうカバーしていくか、これは私もそうですし、議員の皆さんもそうですし、選良としても、非常にこれからもっと若者たち、あるいは国民の皆様、住民の皆様には政治離れをしないように、我々も知恵を絞っていかなくちゃいけないところだと思っておりますので、選挙管理委員会とももちろん連携を深めながら、我々も行政としても、しっかり支援しながら、選挙、投票率のアップ、そして周知の徹底に

図っていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番の防災マップについてですが、平成18年の6月に北上原、安里地区の地すべりがあり、甚大な被害を受けております。それを受け、平成20年に中城村の防災マップが作成をされております。平成23年3月11日に発生した東日本大震災で大津波被害があり、日本国民にとって大きな教訓を残しております。国・県の防災の計画の見直しに伴い、平成25年4月に新しく防災マップを作成し、各家庭に配布したところでございます。周知策については、自主防災会、各自治会長、ホームページの活用、転入者については、村役場窓口での配布等を考えております。また、この防災マップを活用しての図上訓練の検討を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、大枠2番についてお答えをいたします。

先ほどの、仲眞議員への答弁でも述べましたとおり、今回の長期にわたる少雨傾向は、特にサトウキビの減産につながりかねない事態にあり、キビ作農家への大きな痛手になることが予想されるものと考えております。今後、想定される被害農家への具体的な支援策は現在のところはありますが、今後も起こり得る干ばつ被害に備えて、補助事業によるかんがい排水施設等の生産基盤整備が図れないか、沖縄県とも協議をしていきたいと考えます。また、農家みずから生産性向上の図る目的で設置する井戸等の水利施設に対し、経費の一部補助ができないか検討をしていくべきだろうとも考えておりま

す。今後の農業のあり方については、干ばつ等の自然現象に左右されない農業を目指して、生産基盤の整備等を図っていくべきと考えますが、それにも限界があります。農業は自然条件に依存し、特に沖縄県は台風や干ばつ等の自然災害による農作物等への損害を受けやすく、それに備えた、損失補償制度等の活用を積極的に推進し、生産農家の農業経営の安定を図り、農業振興につなげていくべきと考えます。現在、台風等の自然災害に対する公的保険制度として、沖縄県農業共済組合の農業共済制度がありますが、中城村のサトウキビ農家の加入率は低い現状にあります。今後、村といたしましても、沖縄県農業共済組合やJAとも連携し、制度の普及啓発や加入推進を図っていきたいと考えております。以上で終わります。

議長 比嘉明典 選挙管理委員長 比嘉英信。

選挙管理委員長 比嘉英信 こんにちは、議員の皆さん。委員長の比嘉であります。初めてですね、ここに立つの。皆さん、御苦労さんです。それじゃあ、質問に答えます。

各種選挙における投票率のアップ策について、選挙については、もう、選挙人は、テレビとかラジオ、新聞などで選挙情報は常日ごろから入手して、選挙のあるということは、ほとんど知っています。そうではあります。公職選挙法の6条で、いろいろ前はありますけれど、選挙管理委員会は選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては、投票の方法とか、選挙の違反、そのほか必要を認める事項を選挙人に周知させなければならないとなっております。それで、選挙管理委員会と、行政当局とタイアップして、いろいろ広報に努めております。今、やっていることについては、総務課課長から答えさせます。それに加えて、私ども、選挙管理委員の皆さんもそういうことを考えたんですが、いろいろデータなんか見ますと、新聞なんか見ますと、質問もあったとおり、投



票率が大変下がっています。その件については、ここで詳しく申し上げると時間がありませんので、データを持っていますが、ただ、今後、選挙管理委員会としての課題として、私は4つ申し上げておきます。今までやっていることは、総務課長から答弁させますので。まず、村長、村議会議員選挙広報制度の導入、これを、政治意識の向上を図るためにはこれを実施制度、持っていきたいというふうに考えております。この件については、平成22年あたりから、県も含めて、各市町村、今、この条例、取り組みや準備に一生懸命やっております。市では7市でしたかな、町で2町実施されております。今、新垣議員から言われたとおり、投票率がぐっと下がっていますね、広報はやるんだけれど、平成15年に期日前投票制度が導入されましたけれども、それ直前、直後もずっと下がりっぱなしなんです。国会選挙、それから県知事、県議、村長選、村議選、そういうことで、これから見ると、いろんなマスコミとか新聞とか見ると、やっぱり政治意識の高揚を図るのが本来の投票率を上げる、アップじゃないかというふうに言われているわけですね。そういうことで、私どもとしては、今後の課題の4つのうち、今、広報制度、これは、要するに投票する、選択する基準になるということ言われているわけですね、この条例というのは。

次に、インターネットの活用による啓発。これについては、いろいろ予算の問題もありますし、行政と、今、調整中です。

そして、3番目に成人式における商品、グッズと言うんですかね、この配布による啓発。これは特に若い人たちに啓発したいために、以前、ボールペンか何かで、選挙管理委員会あるいは、投票に行きましょうなんて、成人式にあげていたんですよ。ところが、その時分の係が、予算がなくて、ゼロになって打ち切りました。これもなくなりました。そういうことで、これ、ま

た復活できないかなということ、村長さんともいろいろ話したんですけども、予算がかかるので、私からこれ以上、申し上げられません。

それから、4番目に、明るい選挙推進協議会、これについても、これは平成10年から14年の間活動しておったんですが、これも、国全体の予算が削減されまして、村も予算を随分削減されたと思うんです。議員の皆さんも幾らかは削減されたと思うんです。その時点で、これも予算がなくなって、活動できなくなって、そのまま立ち消えになっています。だから、これを復活できないかと、明るい選挙推進協議会というのは、いろんな広報活動のために宣伝カーを村内回ったり、あるいは広報誌とか、各スーパーとか、農協とか、あるいは南上原の村民の出入りする場所、琉球大学の近くあたり、配布とか、相当活動したんですよ。だから、そういうことは、もう一度欲しいなと、こういうふうに思っております。これについても、確かに予算もまた必要になりますので、村と協議しながら、今後、実施していきたいなと、こういうふうに考えております。

あと、今、これまで実施している項目については、総務課長からひとつ答弁していただきますよう、お願いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは、お答えいたします。

中城村の選挙管理委員会がこれまで取り組んだ取り組みです。投票率のアップについては、先ほど、委員長からのお答えもありましたが、村の広報紙の活用ホームページ、防災無線での広報、これは、選挙期日前投票が入ると同時に、毎日のように広報もやっております。あと、公民館へのポスターの掲示、横断幕、懸垂幕の設置、去年、新たに投票区を増設いたしました、南上原地区でございます。新しい投票所ができましたので、南小学校の体育館が、どこにある

のわからない方もいらっしゃいます。そういうことで、南小学校のフェンスを利用し、投票所の周知という形で、横断幕の設置をいたしました。あと、平成25年4月26日に公布されたインターネットによる選挙運動の解禁、成年後見人の選挙権の回復が行われ、投票率のアップという形になったかどうかは、これまでの投票率が低いという現状がそのままの状況になっております。今後の課題といたしましても、委員長からありましたように、選挙広報の問題も委員会でも議論されております。そういう中で、今後、投票率アップに努めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それでは、順を追って、再質問をさせていただきます。

課長、この防災マップを配ってありますけれども、私の質問は、それをどう村民に周知徹底していくかが、質問の趣旨なんです。この前の臨時議会の場合も、私が言ったように、自治会におりて、住民の皆様方に説明するべきじゃないかということで、副村長も相談の上、今後、検討していきますということでありましたが、自治会長の皆様方にはこの前、説明があったと聞いておりますけれども、自治会長だけに説明していいものか、自治会長だけ、知っていて、自治会長が住民におろしていくかというのは、私はそれは全くないと見えています。そういう場合にこそ、地域おりて、地域の皆様方に周知徹底せんといかんですよ。これがまさしく安心・安全のまちづくりの第一歩ですよ。皆さん方は、防災無線で広報やったというようだけど、それでいいのかどうか、それで住民の生命、財産が守れるかどうか、私は非常に疑問を感じています。もっと汗を流して、やるべきだと思うのです。

それと、このマップを見た場合、わかりづらい面が多々あるんですね。それとこのマップ、

村の皆さん方が協議して、課長の皆さん方も一緒になって作成したのか、業者任せでつくったのか、それで、業者がつくったものに、監修して、これでオーケーという決裁が出ていると思うんですよ。これ監修しました。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 この防災マップの周知につきましては、新垣議員がおっしゃったできるように、先月、自治会長の皆さんには、説明会をしております。

この防災マップについては、先ほども答弁いたしましたように、周知が必要な、避難場所、避難路、そういう状況について、村民に理解できない部分について、各自治会に出向いていく考えを持っております。そういうことで、総務課のほうで考えていることについては、まず、ふれあい事業を10カ所、活動やっています。それと、今、あと2カ所、活動をやるということで説明会を持っている自治会があります。こういう自治会を通して、弱者、それからボランティアの皆さんもいらっしゃいます。説明会を持ちながら、自分たちの地域の危険箇所、避難路をどういうふうに、津波の場合、土砂災害の場合、どういうふうに、避難をしていくべきかという部分について、図上の訓練等も必要ではないかということを考えております。

先ほど、再質問の中でございました防災マップの検証の件ですが、これは防災マップを作成する前に、平成24年11月ですが、そのときに、各自治会長から、地域における危険箇所、それをヒアリングしながら、委員として携わっている、琉大の神谷先生も含めて、ヒアリングを行って、現在の防災マップの作成に至っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 課長、各自治会長から危険箇所いろいろヒアリングしたと言っていますが、それはいいことですが、た

だ、これを見ていると、避難箇所について、前のマップとそんな変わりないんですよ。これを見て一番疑問を感じたのは、この避難場所で北浜公民館が避難場所になっていますよね。北浜公民館と言えば、もう、海拔ゼロメートルですよ、すぐ海。しかし、浜の公民館は、ここには避難場所とはないんですよ。本当に真剣にやっているかどうか疑問を感じているんですよ、いろんな面で。そしてこれは、風水害と、津波マップになっていますが、そこら辺を本当に真剣にやったかどうか、疑問を感じているんですよ。特に北浜の公民館に風水害、台風の場合に避難できます、高潮とかいろんなのあるはずですよ。そして、浜の区民の皆さん方、どこに避難すればいいですか。浜は避難場所として、公民館は指定されていませんよね。そういうのを周知徹底して、例えば、浜だったら奥間公民館に避難するとか、いろいろあると思うんですよ。その前に、村としてのルール、もしある場合は、大規模になれば、確かに各自治会の公民館に避難するかもしれませんが、この前みたいに二、三名、2世所帯とかありましたね。そういう場合は皆さん方は、公共の施設、例えば、社会福祉センターに、避難する様に、広報すべきじゃないかと、前もって。これ実際、やられているかどうかですよ。役場の中で座ってた、防災無線でやって、防災無線が聞こえないところもあるんですよ。北浜の公民館に避難場所、風水害の場合の避難場所になっていますが、余計、風水害の場合は北浜の公民館というのは、海ともう、10メートルも離れていないですよ。それでいいのかどうか。答弁願います。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

浜と北浜の違いという形での御質問だと思います。浜については、海拔ゼロという形になって、両方、風水害にしても、津波にしても、避難場所には指定をされておられません。北浜につ

いては、津波の場合は入っておりませんが、風水害の場合には、海拔2メートルほどになりますか。そこで避難場所という形にはなっております。そんなに違いはないんじゃないかということではありますが、このマップを作成する上で、危険が伴うような台風であれば、事前に避難場所の指定を防災無線、それから自治会長に連絡をとっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 私は、何度も皆さん方をお願いして、防災訓練もそうですね、マップだけ配って、それでいいの。体で覚えんと行動できないんですよ。例えば、浜、南浜、北浜を網羅した防災訓練、津波の際の訓練と、それから暴風の場合の訓練とか、何度もこの訓練をすべきじゃないかと、皆さん方に提言をしてきました。今回、9月1日の防災の日についても、何カ所かは、地元任せでということでありましたけれども、それでいいのかどうか。実際そういう場合、村が主体となって、その地域に職員を派遣して、リーダーシップを発揮して、避難訓練をやるべきだと思うんですけど、やりました、この前の答弁では何か、職員は派遣していないという感じは受けましたけれども、答弁願います。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 8月の津波防災の訓練のときは、これは各市町村でやった自治体もあります。また、各防災会、各施設という形で、学校でしたら県の教育委員会からの依頼に基づいてやっております。村は総務課のほうが防災の担当でございます。その中で、県の防災課との橋渡しといたしますが、今回、奥間自主防災会が津波の防災訓練を行い、それとの連絡調整を村は実施しております。

新垣議員が、浜、北浜、南浜、この低地帯の自治会、役場が率先してやるべきじゃないかという御質問が何度かありました。これも、防災

の危機管理と申しますか、自助というのが、あります。それと互助、公助。その中で、お互いがやるべきこと、地域がやるべきこと、役場がやるべきこと、この比率、度合いというのがあると思います。地域防災計画の中、それと災害対策法の中で、自助、互助、共助とも言っています。自治会への組織化、それと育成をしていくという中で、公助も、自治体もそれを手助けしていくということで定められております。これまで自主防災会について、各自治会、自治会長に要請もし、奥間が自主防災会を設立しました。そういうことで、奥間の自主防災会の、避難訓練をしながら、村民の皆さんにごらんいただき、これからもっと、村民の防災意識の高揚、我々役場の職員の防災意識の高揚についても考えています。今年、6月5日にも、奥間が防災訓練もやりました、それと津波の訓練もやりました。役場においては、まだ日にちは未定でございますが、消防庁から、職員の派遣をして、中城村役場で、職員を対象に研修会も予定しております。それと、11月には、津波防災訓練、これは九州広域の消防支援隊を中心に訓練があります。それにも村役場として、携わる計画になっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 課長、これ以上のことは言いませんけれども、村長、課長の話しでは、ずっと同じ答弁ですよ、聞いていると。やはり、村長が先頭を切って、呼びかけてやると、ほかの課長の皆さん方、真剣に考えているか、縦割行政じゃあだめだと思っんですよ。総務課長だけ、いろいろ難儀しているようですが、それで、地域の自主防災組織も、今、奥間だけですよ。もう1年近くになっているが、全く自治会長もあてにならん。そういう状況ですよ。そういう状況じゃあ、それをほうっておいていいのかどうかですよ。やはりそこは、もう、村長が先頭を切って、全庁体制で

進めていく以外ないと思っんですよ、私は思っんだけれども、浜も入れて、大規模な訓練したら、マスコミに取り上げられて、防災意識高揚にもつながるわけですよ、マスコミを利用すれば。そういうことで、村長、この辺、村長はどう考えているか。もう課長だけ1人ではできないんですよ。村長が全課長に、全庁体制でやるべきじゃないかと思っっているし、また自治会長に対しても、自治会長もあてになりませんよ。しっかりやっている自治会長はやってますよ、ちゃんとできますけれども、ほかの自治会長は何をしているかですよ。事務委託者でもありながら、村長の見解を聞いて、この件については終わります。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

大変、耳の痛い話でもありますし、また、逆にやらなくちゃいけないものだと、真剣に思っっております。できるものからやってみたらどうかと、実は議員がおっしゃるように、自治会がなかなか組織立って厳しいのであれば、例えば、交通弱者と言うんですか、避難弱者と言うんですか、お年寄りの方々をまず対象に、ひとつ老人クラブと提携しながら、その日、例えば浜と、安里でもいいですよ、そこを老人会の皆様がゲートボールをしているときに、避難訓練をしてみるだとか、これ、一つのまだアイデアですけども、頭でっかちになって、自治会単位で、自主防災組織を立ち上げてからやるだとか、確かに大事なことはありますけれども、できるものから一つずつやって、その意識を広げていくのも一つのもう、こつこつとした手かなという気もいたします。議員がおっしゃるように、村長が先頭に立って、リーダーシップをとって、やっていこうという気構えは持っっておりますし、またきちんとそれを形にしていきたいと思っっておりますので、これは課長も含めた、全職員、そして、地域の方々の協力にも私

どもが馳せ参じながら、協力を得ながら、この訓練を形あるものとしてやっていきたいなと思っております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 ひとつよろしく願いいいたします。それとじゃあ、2点目に移りましょうね。

干ばつ被害についての、農家への支援策及び今後の対策ということですが、先ほど、仲眞議員からもありましたように、土地改良をしたときに、農業については、何といても水の確保が大事なんですよ。土地改良区を見た場合に水の確保が不十分だという感じを受けます。それで、先ほどもありましたように、これからかんがいダムですか、地下ダムをつくと、莫大な予算がかかりますから、それは県と調整しながら、今からやると、時間がかかりますから、その前に、村独自の打つべき手を打つと。先ほどもありましたように、各農家かが自分の土地に井戸を掘ったりして、ある程度、今の状況をしのいでいながら、将来的には3年計画、あるいは5年の後は、ちゃんと村としては計画をつくって県とも協議していくべきじゃないかと思えますし、ひとつ財政がかかることですから、農家に対して、少しの補助、5万円ぐらい出せば、井戸は、掘れると思うんですよ。そういうことを一応、やってもらって、それも一遍にできなければ、年次的に、年に何カ所ぐらいですか、皆さん方、農家に対しての支援が、農薬だけでしょう、今まで。もうインフラ整備はもうほとんど99%できていると思う。これからはそのインフラで整備した農地をどう活用して、村民所得を上げていくか、村民所得を上げることは、これ税務課も関連しますよね。村民が所得を上がるということは税収につながるわけですよ。皆さん方は村の運営というのは、財政というのは、税金ですから、村民がたくさん税金を納めるために、皆さん方はどう、公金を

持って、農家を支援するかですよ。税金の払える農家を育てていただきたいと思えます。

それで、課長も言われたとおり、この農業共済というのがありますね。私は今まで、JAの団体かなと思いましたが、これは沖縄県のものなんですよ。それで、中城村を見た場合、面積が、9,724アールあって、収量が55万かな、そういうキビの収量があります。その中で、こういう干ばつがあった場合、被害を受けた場合に、共済会に入っておれば、その補償がもらえるわけですよ。その賭け金として、もし中城村全体をみんなが掛けた場合、176万円ぐらいで全農家をカバーするんですよ。それを、村の財政でもって支援できないか、今後。また、こういう干ばつがあっても農家の支援はできますし、農家をカバーすることができると思うんですよ。それと井戸を掘るといことですか。各、そういう方法で支援できないものかどうかですね、そこら辺、村長、170万円ですよ、先ほども40万円の話もあったけど。私は、この170万円ぐらいだったら、どうにか節約すれば、財政的にはできると見ていますが、どうですか、この辺、村長の考えをお伺いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。突然ですから、すぐ、どうこうということでは、非常に厳しいですけど、ただ、今、その数字だけの話を聞きますと、それは可能な数字のように聞こえますけれども、果たしてそれが農家に対する、単純な補てん策ですよ、これは。補てん策でいいのか、あるいは、先ほど来、話が出ている、例えば井戸を掘って、その分の補助金を出すとかという話は、これは非常に能動的な部分ですから、例えば、どれぐらい金額かわかりませんが、30万円かかるところを5万円補助するだとかというのを、10万円補助するだとか、あるいは15万円補助するだとかというように、能動的な部分であれば非常に可能性も

高いと思いますが、今、話を聞いただけでは、保険料の補てんという部分に関しては、はっきりは言いませんけれども、そぐわないところがあるのかなという気は正直なところいたします。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これは、本土では、米作については戸別補償をしていますよね、被害をこうむったとき、中城村では、それがローカルでできないかどうか。これはもう村長がやる気があればできると思うし、その辺は、農林水産課長は、ちゃんと積算も上げて、村長にちゃんとそういう、企画立案して村長に上げるべきだと思うんですよ。あなただけでとめるんじゃないくてよ、議会がいろんな提案があるはずですよ、これほかの課長もそうですけれど、提案があったものについては、いいものについては、企画立案して、村長に決裁をもらって、決断するのは村長ですから、財政的にはどのぐらいの財政がかかると、皆さん方はすぐ、何かお願いしたら、財政がないからできないと言うんじゃないくて、ちゃんと財政のほうもシミュレーションして、上げていけば納得できると思うんですよ。村長を説得する、納得できるような立案をして、ちゃんと実践していくのが皆さん方の課長の仕事だと思いますので、何度も、皆さん方に言っていますので、ひとつ企画立案の能力を高めていただきたいと思います。

それで、課長、この農家に対する支援策は、今、農薬のみですよ。金額的にどのぐらいですか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（15時18分）

~~~~~

再開（15時19分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在、村のほうから、農家へ対しての補助金といたしましては、議員がおっしゃられました農薬補助が約42万円、あと、出荷等の箱の購入に対しての補助も行っておりまして、これが23万7,000円です。あと、廃プラの処理費に対しても補助をしております、こちらが約39万円となっております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これからしても100万円以内ですよ。ひとつ、もうちょっと、これは中城の産業といえば、農業ですよ、村長。そのために何十億円という金をかけてインフラ整備はしました。これからはもうかる農業、どう村がリードして、指導していくかが、大事な時期にかかっていると思いますよ。そういう意味でも、ひとつ考えていただいて、農家に対しても、ざっと見ても、100万円ですか、その程度ですから、ひとつ考えていただきたいなと思っております。そして、今後、どうですか、農業用水について、それは私の考えですが、行政と言うのは縦割りですから、今、この中城村に工業用水は、通っています。上水道課長がわかります。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

工水はホームルのほうまで通っております。

以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これを、農業用水の一部、併用できないかどうかですね。それは、どうですか、可能か、それとももう、行政、皆さんが機関ですから、だめなのか、その辺、どうですか。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えします。

上水と、工水とは質的に、水の質が違います。

ので、恐らく今のところは無理だと思います。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 まず、県企業局に赴いて、情報収集してもらって、できないかどうかやって、もし、できるんだったら、そこに取水口をつくって、農家の人たちがタンクを持って行ってもらうとか。先ほども答弁の中にありましたように、JAとも、いろいろ干ばつ対策しているようだけれども、水がないんですよ。ポンプはあっても水がないんだよ。どうしようもないんですよ。水あります。津波のため池はあるかもしれんけど、ほかのどこ、水を探してもないんですよ。そういう意味でも、やはりそういうのを活用できないものか、もう、できないとわかりながらも行って、交渉して、できる方法をお願いすれば、できないことはないと思うんですけれど、その辺をひとつ、頭を働かせて考えていただきたいと思います。それでは、以上で2点目を終わらしましょうね。

次、3点目を伺います。いろいろ、今、選挙管理委員長からありました4課題ですね。私がお願いしているのは、この投票率をどうアップするかですね。投票率のアップをお願いしているわけでございます。それで選挙広報の広い、広報じゃなくて、選挙広報でありますね、今、先ほど、委員長からもありましたように、7市2町ですよ。中城村でこれをやった場合に、どれぐらいの予算が、課長。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 選挙広報の予算についてですが、まだ、検討中ということで、まず広報条例の制定から進めて、その制定後、予算化していくということでまだ予算の積算までには至っておりません。制定予定ということですよ。県にも、報告をしてあります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これも早目にどれぐらいの財政がかかるか、これはある意味では、

我々も来年、村議会議員選挙がありますよね、その場合に、今、個人個人、自分の政策をパンフレットして、めちゃくちゃに配っていますよね。村長選挙にまたなると、みんなこう配りますよね。5,000部、何千部刷って、そして、選挙広報になると、各予定、立候補者のいろんな政策し、またある意味では、村民も村の広報ですから、真剣に見ると思うんですよ。今の、個人個人で発行したピラなんかもう、すぐちり箱に捨てていると思いますので、そういうことがありますので、ひとつこの広報の問題ですね。財政、また条例も早くつくって、来年はもう統一地方選挙ですね。これはひとつ、どうですか村長、前向きに検討か、積極的にやるか、ひとつ伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

実は、この件はもう、1年ちょっと前ぐらいでしたかね、ちょっとした勉強会にも参加させていただいて、検討しておりまして、やろうと思えば、そんなに資金もかかりませんし、簡単なことであるとは思いますが、ただ、短所も実はありまして、誰でも、そのおもしろおかしくというか、ただ、選挙に出て、自分の名前を売ることができるか、過去に例があったらしいんですが、それだとか、例えば、我々みたいに選挙を告示して5日間しかないところは、この火曜日の5時まで待って、そこから配布に入るもんですから、莫大な事務量が出てくるだとか、これ、与那原でもあったらしいんですけども、いろんな情報、長所、短所、あるはずですので、これは議員の皆さん方とも胸襟を開いて私は話をしていきたいと思います。どのほうがいいのか、これは投票率をアップするために、いろんな方法が、広報紙のやり方もあるはずですから、これを取り入れたほうがいいのか、取り入れるためには、どういうことをやったほうがいいのかとか、規制が必要なのかだとか、これは条例

で先ほど定める話をされていますので、我々の意思でできるはずですので、それは、同じ行政と議会一緒ですから、目的はですね、胸襟を開いて話し合いながら、決めていけばいいんじゃないかなと思っております。資金的には、そんなにかからないようですので、問題はないと思ってはおります。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 ひとつ、その辺も前向きに一応、検討していただきたいと思います。

それと、今、よく言われるように政治に対する不信、あるいは、無関心層が多くなっています。それは村政についても、こういう政治行政について、もう無関心になり過ぎているような気がするのですよ。やはり、行政に関心を持たすためには、そういう選挙に行き投票するという、自分たちが選んだ代表だという意識があれば、行政にもいろいろ積極的に参加できるよう、高揚にもなるとお思いますので、その辺も頭に入れながら、ただ1点だけじゃなくて、幅広く、いろんなものが影響するような方法で、取り組んでいただきたいと思います。

それと、投票アップにつながって、先ほども選管委員長からありましたように、期日前投票とありますね、今、中城村は、選管の事務所でやっていますよね。これを買物ついでに、サンエー内で施設を利用し、投票率アップをするというのは、いい方法じゃないかと思うし、これはまた、那覇市とかは取り上げているはずです。買物をしながら投票すると、わざわざここにおいでくるよりは。それと、特に悪いのは、南上原地区なんですよ。新しく、外部から入って来た方々が多いために、何か村政に対して無関心なことがありますので、そういう意味でも、サンエーに期日前投票所を設置して、できないものかどうか、その辺を、比嘉委員長、こういうのは選挙管理委員会でそういう話し合いで、議題になったことはありますか。

議長 比嘉明典 選挙管理委員長 比嘉英信。
選挙管理委員長 比嘉英信 いいことを質問していただきました。実は、前に戻りますが、投票率の推移にして申し上げますと、新垣議員も50から60という間というふうになっておりますが、衆議院選挙はもう下向きです。70%から56%、これは、私は平成4年から今年まで、25年まで、全部、投票率をデータ持っています。これを調べてみたら、衆議院選挙は70.8で、最初は、それから56.0までも下がっています。参議院は、58.51から、今、53.47、これ大体、横ばいですね。それから県知事選挙、これ62.54%から60.88、これも横ばい状態です、その間をですね。それから県議選、これ最初は75.80から52.49、マイナス23.38%も下がりっぱなしですね。それから、村長選挙、当村の村長選挙も85.82から、今、72.81、これがマイナス13.0%、これも下がりっぱなし。上がったたり、下がったりしていません。それから村議選も、86.89から63.09、これは23.80まで下がる一方なんです。そして、県と村の比較は別にして、中城村南上原区の投票率をちょっと見ていきます。これ、年度別ですよ。平成16年6月22日の村長選挙の投票率が、まず第1投票区、津覇区の平均が、これ9つの行政区があります、平均67.9なんです。そのうちの南上原は48.89、その第1投票区が一番少ない投票率が69.40です。南上原はこれよりもぐっと下がっているわけですね。だから、全体的に南上原の投票率が下がっているもんだから、全体的に下がっていると、多いところでは、84.48%あるんですよ、第1投票区ですよ。今、南上原区を中心に申し上げます。それから平成22年9月12日、これの村議会議員の投票率を見た場合、第1投票区、津覇ですね、これも9つの行政区の平均が56.93%です。そのうちの南上原は37.16なんですよ。そして、少ないのが55.17%、これよりも南上原はぐっと下がっていると、こういう状

況ですね。そして一番多いのは81.8%、こういう状況です、こういうことで、平成13年ごろから、県からも、国からも、いわゆる過大投票区、第1投票区はそれまで7,000名ですね、それから遠距離投票地区、これは最初、新垣の第3投票所を設けたときに、第1投票区にあったのを登々からは4キロメートルくらいあるんですよ。それで新垣区は設けました。第4投票区、これは津覇小学校が7,000名もいたんですよ。これは南上原が一番多いんですね。3,000くらいありますから。ここで申し上げますが、仲座議員からやっぱりこれ分離したほうがいいという、議会では恐らく質問ありましたよね。そのときには小学校ができる予定だから、それまでちょっと待ってくれということで、小学校もできるという決定でしたので、それまで待って、今度、分離したわけですよ。今度、分離して投票結果を見ますと、第1投票区は、54.29%、去った7月の参議院選挙です。24年7月21日ですね。第1投票区は54.29%、第2投票区は吉の浦ですね、57.37、第3、新垣は54.30%、分離した第4投票区の南上原、これ58.26%ですよ。南上原区だけ、ぐっと上がったわけです。だから、それまでの南上原区の第1投票区での、南上原区だけの投票はちょっとデータ持っていませんけど、予測されたのは、向こうの投票率が、第1投票区の投票率が下がっていたのは、南上原に引っ張られていたというふうな状況なんですね、これらの状況にしても。そういうことで、今、新垣議員から質問もありましたけれども、これは国・県全体で、平成15年に投票率が下がるということで、期日前投票を15年にその制度ができて、それ以前は、不在投票というのがあったんです。不在投票というのは、選挙当日、投票に行けない人。例えば旅行で当日いない、病院で入院でいない、投票場で投票するというの、本当に行けない、不在、そういうことがあったので、これは投票率を上げるた

めということ、平成15年に改正されて期日前投票がありましたけれども、期日前投票はそれ以後、期日前投票だけは伸びているんですよ。ところが全体的な投票率は伸びない。要するに、期日前投票を施行されても投票率には関係なかったという結果になっているんです。だから、そういうことで、いろいろこういう市町村の選挙広報、これで投票率を上げるために成人意識を高揚しようというのが、始め出したのが平成22年ごろから、県が動き出して、最初にできたのが豊見城でしたかね、豊見城が22年にできて、23年に広報誌を出して、いろいろ新聞などで、成人意識の高揚を図らなくちゃいけないというふうなことが叫ばれたんですね。そういうことで、第4投票区は、私は期日前投票場を今、設置する段階ではないんじゃないかなと、本投票場を増設したので、向こうで、期日前投票をやるということはまだ考えておりません。というのは、期日前投票でやるのに、例えば、国会議員選挙の場合、選挙運動16日です、投票立会人も今、婦人会、青年会、自治会から協力をお願いして、16日間2人ずつお願いして協力を得ています。だから、そういう期日前投票場を、第4投票区に今、設置する必要があるかなということで、委員会でもちょっとその話がありましたけれども、今のところ必要ないんじゃないかなと、こういうふうと考えておりますが、もし、これに対して、議員さんのいいアイデアがあったら教えていただきたいと、こういうふうに思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 わかりました。委員会としては、期日前投票のための設置は必要ないと、今のところね。しかし私、個人として思うことは、私は期日前投票所をやれば、設置すれば、もっと南上原地区の第4の地区は上がると判断しているんですよ。その意味ではお互い、もう逆の立場ですけどね、この辺は私は、もっ

と真剣に検討して、まず1回でもいいから、やってみてどうなのか、やらない前からあれじゃなくて、まず、やってみて、どういう結果が出るか、もうこれは国政選挙というのも、予算も結局は国から出ますし、村長選挙と、村議選挙のみは、それは村の財政でやりますので、まずそういうときに、まずは国政選挙、県議選挙。それでまず一応は試みて、やってみて、どういう結果が出るかは、それはやっても私は価値があると思って見えています。選管の決定ですので、とやかくは言いません。ひとつ今後、投票率を上げていくための選挙管理委員会としての施策ですか、いろんなのを、ひとつ委員会で真剣に討議していただいて、投票率アップに努力していくことを強く要望いたしまして、終わります。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会 (1 5 時 4 1 分)

平成25年第6回中城村議会定例会（第19日目）

招 集 年 月 日	平成25年 9月6日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年 9月24日 （午前10時00分）		
	散 会	平成25年 9月24日 （午後 0 時18分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に1番 伊佐則勝議員の一般質問を許します。

1番 伊佐則勝議員 皆さん、おはようございます。1番、伊佐則勝です。通告書に基づきましてこれより一般質問を行います。簡潔明瞭な答弁をお願いします。

まず、大枠の1番でございます。公共下水道の接続率について。

小枠1番、直近の下水道の接続可能地区の接続率について伺います。小枠の2番。7月より下水道への接続工事費用に補助金が交付されるが、対象世帯への接続工事増加効果は実績としてどうか。

次に、大枠の2番になります。広域火葬場斎場について。

小枠の1番、6月定例会で基本構想、基本計画の策定を8月ごろ予定している旨の答弁がありました。経過はどう伺います。小枠の2番でございますが、候補地の絞り込みの進捗状況についてでございます。以上よろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番の公共下水道の接続率については、上下水道課のほうで詳細を答弁させていただきます。

大枠2番の広域火葬場につきましては、企画課のほうで答弁をさせていただきますが、私のほうも見解を少し述べさせていただきます。

大枠1番の公共下水道の接続についてでございますが、御承知のとおり非常に中城村、接続

率はもう本当に下位のほうでございます。積極的に接続をお願いをしているところでありますが、なかなか進まないという状況も続いておりますが、ぜひとも議員の皆様方も接続可能な地域につきましては、供用開始されている地域につきましては、地域こそって自治会長も含めて、議員の皆様方もぜひとも御協力をいただきたいなと思っております。少しずつ伸びてはおりますけれども、まだまだこれからの課題はたくさんあるような感じがいたします。詳細については、また述べさせていただきます。

大枠2番の広域火葬場につきましては、議会の中でもたびたび発言をさせていただいておりますけれども、村としましては、私の考えとしましては、総論も各論もともに、賛成、推進でございます。ですから、これから候補地から、実際には建設地の絞り込みに入ってくると思っておりますけれども、いずれにしろ、どちらに決まるにしろ、村としては推進の立場で、これからもぶれなくやっていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 それでは、伊佐則勝議員の大枠1の公共下水道の接続についてのお答えいたします。

補助制度受け付け前である、平成24年度3月末時点で、接続率が30.15%、先月の8月末時点の接続率が32.47%です。2.3%上昇しております。

次に、 についてお答えいたします。前年度、今年度の4月から8月末、5カ月間、比較しますと、前年度は浄化槽から改造申請件数が7件に対し、今年度は改造申請件数が18件です。申請件数は2倍以上になっております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 大枠2についてお答えいたします。

(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設検討委

員会では、平成25年7月末までに建設検討委員会、部課長会議、担当者会議等、計16回の会議を開催しております。また、あわせて計画地選定委員会も開催され、選定委員会での審議結果を建設検討委員会へ報告がなされた後、平成25年7月末に、(仮称)中部南地区火葬場・斎場基本構想、基本計画が策定され、報告書としてまとめられております。

次に、候補地の絞り込みについてでございます。(仮称)中部南地区火葬場・斎場基本構想、基本計画報告書におきましては、地形、法的規制、市街化動向や周辺の土地利用等、さまざまな要素と視点から解析し、公正な評価に基づいた最適な用地として、数カ所を計画候補地として絞り込んでおります。今後、基本構想、基本計画報告書をもとに、各市町村長の意見や課題点、懸念される事項などをまとめた上で改めて市町村長会議を開催し、計画候補地として決定する予定でございます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず下水道関係でございますが、小枠の1番について答弁いただいております。平成24年度の末時点の、県の平均接続率の68%と比較して接続率が30%台とかなりの隔たりを感じております。監査委員からの24年度決算審査意見書でも、接続費貸付制度や7月開始の接続工事費用補助金等の啓蒙を図り、接続を積極的に推進し、有効な対策を検討すべきとの指摘がありました。担当課においては、なお一層の普及推進に取り組んでいただきたいと思います。

小枠の についてでございますけれども、先ほど4月から8月までの比較の数字を述べさせていただいております。7月からの補助金制度がスタートしておりますので、7月から8月の2カ月間、前年度の実績比較等はどのようになっているかどうか、ちょっと答弁お願いでき

ますか。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 それでは、お答えいたします。前年度の7月、8月、2カ月間の申請件数は1件、今年度は同じ2カ月間で申請件数が16件です。2カ月間を比較しますと16倍になっております。以上でございます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 ただいま、答弁ありました。前年度が、7、8月で1件と。実績からすると、かなりの効果が出ていると考えております。

日ごろの広報等始め、啓蒙活動が浸透している結果だと思うが、今後、さらに接続率を高めるために、どのような普及活動を計画しているか伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

今後、新たに普及活動は、来月の26日、27日予定しています。中城護佐丸まつりの会場にて、補助金制度の広報入りのうちわを配布し、制度のPRを行う予定でございます。

それから、継続して行う活動としまして、主に待合室の事業所、それから地域の商店街に協力を依頼し、補助制度のチラシつきポスターの掲示を依頼しております。

次に、村の広報紙記載の記事についての見出しのキャッチフレーズを毎月変える、詳しい内容の記事を読みやすく、簡潔にした記事とバリエーション豊かに今後も、毎月、創意工夫を凝らします。

最後に、村内指定工事店にこれからも、村の下水道普及工事に参加していただく等、指定工事店の皆さんと連携をとって、一丸となって、下水道普及活動を行い、中城村の水道環境の向上に尽力していきます。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 下水道は、衛生的で快

適な生活環境を維持する上で、欠くことのできない重要な基盤施設であります。自治体にとって、整備事業を進めていく役割は、今後、ますますと重要な責務になってくると思います。

村民の義務と経済的負担も伴いますが、どのような施策を今後、講じていくか伺います。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

平成14年に中城村で供用開始をして以来、今までにあらゆる啓蒙、啓発活動を実施しました結果、村民の下水道への理解度、認識は高いものの、接続にかかる工事費が15から30万円程度必要となるため、この高額な工事費がネックとなり、大多数の村民が工事着手に前向きに検討できない状況であることがわかりました。さらに、平成24年度末の下水道の起債残高が、約20億円になっております。今後も下水道整備を推進していく中で、その起債残高は、ますますふえ続け、また、一般会計からの繰出金も年々増加の一途をたどっております。こうした理由を考慮し、判断した結果、今回の補助制度が接続率の向上対策の最大の切り札だと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 屋良課長、しっかりと取り組んでください。

中城村下水道接続促進事業補助金として、計上されている840万円の事業予算が完全消化できるよう、課長を先頭に課を挙げての事業推進に期待しております。引き続きまして、大枠の2番のほうに移らせていただきます。

先ほど答弁いただきました。、につまましては、関連しますのでまとめて質問させてもらいます。

(仮称)中部南地区火葬場・斎場基本構想基本計画報告書は策定され、計画候補地についても、公正な評価に基づく最適用地として数カ所絞りこまれ、最終的には首長会議に諮った上

で、計画候補地が決定予定との答弁がありました。各首長意見などを反映するためには、報告書の中で、候補地をモデルとした施設計画や概算事業費等が盛り込まれていると考えるが、その辺、答弁を願います。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

報告書ができ上がっておりますが、この報告書の内容としましては、まず、構成市町村の計画条件の整理を行い、基本理念とそれから方針、そういうものを定めております。

また、人口等の条件によります機能、施設規模、それについても検討をしております。計画候補地につきましては、以前もお答えしましたが、15の候補地が5市町村から上げられております。現状調査、それから各要素、それから条件、比較検討を行いまして、先ほどもお答えしましたけれども、数カ所、計画候補地として、絞り込んでいるところでございます。

それから、基本計画におきましても、基本構想で絞り込みました計画候補地の中から、総合評価の一番高い計画候補地を敷地としまして、施設整備計画と、それから基本設計図作成、概算の工事費を積算しているところでございます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 計画候補地決定に当たっては、各市町村の思惑が出てくる可能性も否定できないと考えております。そこで、基本理念に立ち返って、当初計画の構成5市町村の首長がしっかりとスクラムを組んで、事業遂行をなすよう要望するが、村長の所見を伺って本日の一般質問を終わります。よろしく願います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほども答弁したんですけれども、私は常に村益にかなうか、かなわないかだけを判断材料にしたいと。基本的には、村益にかなうか、か

なわなにかを基本とした場合に、火葬場の建設というのは村益にかなうということを確認し、今回の答弁をさせていただいております。ということは、総論も、各論も中城にとっては推進すべきだということが私の見解でありますので、ふれずに、しっかりと建設までに尽力していきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で、1番 伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

続いて、3番 金城 章議員の一般質問を許します。

3番 金城 章議員 皆さん、おはようございます。3番 金城章、一般質問を行います。

通告書の前に少しだけ所見を述べさせていただきます。

今回の質問もそうですけれども、各議員がこれまで一般質問では、中城村の将来像をちゃんと考えてのいろんな提言とか、質問であろうと思います。そこを皆さん方が真摯に受けとめて、ぜひ、これからの中城を考えた答弁をお願いいたします。今度、中城の景観計画ですか、条例もわかりですけれども、本当にこの景観条例を設定するに当たり、これから中城の展望をどういうふうに進めていくのかの観点を踏まえながらの御答弁、ぜひ、簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、通告書を読み上げて質問にかえませ。環境整備。

村内の海岸線周辺の清掃整備が取り込まれていないが、今後の対処予定はあるか。 海岸海浜浄化事業の取り組みをどのように進めていくか、また、昨年の取り組みはどうだったのか。

排水の整備事業で諸団体での新事業があるのか。取り組みを考えているのかどうか。

大梓2ですね、施政方針、将来計画事業。

今後進めて行く開発計画、道路計画はあるか。 宜野湾市本町通りから登又。

ウフクビリ線への道路計画の考えはあるか。

施政方針で平成25年度以降、景観計画に基づく景観条例の策定を目指すとしてるが、取り組みはどうか。それに際し、中城村で墓の建設が多いが、景観的にそぐわないと思うが、どう考えるか。現在、大規模な墓地計画があると聞かすが、どのような内容のものか、規模、墓数はどうか、場所や地域の住民への対応はどうか。

大梓3、庁舎建設について。

庁舎建設の進捗状況はどうか。 建設予定期日はいつか。 積立基金はどうか。 今後はまた、積立基金をどのようにしていくのか、ぜひよろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

まず大梓1番、環境整備につきましては住民生活課と農林水産課のほうで答弁をさせていただきます。

大梓2の施政方針、将来計画事業につきましては、都市建設課と住民生活課、庁舎建設につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは、庁舎建設に当たっての、今現在の考えを少しだけ述べさせていただきます。

中城においては、この庁舎建設は、もう喫緊の課題だと認識をしております。議員の皆様方も御承知のとおり、かなり老朽化がもう激しくなった庁舎でございますので、できましたら、もう数年以内には建設に取り組んでいきたいと考えております。ただ、基本構想が今度、上がってきますし、また、当然、資金的な問題、財政的な問題、それと今、大規模工事が来年度に図書館建設が控えております。それとの兼ね合いも含めながら考えていかなくちゃいけないと思っておりますけれども、基本的には喫緊の課題として、次の中城における大きな事業ではないかなというのは認識をしております。以上でございます。

ので、村道としての整備をお願いされましたが、村として、財政的にも厳しいことから、今後は、県道29号線の拡張整備を要望とともに、現在の交差点の改良をお願いしていきたいと思ひます。

については、平成25年度は景観法に基づく景観条例の制定に目指し、今月委託業務を発注準備中です。

については、中城村墓地基本計画に基づき許可を与えることから、墓地申請時に景観に配慮するよう、植栽等で緑化を進めるよう指導するしかないと思ひます。今、策定している景観計画で規制できるものではないと思ひます。以上です。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは、大枠3の庁舎建設について から までお答えしていきたいと思ひます。

庁舎建設計画策定業務については、現在、基本構想の策定中でございます。今年10月末までには完了いたします。

の建設の時期については、施設整備の基本的な方向性、導入の機能、規模の分析、基本構想、事業化に向けての考え方が、示されます。概算事業費、整備スケジュール、事業手法の検討、今後の課題等が提起されますので、検討委員会で審議をし、建設の時期を決定していきたいというふうにご考慮しております。

の基金については、2億2,000万円余り、今、基金を積み立ててございます。今後は、役場庁舎については、亀裂、剥離等が多く見られます。現在の状況では、修繕費では対応できないような状況がございますので、先ほど村長が答弁しました、早い時期の建設を目指していきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 それでは、順を追って、質問に入ります。

海岸整備、北浜の中部土木の海岸整備が入っ

ているというお話ですけれども、これは排水路関係もちゃんと整備のほうは行き届いての海岸整備になっているのかどうか、ちょっともう一度お願いできますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えをいたします。

この海岸整備工事ですけれども、当然ながら排水路の末端部もございますので、その分についての整備計画は入っております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 それでは、今まで大雨のたびに詰まっていた排水も解除されるということですので、ぜひ、いい工事ができることを中部土木にもぜひお願いしてほしいと思ひます。

海岸浄化事業ですか、昨年は6団体でボランティアをしていただいて、2,800キログラムのごみが回収できたということですがけれども、この海岸整備も村としての取り組みとかは、今、県の管轄ということでやっていませんけれども、吉の浦の公園の下、エココーストの周辺も村民のジョギングなりウォーキングのコースとして、皆さん使っているんですけれども、整備がほとんどされていないですね。その整備とかも中部土木に求めてほしいんですけれども、また、村がボランティア出して、取り組むのかどうか、これ検討できるかどうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほども、住民生活課長の答弁で、中部土木維持課の班が管理していますので、その辺を、今まで、1年に1回は中部土木のほうでやっていたけれども、今年度は久場地区になるのか。その辺は、中部土木維持班と協議しながら海岸の清掃をさせていきたいと思ひます。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜび、村民のウォーキングコースでありますので、ぜび、早目の対応を協議しながら行ってほしいと思っております。それでは、大枠2番に進めていきます。

この環境整備計画、その条例の問題ですけれども、環境整備はやっぱりいろんな生活にかかわってくるもの全部、全般にかかわってくるものだと思っておりますけれども、やっぱりこの地域にマッチしたいろんなことがかかわってくると思いますが、先ほど、墓地の件でもありましたけれども、斜面地に墓地の計画があると、これを、この計画的にまとめていけないのかどうか、多分、景観条例では、先ほど課長からありましたとおり、緑地帯だけの指導しかできないという話ですけれども、今まで、この計画が中城村では、斜面地に、今、緑地帯となっていますけれども、そこに墓地が、この大規模な墓地が、こういうふうには1万9,000平方メートルの900墓以上の墓地がずっとつくられるということになったら、緑地帯がなくなって、斜面地域の計画がないと、どうしても墓地だけになってしまう可能性があるんですけれども、その点で、この墓地だけにならないような計画というのは、そこは考えられないものなのか。緑地帯はまた、どうして、自然と緑地帯をこの景観と絡めて、どうやって残していくのか、そこはお答えできますか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時43分)

~~~~~

再開(10時43分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

斜面につきましては、本村は伊集あたりから、あるいは久場まで、結構、大規模な斜面緑地が存在しております。村におきましても、できるだけこういう斜面地域というのは、残したほう

がいいというふうなことで考えております。そのことは、第4次国土利用計画も策定はしておりますが、その自然緑地として位置づけはしております。しかし、国土利用計画におきましては、開発等についての規制をするものではなく、あくまでもそこを自然緑地としてなるような形で、目標を持っているところでありますので、国土利用の観点からいきますと、この計画について、こちらのほうで、その計画に基づいた規制というのはできないものと、考えております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 今、墓が計画されているということ、もう住民生活課長からありましたけれども、7割以上の賛成同意の申請があると答弁がありましたけれども、地域住民がやっぱり賛成するということは、この墓地条例にもうたわれていますよね、墓地設定にもうたわれている。地域住民が賛成すれば実際に今、企画課長が答弁されたように、地主と地域が主体となって進めていく段階で、ほとんど7割から9割賛成すれば、ほとんど斜面が墓地に、将来的になるおそれもあるんだけれども、そこを本当にどのように考えていくか、これから本当に真剣に考えていかないといけないと思っておりますよ。これ、墓地条例には、地域住民の賛同のもととうたわれていますけれども、地域住民が賛成すれば、そこも全部、墓地になってもいいものなのか、どうなのか。これを、将来的にどうにか、今、企画課長からありましたけれども、本当に計画していかないといけないほかの計画、緑地帯じゃなくて、地主が開発を出せば、そのまま開発に取り組んでいくのかどうかですね。あと1つ質問してから、また別に移りたいと思います。

村長、この900墓余りの墓地申請ですけれども、それで、約2万平方メートルですか、これはまたいいとして、これから、この緑地帯をどう押さえていくのか、本当に計画をしないとい

けないと思うんですよ。村長。そこを、将来的に多くの緑地を残しながら、いろんな村の計画を墓地にならないような景観が、海岸線から見て、緑地帯が残って、一番いいところですので、どういうふうに残していくのか。ぜひ、将来的に、この制限できるような方法があるのかどうか、一言お願いできますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、制限できるかどうかの部分というのは、当然これはもう、制度上、あるいは法的な部分で問題がないということであれば、我々の主観的な考えで反対できるものではありませんので、それについては、肅々とそれを踏襲するだけだとは思いますが、ただ、一般的に墓だから嫌だとか、墓の景観がどうかということには、私は、そこは重きを置く必要はないんじゃないかなと思っております。要は、需要があるのか、需要が満たされているか、あるいは、もう需要が過多になっているのか、これは墓だけに限らずですね、今回の。私の勝手な今、主観的な考えだけ話をしますと、もう、中城には、もうこれぐらいでいいんじゃないかと、実は思っております。村民の集合墓地、あるいは、村外からの需要にこたえるという意味でも、今回の部分で恐らく、需要は満たされるだろうということをおっしゃるので、これから、法的に規制ができるかとか、制度上で規制ができるかというのは、これから我々真剣に取り組んでいきますけれども、今現在の感覚的な話で申しわけないんですが、感覚的にはもう、そういう集合墓は中城基本、墓の条例はつくってありますけれども、それも改正もかんがみながら、もう需要は満たされているんじゃないかなということをおっしゃるので、基本に今後は考えていきたいなと思っております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 村長、この基本計画に

も墓の条例にも、実際に平成42年までで623墓の予定しかしてないですね、個人墓の予定だったはずですけど、中城のやっぱり、村民のニーズはそれで図れると思うんです。どうにか制限できる計画とか、構想をこれから練らないといけないと思いますけど、ぜひ、そこは前向きに、ぜひ検討して、墓の景観だけじゃ、村長、悪くないと考えるとおっしゃいましたけれども、緑地帯をいかに増やすかで、墓は税金も入ってきませんし、ぜひ、また別の方向で考えられないものか、ぜひ、これからの課題として、考えてほしいと思っております。

ちょっと飛び飛びになりましたけれども、道路計画ですね、先ほど、都計課長から答弁をもらいましたけれども、ウフクビリ線への道路計画ですね、これ、どんな状況ですかね、これから可能な道路をつくるのに、いい方向に進んでいく予定なのか、橋で渡さないといけない感じですけども、高速との兼ね合いとか、広さとか、これができれば交通改善も図れると思えますけれども、ウフクビリ線から県道に出るのは、ちょっと、くねり道で、交通の便も悪いものですから、ぜひ、早目に進めていければ、いってほしいんですけども、もう一度、お願いできますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今月の道路街路課と協議した段階でも、今の本町通りから高速の手前、交差点ですけども、ここからウフクビリまで、橋をかけて、200メートルぐらいあるんですけども、それを県のほうに計画してできないかという相談をしましたが、県としては、あくまでもこれはウフクビリの取りつけだということで、費用対効果をおかんがみても、県のほうではできないものでない。本町通りから、329号まで、新たな計画があるのであれば、県も考えているという話はしていますけど、早急には、この橋ができる計画

は今のところはないです。それと、今、その起点、本町通り側が、北中地番になっているものですから、その辺の協議も出てきますので、中城村の土地であればいいんですけれども、北中城が起点になりますので、この辺の時間もかかるだろうとは思っています。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ、県とも協議しながら、早目に、大分いい道路になると思いますので、ぜひ先行して進めてほしいと思っております。

もう1つ、若南線の整備が、計画があるという話ですけれども、この若南線、これは若南線の行きつけは、地すべりがあった山のほうにぶつかると思うんですけれども、その下にトンネルを掘って、329号までの計画は難しいですかね。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

大きい構想ですので、私の意見でいいのかどうか分かりませんが、実際に今の若南線から、真っすぐトンネルを掘って、329号まで持ってくるというのは、恐らく技術的にはできると思いますが、本当に東西、今の駐留軍がある段階で、この道が計画できるのかというのは、村の計画にもないものですから、今、基本計画、基本構想を上げたとしても不可能に近いんじゃないかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 課長、不可能と言わずに、ぜひ前向きに検討してほしいです。

この今の道路の件ですけど、本当の将来構想ですので、ぜひ、予算の面とかそういうとは別として、斜面計画も、解消のものにもつながるかと思えます。ぜひ、本当の前向きな検討をお願いします。次、庁舎建設、少し移りたいと思えます。

庁舎建設基金が設定されてから、もう15年に

なりますよね。11年の基金積み立てだと理解しているんですけども、これまでに2億2,000万円、今年、1億円の積み立てる予定だったと思うんですけども、2,000万円、基金が積み立てられなければ、庁舎も、もうこれまで15年かかって2億2,000万円、今、2,000万円ずつ毎年積み立てたら、あと5年であと1億円ですよ。3億円で庁舎がしてくれるものかどうなのか、これでどれぐらいの借入れができるのかわからないんですけども、その後10年としても4億円、今、村長の答弁はあと数年にはつくりたいという希望でしたけれども、もっと多く基金を積み立てればと、できると思うんです、村長。

村長の答弁にもありましたとおり、歴史資料館が大きいのが来年ありますけれども、それ終わって、数年内にはつくる計画を立てて、無理してでも5,000万円、1億円ぐらい積み立てにいかんと、まずいんじゃないかなと思うんですけども、そういう積み立て計画はできるものかどうなのか。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。基本的に15年から、本当に積みなくて残念ではあるんですけど、その都度、新たな整備計画が入りまして、基本的に南小学校もそうです。実際、3年間で3億円をためるの大変でした。しかし、あれは目的がもう既にここに決まっていたんで、やらざるを得ないという部分でやらせていただきました。この庁舎についても同じことだと思います。基本的に、資料館、図書館につきましては一括交付金の補助がもらえますので、それをあてにしながら起債等で対応していけますけれども、庁舎については補助金は一切ないので、すべて自腹でやらんといけませんので、そういう意味合いも含めて、もう先ほど、村長が述べていたように、喫緊の課題だというものを意識しながら、その目標に向かって、節約、

じゃなければ事業の調整、先送り等も含めて、ためていかなきゃならんという意味を自分たちで決めない限りはできないものと考えています。ですから、そういう意思を決定した上で、積み立てについては頑張っていきたいと、そういうことです。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 庁舎建設は喫緊の課題だと村長も言いました。ぜひ目標、ありますよね。庁舎建設をするということはあるので、本当に積み立てていかないとどうするか、南小学校もつくるということで、積み立てを行いました。補助金対象で、庁舎は補助金がないと。補助金がないければ複合施設でやって、補助金を少しでももらいながら、ちょっと規模的にも、どうにか利用できるように、検討しないといけない。

今年、この南小学校の話が出ましたけど、この基金も今度、改正になって2,000万円、浮きましたよね。それはどういうふうにご利用するのか、積み立てに回すのかどうか。それと、今度剰余金も、ほとんど剰余金があれば2分の1ぐらいは基金に積みたててほしいんですけども、基金での流用は可能ですよね、基金条例4条にもありましたけれども、短期運用は可能だということはあるんですけども、それを考えながらも基金は絶対積み立てていかないといけない。最低でも5億円以上積み立てないといけないと思っているんですよ。それを3年ぐらい積み立てる方向で取り組んでいかないと庁舎はできませんよ。それをぜひ、考えて、もう一度、村長答弁願います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

喫緊の課題、当然でございますけれども、資金的な面が大きな課題だと思っております。ただ、何とか知恵を出して、もちろん、積み立て金が5億円も10億円もたまってやりますという

ことではなくて、積立金がないなら、ないなりのほうが知恵があると信じています。いろんな複合施設、あるいはPFI、あるいはリースバック、いろんな形態があると思いますので、その辺をしっかりと勉強させていただきながら、またいろんな方々の協力を得ながら庁舎建設には向かっていこうと、ここで喫緊の課題と私が答弁したわけですから、まさに喫緊に判断をするところまで来ると思っていますので、それはもう、数年うちには、何らかの形をとりたいと思っておりますので、ひとつ温かい目で見ていただきたいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 村長、ぜひ、本当に喫緊の課題であります。もう庁舎も、役場に来るたびに、この庁舎の上を見上げて、亀裂が走っているのを確認し、また何カ所か亀裂が大きくなっている箇所があります。本当に事故が起こらなければ幸いですけれども、起こる前に、本当に計画を立てて、あと二、三年のうちにはぜひ、本当の基本計画が入って、着工ができるのを望みます。以上、一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で、3番 金城 章議員の一般質問を終わります。

10分ほど休憩いたします。

休憩(11時01分)

~~~~~

再開(11時10分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、5番 新垣光栄議員の一般質問を許します。

5番 新垣光栄議員 皆さん、こんにちは。

5番 新垣光栄、一般質問を行います。

大卒の1番です、コミュニティー、通学バスについて。

通学バスの運行、運営状況はどのようになっているか。 村民の足としてのコミュニ

ティーバスの実証実験はどのようになっているか、伺います。

そして先ほど、金城議員からもありました景観について、少しダブるかもしれないんですが、答弁のほう、よろしくをお願いします。

大枠の2、景観について。

景観計画策定に向けて素案づくりを行っているが、策定理念、方針、手順、工程について、どのようになっているか。景観計画策定に住民の要望をどのように取り上げていくのか読み上げます。観光推進に当たり、景観活用は有効な手段と思うが、本村ではどのような計画があるか伺います。以上であります。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1番、コミュニティー、通学バスにつきましては、教育委員会と企画課のほうで答弁をさせていただきます。

景観につきましては、都市建設課と企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、コミュニティーバスについて少し見解を述べさせていただきます。議会の中でも、何度か答弁させていただきましたけれども、コミュニティーバスは非常に大事だと認識しておりますし、それに向けての実験運行というか、そういうものも、当然、それはやりたいと思っております。ただ、方法につきましては、最終的には前にもお話ししましたとおり、ほかにも方法があるのであれば、コミュニティーバスに固執することなく、例えば、地元のタクシー会社と提携できるかだとか、あるいはお年寄りの部分での補助金の負担はできないかだとか、あるいは普天間自動車学校と何らかの提携はできないかだとか、方法は幾つかある、検討に値するものはあると思っておりますので、最終的に村民の交通弱者と言われている方々の

幾らかでも補てんになるような方策をとっていききたいなど、というのが大筋での私の見解でございます。詳細につきましては、また、答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣光栄議員の御質問に大枠1の について教育総務課長から答えさせます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは、新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1番の について、通学バスの運行については、バス会社へ委託をし、朝は2台のバスで、各2回の運行、昼は幼稚園専用1回の運行。午後は1台のバスで2回を運行し、1日7回の運行を行っております。

また、朝の2番バスの1台に利用者が集中している状況を解消するために、9月9日より運行時間及び運行経路を変更しております。

朝の2番バスをサンヒルズ新垣専用と、もう1台を登又、北上原専用の2台に分け、利用者を分散し運行をしております。それから、利用状況としましては、4月から8月までの登校時が8,054人、下校時が5,418人、合わせて1万3,472人となっております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 コミュニティーバスの実証運行について、お答えいたします。

村は今年度、中城村地域公共交通協議会を立ち上げまして、国土交通省の補助事業であります「地域公共交通確保維持改善事業」により、本村の公共交通の課題改善と、これからの公共交通のあり方を検討していくための調査事業を実施しております。

具体的には、コミュニティーバス、それから村内巡回バス等の導入も視野に入れ、中城村生活交通ネットワーク計画を策定したいと考えております。この調査事業の中で時期は12月から

1月でございますが、半月程度の運行モデルの実験運行を計画しております。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 新垣光栄議員の大
柵、景観の から についてお答えします。

については、平成16年度から景観法が施行され、中城村においても総合的な景観形成を図ることを目的として、開発と保全のバランスを保ち、さらに、村民が地域に対する誇りと魅力ある地域の形成を図ることを目的として策定しました。大きく4つの地区に分けた基準を計画しております。1、中城城跡周辺地区。2、南上原地区。3、斜面緑地地区。4、一般基準地区であります。25年度行政景観団体への移行をし、景観計画を作成し、村の条例制定を行っていきます。

については、今回の景観策定業務においては、地域住民の要望する義務づけ的なものはないです。しかし、平成22年度にアンケート調査を行い、住民からの景観に対しての意見も参考に作成しています。景観形成とは、主にかかわる事項としては、色彩が周辺と調和するように範囲を示していきたいと思えます。景観形成策定業務において、城跡周辺は現在、生涯学習課が、平成10年度に中城村自然環境の確保に関する条例が施行されていることから、景観重点地区として検討してまいります。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えします。

大柵2の についてお答えをします。景観についてですが、景観は景色のながめ、特にすぐれた景色など、人間の視覚によって山や川、植物などの景観、棚田、それから市街地の夜景とか街並み、集落の屋敷林などが観光地として全国で位置づけられているところでもあります。

本村の都市建設課における中城村景観計画に

おいても、中城城跡からの眺望はすぐれた景観、観光資源であるということで中城城跡と、その周辺は重点地区として計画に位置づける予定として、現在、策定中ということでもあります。

本年度の観光事業計画としましては、沖縄振興特別調整交付金事業を活用いたしまして、中城城跡ライトアップ事業によって、中城城跡の夜景、景観を生かした観光推進につなげていきたいというふうに、計画をしております。その内容としましては、中城城跡管理協議会の事務所周辺から三の郭に向けての電気工事を実施いたします。それに伴いまして、一の郭、三の郭、東城壁の一部、と、三の郭の馬場からの側面の擁壁のライトアップを実施したいと考えております。それから、三の郭、馬場側の擁壁へ、プロジェクションマッピングを実施していきたいと思っております。

さらに、とよむ中城文化遺産観光活性化事業において、歴史の道ウォーキングフェスティバルを開催して自然、景観を楽しむ歴史の道をウォーキングしながら、スマートフォンのアプリを活用した村文化財の映像を検索しながら景観を楽しむイベントとしていきたいといふふうに考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 順を追って、1点ずつ再質問をさせていただきます。

まず、説明がありました通学バスの運営に当たって、昨年までは個人に委託していた運営費と、業者に委託した、今年度まだ終わってはいませんが、大体わかると思えますので、運営費の比較として減額になるのか、増額になるのか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

委託の予算なんです、平成24年度と比較して増額になります。平成24年度は、80万円から、あと修理とか入った場合、その補てんとか入れて90万円ぐらいでやっていたんですが、今現在、

平成25年度の委託料が1回につき9,000円掛ける7回で、夏休み、土・日、祝祭日を除いて210日で、1,323万円となっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 1,323万円ですね、それでこの数字を頭に入れて、また後で質問します。

次に、今回の答弁にもありましたように、何回か、運営方法とか、回数とか耳にしているんですが、私たちにすれば、何回聞いてもなかなか覚えられない、地域住民はもっと覚えにくいと思うんですが、運行状況の時刻表、路線図、運賃表をPTA関係者とか、村民に対して、どのように周知しているのか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

まず、保護者の方に学校を通して文書でその運行表とか、そういうものを通知をしております。それから広報ですね、それからホームページ上でも、その変更があるたびに、変更をかけております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、私も見たんですけども、なかなかわかりにくいもんですから、もう少し、民間のバス会社が運行表とか、路線図とか書くように、停留所はどことか、もうちょっとわかりやすいようにつくっていただいていますので、その辺は検討していただきたいなと。そうすれば、一時的に、津霸小学校の子どもたちが南上原に行くときに使うとか、登又から津霸小学校に来るときに使うとか、いろんな場合にこの通学バスが使えるのではないかなと思っていますので、子供たちのためにも、住民のためにもつくっていただきたいと思います。そして、今、乗車に関して、1万3,450回の乗車があるとお聞きしたんですけども、各バス

停で、乗りおりする子供たちの把握、本来、会社であれば、どこから通勤して、何のバスに乗って会社に出社するとか、ルートはどういうふうにするとか、運行計画書の届出というのは、会社で出して、私たち、サラリーマンの場合、出勤していくんですが、子供たちのそういう、どの停留所で、どの子供たちが乗るのかというのまで把握できているのかどうか伺います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

今、お話がありました、どのバス停で、どの子供が何時の便に乗っているかという、そういう統計はとっておりません。具体的に、今現在、統計をとっているのは、バスのその7便、7便のバスに回数券を回収して、そのバスに小学生、中学生が何名乗っているか、という統計は毎月、その日にちごとに出しております。

ちなみに、4月の時点で、通学バスを利用している小学生が4月で1,120人、中学生が483名、幼稚園が162名、合計で1,765名、それが8月まで数字を出しております。それから週計、月計も統計を毎月とっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 集計とか、そういうのは、単純にできると思いますので、その辺は当たり前前として、やっていただくことはいいんですけども、事件、事故に子供たちが、どう安全を確保するか、子供たちの安全を確保するために、ぜひ学校でアンケートすればすぐできることなんですよ。保護者の方にアンケート調査ということで、どのバスに、どの時刻に乗っていますよと、それで家庭訪問のときにでも、確認すれば簡単です、そういう台帳は、子供たちの安全、安心のために整備するのが、必要ではないかと思っていますので、その辺は提案させていただいて、改善してほしいと思っています。

そして次に、津霸小学校では、登校時、下校

時の送迎車から子供たちを守るために、また、混雑を解消するために、保護者の協力を得て徒歩による登下校を推奨しているんですけども、南小学校では、この徒歩による登下校の推奨とか、指導はあるのかどうかですね。今後、そういう指導もやっていけば、今、南小学校の前では大混雑しているという情報も得ていますので、そういうのも解消できるのではないかと。津覇小学校でも大分、この登下校を推奨することによって、子供たちの意識も高まったし、南上原からも、あの遠い、南上原からも登校して、数多くの子供たちが登校していましたので、それは可能ではないかと思っておりますので、そのような計画があるのかどうかですね。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

南上原の児童に対しては、徒歩による登下校は推奨しています。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ、この徒歩による登下校を推奨し、朝の混雑はなくなると思っていますので、その辺も含めて、対策をやっていただきたいと思っております。次、です。

本村は、総合計画の中、75ページで、基本施策として、公共交通の拡充に、サービスに関して、生活路線である再編成整備を交通対策利便性の向上に努めますということではありますが、その中で、本村は沖縄県バス協会、そしてバス事業者等に対して、路線バスの運行要請を行ったことがあるのか伺います。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

路線バスを営業しております、バス事業者等に対しましては、現在のところ、そういう要請をしたことはございません。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 先ほどの1,323万円です、この通学用バスで、費用がかかっている

もんですから、やはり村で負担するのはかなり大きい金額になると思います。それで、できれば公共交通で、新垣からとか、路線を再開していただければ一番いいことだと思うんですよ。わざわざ、コミュニティバスを運行する必要もないし、それをまず初めに要請してもいいんじゃないかと、そういういろんなことをやっていただきたい。提案を。沖縄県公共交通活性化推進協議会に対しての路線改善も提言していただきたいと思うんですけども、今、中城村はこの協議会の中に入っていないと思います。宜野湾、沖縄市かな、それぐらいだと思うんですけども、この地域で、入っているのは、でも提言はできると思うんですけども、そういうものを含めて提言して、できれば、公共交通を、路線を確保するのが村の財政にとってもいいことだと思いますので、そういうのを、やった上で並行して、コミュニティバスの実証運行とか、そういう提案もするべきではないかなと思っております。その辺、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほども少しお答えしましたけれども、現在、村におきましては、地域公共交通協議会を立ち上げております。その協議会の中では、村内の生活交通ネットワーク計画というのを策定する予定でございますが、もちろんその計画の中には、現在は廃止されておりますけれども、下地区から、上地区への路線バスによる移動、そういうものも含めて、その生活交通ネットワーク計画の中で含まれるものと考えております。

それも踏まえまして、バス事業者等につきましては、そのような要請というのも今後、必要になってくると考えております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ、提案をやっていただきたいと思っております。ずっと私も議員になってから、ずっと提案してきたんですけど

も、一向に聞き入れてもらえないんですね、本当にやる気の問題だと思います。よろしく願います。

今、実証実験が、大分1年ぐらい、おくられていると思うんですけども、それはなぜか、原因をお願いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

コミュニティーバスに関しての質疑等もこれまでございました。村長もできるだけコミュニティーバスというのを運行したいというふうな考えもございます。そういう中で、我々も、それを実現するためには、どういった方法がいいのかというのを検討してきたつもりですが、これにつきまして、今年度、ようやく国の補助事業であります、地域生活交通の確保、維持の補助金をいただけることになりましたので、改めて今年度におきまして実証実験をやろうというふうなことで考えております。確かに、話は以前からございましたので、その計画が今になっているというのは、若干おくられているような感も私もしますけれども、今後、それに向けて一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 その実証実験に当たって、アンケート調査を、もう終わられたと思うんですけども、そのアンケート調査の中で、その調査の目的が明確にやられているのか、例えば、西原町であれば、調査の目的地域を池田とか、小波津ですか、西原マリンタウン等に公共交通が通ってない空白地を重点的にやるとか、交通弱者の学生、それからお年寄りを重点的にやるのか、そういう目的を持った調査が行われているんですが、中城村もそういう全体調査の中で、そういう目的の調査も行ったのかどうか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

おっしゃるように、我々としても、村内に交通空白地帯というのがございます。さらには交通弱者と呼ばれる方々も数多くおります。我々の調査の目的も、そういう交通弱者、あるいは交通空白地帯における公共交通の必要性、それも含めてアンケート調査を行ってきたところでございます。

西原町がやったアンケート調査ですね、それも交通空白地帯とそれから、マリンタウンのビーチのところのそういう施設の利用者を含めてのアンケートでございましたので、我々につきましても、去年にアンケート調査を行って、それから実験運行の際にも利用者に対するアンケート、そういうものも計画をしております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ、調査を行う、実証実験を行うに当たって、こういう交通空白地、交通弱者に対するアンケートとか、ヒアリングをぜひ行っていただきたい、必要な方に対しては重要なことなんですが、公共バスが通っている人にとっては、なくてもいいという認識しかないと思いますので、そのほうをしっかりとってから、村の判断材料にしていきたいと思っておりますのでよろしく願います。

そして、コミュニティーバスの実証運行に検討する、討論会議の中で検討委員会、第三者の委員会があるのかどうか、討論をするに当たって、その委員会の中に第三者が含まれているのかどうか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

地域公共交通協議会というのは、設置要綱がございます。その2条のほうには、村長、あるいは村長が指名するものという、現在、中城村においては副村長が会長をやっておりますけれども、それにバス事業者、それから村内のタクシー事業者、それとあとは総合事務局の地方運輸局長、そういう方々とともに、村内における

自治会長、それから公募の住民、そういう方々も含めております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 この協議会の中で、新たな公共交通の導入に当たって、話し合いの中で、地域の現状から見た課題は、どのようなものがあるのか、また、アンケート調査から見た、課題はどのようなものがあるのか、この2点です。地域の現状から見た課題と、アンケート調査から見える課題がどのようなものがあるかをお願いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

ただいまの質問は、アンケート調査の結果からの課題と、それから地域の住民の課題というふうなことでお思います。

まず、地域の住民の方からの課題、これは地域公共交通協議会の中での意見でもありましたけれども、ぜひ、村内のPTA、親御さん、そういうところからの意見を聞いてほしいというふうな申し入れがありました。これも課題の1つであろうというふうに考えております。

それから、アンケート調査からは、もちろん交通空白地帯の方々が、もしかすると主に回答していただいたと思いますが、ぜひ、コミュニティバスのようなものを走らせてほしい、というようなアンケート結果も出ております。

一方では、必要ないというふうな話もございますので、その辺を総合的に判断して、その導入を検討し、計画を策定したいと考えております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 先ほど、村長の答弁もありましたように、そしてまた、このスクールバスの費用から見ても、1,323万円、運行に当たって、莫大な費用がかかると思いますので、その運行に当たって、村長が話していたように、

新たな、導入に当たっては、諸条件を考慮し、中城に適した運行手段を策定する必要があると思っております。それにコミュニティーバス、乗り合いタクシー、それから村やNPOがボランティアで運送する方法ですね、それとスクールバスの運行と一般住民の、こんじょうと言うんですか、混乗のコミュニティーバスが盛んに走っているということなんですけれども、そういう、いろんな方法があるとは思いますが、そういう方法を今、考えているのかどうか、私としては、この一般住民と学生が混乗した運行がいいんじゃないかと、それも村やNPOがボランティアで運行するような方法で混乗をした運行体制が一番、中城村に合っているんじゃないかと思うんですが、そのような意見が出ているのかどうか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

そのような意見が村民の方から出ているかということにつきましては、まだ、そういう意見は村民の方からは寄せられていないというふうなことで考えております。

ただ、おっしゃっているように、やっぱり単なるコミュニティーバスの運行、あるいは先ほど、乗り合いタクシーという話もございましたけれども、デマンド交通、そういういろんな視点から検討ができればと考えております。さらには、児童生徒と、それから一般のコミュニティーバスというものを一緒にやるというもの一つのいいアイデアだと考えております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ、総務省のほうでもこの混乗の実証実験も行ってありますので、それも含めて、この実証実験にははどうかと思っております。そして、地域連携による生活交通の確保ということをどのように考えているか。つまり、西原町と中城を巻き込んだ、地域連携による、コミュニティー実証実験の提案を

行えれば、なおよくなると思うんですが、その辺は考えているのかどうか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

西原町、あるいは北中城村と、さらには宜野湾市を含めた、そういう地域連携という方法も、一つの方法だろうというふうなことで考えております。ただ、現在のところは、まだそこまで、我々事務局としても考えているわけではありません。村内の公共交通についての若干の意見の整理とか、そういう考え方もまとめた上で、広域に広げたほうが、なお公共交通の確保に有利であるという答えが出ましたら、そういうことも検討していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ、いろんな意見を集めて、難儀すると思うんですけれども、その難儀がまたまた地域住民になるとも思いますので、ぜひ、最小の費用で、最高の報告が出せるように、村長がいつも言っているように、そういう連携も含めて考えて、下水道もそうでしたよね、水道事業も、西原と連携することによってよかった、そういうことも考えて、コミュニティバスもやってもらいたい。なぜかと言うと、西原は、首里駅から池田、小波津、それからマリントウン、それから南西石油につないだ提案をしておりました。それに中城は、その南西石油から、瀬垣線ですか、を通過して、沖縄電力、それからまた普天間に行って、普天間高校、こうまた、首里駅まで行けば、首里駅からになるとモノレールの延長の計画がありますよね、浦添、その辺にも活用できるし、普天間までの、バスレーンの拡張まで利用できると、そうすると中城村としては、費用効果も出るし利用価値も高まるんで、利用者も増えてくるんじゃないかなと考えますので、その辺の提案を含めて、協議会の中で、議論していただきたいと思います。

続きまして、景観について、大枠の2について伺います。

先ほど、答弁いただいた条例の制定について、景観計画書はいつごろ、何月に平成25年の何月に完成し、また何月に、景観行政団体に移行するのか、また、条例制定案は、いつ議会に上程を予定しているのか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

行政景観団体については、これは今、決裁中で、すぐにでも景観団体にできると。これができれば、条例を作成し、条例ができた後には、重点地区を指定した箇所については、全部、届出が必要になってくるという制度ですので、来年の3月の議会に提案していきたいなと思っています。

今回、重点地区として、泊地区、今のバッファゾーン地区内ですね、ここを重点地区としますので、その辺の届出制を重点的にやっていきたいと、例えば、高さも制限もかけて、工作物の制限ですね、あとは色の制限等々ありますので、その辺で、少しの景観を守っていくためにも、この景観条例は必要かなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 この景観条例の中で、議会に上程できるということですね。それで、4地区に景観基準を分類していると思うんですけれども、景観形成基準に合致するよう、届けが必要となると思いますけれども、この制定した場合、届出対象、行為があると思うんですよ、高さとか色の基準とか、それは条例に定めるのか、規則で定めるのかですね、伺いたいと思います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

まず、条例は制定します。それと届け出が必要な行為が出てきますので、それは規則のほう

で、周辺地区と、あと南上原地区、南上原は地区計画で守られていますので、その条例。あと斜面緑地、これは斜面の緑地を保護しますが、その中でも、その中では高さ10メートルを超えるが超えないか、500平方メートルの開発が出た場合は、届出しなさいよというのが出てきますので、それと、罰金制度も出てきます。その辺は規則でやっていきたいなと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、届出に関しては規則でやっていくということで、考えているとお聞きしたんですけども、この、行為の制限に関する事項をより厳しくするために、条例で制定してはどうかと思っています。それで、条例でやると、議会でこの条例を変えるのも、議会でさせてもらったらいいのかなという考えがありますので、その辺も、この審議の中で、検討していただきたいと思います。

この斜面地を守るために、より厳しい、すべて建築物に関しては、届出が必要だというぐらいに、中城村の景観は、この斜面地が景観の骨格をなしていると思いますので、その辺もより厳しいものにしていただきたいと思います。

次、2番ですね、その条例の住民に対する説明会の実施はどのように考えているかお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

景観計画については、特に重点地区については、泊地区、伊舎堂地区は説明会をし、大もとである、全体的には、1回集めて、景観の形成の説明会をやっていきたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ、一部の地域ではなく、村全体としての説明会も呼びかけているということで、いいことだと思います。情報が提供されないと、幾ら協働といっても形ばかり

の協働になってしまって、そういう自分たちでつくり上げていく、プロセスの中で、協働というのが生まれてくると思いますので、それを情報を提供しながら、そういう過程を踏んでいくというのが行政が一番、住民の協働を得られる方法だと思いますので、十分しっかり、その辺を丁寧にやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

そして、次、この景観に当たって、先ほど金城 章議員からも質問がありました、ダブるかもしれないんですけども、今、斜面地に、墓地の計画があるということで、先ほどの質問によると国土利用計画の中でもそういうのは規制できないと、又、景観法でも規制できないということであったんですけども、私たち、この緑地帯を守るために、保全するために、第4次基本構想の中でもうたってきたと思うんですけど、その第4次基本構想の中で、一番中城村の住民が、中城に住んでよかったと思う項目が多々記載されていると思うんですけども、中城の自然が素晴らしいとか、そういうアンケート調査からも、多くあったと思うんですけども、アンケートの中に、その件に関して、企画課長、そういう自然というのをどのように確保していかれるのか、総合計画をつくった事務局として意見を述べていただきたいと思います。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

自然緑地を守るための計画というふうなことで今、御質問を受けたつもりなんですけど、総合計画、あるいは国土利用計画につきましては、村の目指すべき、あるいは基本的な指針というのがこの総合計画と国土利用の中で述べられていると思います。ですから、具体的な計画というのは私も承知はしておりませんが、ただ、議員がおっしゃるように、中城村におきましては、素晴らしい自然緑地があると、そういうものにつきましては、当然残すべきであるというふう

な考え方もありますし、あるいは、その中で、法律等に抵触しない、あるいは規制ができないものについて、ちょっとこの総合計画で何かを規制するとか、あるいは国土利用計画の中で何かを規制することというのができないのが現状ですので、その辺は村の考え方もいろんなところでお話をさせていただきながら、そういう中で、相手方の理解が得られたときには、そういう方法もあるのではないかなというふうなことで感じております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、規制とか、あくまでも総合計画であって、そういう実質的な実効性がないということだったんですけれども、その実効性はないかもしれないんですが、今回、中城村墓地基本計画をつくった中で、集積する地域を決めたと思うんですけれども、それと、基本計画、基本構想、それから墓地計画、景観計画、それから国土計画との整合性を、それでは、そういうのが統一しないと、整合性がとれないんじゃないかと思うんですけれども、どのように感じておられますか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時57分）

~~~~~

再開（11時58分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

墓地基本計画と集積場所という話が出たんですけれども、うちの都市建設課、都市計画法では、1ヘクタール以上の墓苑、墓地は開発行為をとめることはできませんので、その辺は地域の、先ほども70%の同意がやられているというのであれば、うちの都市建設課は開発行為としては、淡々と進める以外にないと思います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 このように、それをそ

ういう中城村民、多くの住民が地域だけではなくて、そういう住民がまた、ほかの中城村だけではなくて、中部の住民がこの中城の景観というのがすばらしいと、そして観光客、これから観光産業においても、そういう景観を残すことが私たちの暮らし、住みたい中城という大きなコンセプトのもとに進めていることを、私たちの力で、そういう執行部の力でどうにかこう改善していくことが、私たちに課された課題でもあるし、と思うんですけれども、そういうことを、阻止と言ったらちょっと弊害があるんですけれども、この景観を守っていくというのが、私たちに課された課題ではないかと思っていますので、そして執行部も、職員のワークショップで、意見交換を行って、第4次基本構想を策定するに当たって、共通認識があると思うんですよ、景観に対して。その斜面地域をどのように守っていくかという認識が多分、いろんな計画をつくっていく中で、すべて出てきます、この計画の段階で、中城の斜面地を守っていかうということが出てきますので、その、そういう共通認識があると思うんですけれども、その先頭に立っているのが副村長だと思うんですけれども、その副村長の認識はどのようなものがあるか、お聞きしたいと思います。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

御指摘の部分については、もう基本どおりであるとは考えます。私ども行政の人間は、法律行為を飛び越して、個人の権利を制約してまでの行為はできません。そういう意味で、先ほど、都市計画課長からも、建設課長からもありましたけれども、開発行為については開発行為の許可基準というのがあるわけですね。その中には、当然、緑地の部分もございます。緑地の義務づけもございます。当然、墓地埋葬法についても、緑化義務を課してます、許可に対してですね。そういうのを最大限の部分で地域行政を行って

いく方法しかないと思います。ただ、基本的に言わせれば、村民共同と言われるのであれば、その部分をお互いに守れるという部分のコミュニケーション、要するに共同と言われる認識の部分のつくり方については、努力をする必要があるというふうに考えています。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 法的な部分までは、規制できないということは、十分、わかっているつもりなんですけども、この中城のすばらしい自然を守っていくために、私たちも、また執行部も努力しないといけないと思っています。そこには理念が必要だと思っています。私この前、読谷村に行ってきました。あの読谷村の海岸沿い、一つも工作物をつくらせていないということです。これは40年前の理念がそのまま生かされているということです。それを阻止してきたと、いろんな手を打って、工作物、海岸沿いをすべて残すということで、嘉手納からですね、恩納村まで、一切、工作物をつくらさなかった。それは、やはり職員の並々ならぬ努力があって、また、行政、議会が、住民が一致して行った結果、あのようすばらしい海岸沿いが残せたと思います。これが、私たちの、今後の子供たちに残すべきものではないかなと思っています。今、南城市も一生懸命、こちら、市街化調整区域から、市街化区域になって、風致地区とか、いろんな手を打って、大切な自分たちが誇りとした自然を残そうと一生懸命であります。中城村も、市街化調整区域という厳しい地域に指定されているんですが、住宅がつかれないということの弊害を私たち、中城村は負わされているのに、この迷惑施設と言われているのがどんどんつくれる状況だと思っています。それをどうにか阻止するのが、今後、私たちに課された、いろんな方法があると思うんですよ。課された課題であり、このバッファゾーンの制定に当たっては、村は良好な自然環境を保護する

ために、特に必要とあると認めるときは、必要な土地を買い取るよう努めなければならない、これバッファゾーン制定したときの6条にちゃんとたわわれています。そういうことも徹底して、最後の最後まで行って、私たちの大切な自然、次世代の子供たちのために、住みよい、住みたい中城村にするために必要ではないかと思っています。

最後に村長にお伺いします。今回の墓地計画に当たって、住民の、私たち村の需要は満たされていると思っております、という答弁だったんですが、私もそのように感じていますので、その十分満たされている、余分の部分が宜野湾だったり、浦添、那覇だったり、大都市からの需要に対応する部分だと思いますので、本来からすると墓地計画は各市町村で対応しなければいけないというのが、本来の墓地の考え方だと思いますので、その辺、今後、これが実施されれば和宇慶地区、伊集からまた久場まで、いろんなそういう業者が、また宗教団体が提案してくると思うんですけども、その提案について、今後村長は、どのように考えているのか、最後に伺って終わります。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどもお話ししましたとおり、判断材料としましても、今、議員がおっしゃった、墓地計画については、もう需要は満たされているのではないかということです。これは私も一致した考えであります。そういう意味では、今後、我々サイドで、制度上、あるいは法規上、その辺の解釈を考えていかなくちゃいけないなと思っておりますし、また、そもそも墓地基本条例の制定に当たりましては、乱立する個人墓の規制をまず、入り口の部分として考えていきました。それは十分今、規制もよくなりつつありますし、その届出制も含めて、集積という部分については、かなりいい方向性があると思いま



す。あとは、今の大規模開発についての解釈としましては、そこにつきましては、もう十分に重要は満たされているというのを先頭に立てて、村としても考えていきたいなと思っておりますので、議員の皆様方の、またこれも協力も必要になってくると思いますので、その辺の改正など、もし必要であれば、また御提案差し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 比嘉明典 以上で、5番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（12時07分）

~~~~~

再開（12時07分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、8番 仲宗根 哲議員の一般質問を許します。

8番 仲宗根 哲議員 一般質問をする前に、先ほどの伊佐則勝議員と質問が同じなので、課長の資料や答弁から、大変よくわかりましたけれど、取り下げようかとも思ったんですけど、則勝議員と少し違う面がありますので、ひとつ質問をさせていただきます。

下水道事業について、本村において、今年から、下水道接続費用の補助制度が7月からスタートしておりますが、その効果はどのようになっているのか、確認のために再度、答弁よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲宗根 哲議員の御質問にお答えいたします。

先ほど来、答弁があるとおりではございますけれども、下水道事業についての質問に答えさせていただきますが、私のほうで去る議会、この議会の中でも少しお話しさせていただいたと思うんですけども、下水道接続については、やはり啓蒙活動、もちろん大事なんですけども、住民の皆様方がこれは法律だという、制度

だということをわかってもらうための展開をしていきたいということで、いろいろ接続するのは義務なんですよということを、あちらこちらの会合でもお話しさせていただいておりますけれども、その徹底ももうちょっとすべきじゃないかなということが1つと、それと、仲宗根議員とお話の中だったと記憶しておりますけれども、例えば、上水道と一緒に、下水道の部分も強制的にというか、そういう部分にしてとれないかとか、多少、法律をかんがみないといけないところがありますけれども、それぐらいの、我々村としましては、今回の接続率のアップについては、もう、あれだけ低い、県の平均と比較しても、もう2分の1以下ぐらいのものでありますから、真剣にこれは、法的な手段も交えながら、少し強行なことも考えなくちゃいけないという答弁を前にさせていただいたと思うんですが、その辺を考えながら、次年度に向けて、何らかの、ちょっと抜本的な対策といえますか、そういうものも提案していきたいなと思っております。

あとは詳細については、上下水道課のほうでお答えをさせていただきます。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 それでは、仲宗根議員の質問にお答えいたします。

先ほど、伊佐則勝議員の答弁と重なりますが、今年度、7月1日から補助事業制度がスタートしまして、前年度の7月、8月の2カ月間の申請件数が1件、それから今年度、同じ2カ月間で、申請件数が16件です。

それから、村内の指定店から電話で聞き取り調査をしました結果、9月4日時点で、18件の見積り依頼がありますとのことでした。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 いい制度ができて、接続件数がふえていることは、大変いい制度を

設けてあるなど、私も思っております。しかし、接続可能な地域にあります、いろんな事業所がありますよね、それと施設、共同住宅、企業、その方面は、把握して、どのようになっているのか。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 今、議員がおっしゃっている事業所の件でしょうか。

南上原全体で、今、供用開始区域で、アパートの世帯数が約250棟ぐらいあります。それに関しても、今後、このアパート経営者の方に、いろいろ営業活動を指定店と一緒に対応しながら、進めていきたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 課長、今のは、上地区ですか、下地区はどのようになっているのでしょうか。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えします。

今、下地区ですと1件だけ接続しております。これから下地区に関しても、まだ件数を把握しておりませんが、これから、指定店と一緒に把握しながら、営業活動をしていきたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 今、私が言いたいの共同住宅、それから老人福祉施設などもありますよね、それからまた飲食店もあります。この方たちは、水道は、上水はよく使いますよね。その辺も含めて、今、個人には10万円ですよね、それアパートは10世帯あるから10万円ですかね、その辺も含めて、どのように今後やっていくのか、その辺もお聞きしたいんです。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 お答えいたします。

アパートに関しては、1つの建物を1件としております。

今、大口利用者ですね、ハートライフ病院と

か、ホームメルとか、向こうもだから1件として今、考えております。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 しかし、私が先ほど言いましたように、上水がたくさん使うところは、少しはまた加減をして、ひとつ補助率を上げるとか、いろんな面をしないと、下水道はつながないと私は思っております。今後とも、住民がよりよい生活をするために、もっともっといい制度を設けて、この接続率が上がるように、ひとつ村長と予算の面をやりながら、いい政策をやっていただければと思っています。以上です。村長に、もう一度、答弁を聞いて、よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように、我々がこの今、課長の答弁を聞きますと、これからもっと精査しますが、かなりよくなってきていると、この補助金を出した関連でですね。それが費用対効果が望めるということが、おおよそわかれば、次年度に向けては、じゃあ、この補助金制度をもっと充実させて、接続率が上がるのであれば、ひとつのこれは方法だと思いますし、言うなれば、これは、あめの方法と言うんですかね、もう一つではむちの方法で、これはもう、制度であり、義務であり、法律で定められているんですよというもので厳しく精査すると。両方、両立でやれば接続率は上がってくるのかなと思いますので、また議員の専門的な知識も含めて、お知恵をいただければ、幸いです。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で、8番 仲宗根 哲議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さんでした。

散 会（12時18分）

平成25年第6回中城村議会定例会（第20日目）

招 集 年 月 日	平成25年 9 月 6 日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年 9 月 25 日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成25年 9 月 25 日 （午後 0 時 23 分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	宮 城 治 邦	13 番	仲 村 春 光
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 7 号

日 程	件 名
第 1	一般質問
第 2	議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例
第 3	認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第 4	認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 5	認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 6	認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 7	認定第5号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 8	認定第6号 平成24年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 9	認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定について
第 10	議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について
第 11	陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）
第 12	陳情第11号 県産品の優先使用について（要請）
第 13	陳情第14号 平成26年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書
第 14	陳情第15号 「30人以下学級」早期実現に関する陳情
第 15	陳情第16号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に11番 新垣健二議員の一般質問を許します。

11番 新垣健二議員 では、おはようございます。これから3点について一般質問を行っていきます。

まず1点目に農業振興についてであります。村内の耕作放棄地の現状はどのようになっているか。耕作がされていない原因はどのようなものがあるか、また不在地主が原因と思われる耕作放棄地はどの程度存在するのか伺います。

2点目に災害対策についてであります。去る5月の大雨で床上まで浸水をした津覇495番地裏の排水路の改善はどのように考えているのか伺います。津覇小学校裏(上津覇山)の災害対策ですが、その件に関しては何度か質問をしてきましたが、今年度初めごろに地域説明会も開かれるんじゃないかという話がありましたが、まだ説明会もなされていないように思いますが、この進捗状況はどのようになっているのか伺います。

3点目に生活道路の改善であります。集落内には未舗装、改善が必要な道路もあるが、整備計画、改善策はどのようになっているのか伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣健二議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の農業振興については農林水産課。大枠2番、災害対策につきましては都市建設課。大枠3番の生活道路の改善も都市建設課のほうで答弁をさせていただきます。

私のほうでは大枠1番の農業振興について、

多少の見解を述べさせていただきます。耕作放棄地の現状と、その原因とありますが、やっぱり耕作放棄地の件は非常に頭の痛い問題で、何とかそれを集約しながらいろんな産業事業に用いることはできないかと模索してまいっております。御承知のとおり、農地バンク制度などで多少の集落はできてきておりますが、後ほどまた詳細は述べさせていただきますが、まだまだ抜本的な改善には至っておりません。これからも農業委員会、その他JAも含めて、積極的に村が関与しながら、それを推し進めながら耕作放棄地対策についても頑張っていきたいなと思っております。後ほどまた詳細については答弁させていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣議員の大枠1番目の農業振興についてお答えをいたします。

村内の耕作放棄地の過去3年間の推移を見ますと、平成22年度が58ヘクタール、うち土地改良地区内が7ヘクタール。平成23年度が54ヘクタールで、うち土地改良地区内が7ヘクタール。平成24年度が48ヘクタールで、土地改良地区内が5ヘクタールとなっており、ここ数年は減少傾向が続いております。

また耕作が放棄された原因としまして、農業委員会で実施した遊休地調査アンケートに基づくと、高齢化や労働力不足が7割を占め、続いて土地の条件が悪いが2割、その他1割となっております。その結果から、原因は後継者不足が主な原因であり、さらには不在地主の存在も原因の一つと考えられます。平成24年度の耕作放棄地調査における耕作放棄地の不在地主は、人数が121名、筆数が193筆、面積が約12ヘクタールとなっており、全体に占める割合は約25%となっております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。新垣健二議員の大枠、災害対策の から及び大枠、生活道路の改善についてお答えします。

については津覇495番地一帯は議員も御承知かと思いますが、土地改良事業の反対により排水路が未整備で、集中豪雨にはオーバーフローし、排水の機能をなしていない状況であります。寺原の排水路流末部を今年度整備を予定していますので、その一帯が整備されれば495番地一帯の排水が機能するか様子を見ていきたいと思っております。それでも改善できなければ関係地権者と協議をし、改善していく予定であります。

について、急傾斜地の対策として現在、県中部土木事務所で進めているところであります。進捗状況としては、対策の設計も終え、今月中に工事発注をする予定と聞いております。請負業者が決まり次第、住民説明会の開催を行う予定です。

生活道路の改善については、現在、集落内の道路の整備計画はありません。改善の必要な箇所については、担当課としては維持管理で即対応をしているところです。また舗装の対応をする際に地権者の協力が得られず対応できない場合もあることから、委員の皆さんや自治会の協力が必要となる場合も多々ありますので、その折には御協力をよろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 本村では耕作放棄地は解消されつつあるようですが、まだ48ヘクタールと、優良農地の中にも5ヘクタールの耕作放棄地があるということで、原因は担い手がない、後継者がいないということですが、この農地を持っている人でもあれですよね、なかなか人に貸したがらないというか、貸したら取れなくなるんじゃないかというか、また先祖から引き継いだ財産だからということ

で保有意識があるというのかな。そういうのがあって、なかなか人に土地を貸すとかそういうことをためらっているという部分があるかと思いますが、本村では先ほど村長からもありましたように、行政が責任を持って貸し借りをやっている農地バンク制度がありますよね。この農地バンク制度の活用状況というのは今どのようになっているのか伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

農地バンク制度の活用状況についてですが、現在、農地の出し手6名、借り手37名が農地バンクに登録をされております。平成24年度から現在までの実績といたしまして、11筆の利用権設定を行っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 今年度まで耕作放棄地再生事業というのがありますよね。その利用状況というのは、その辺がわかりましたらお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今、議員がおっしゃられているのは平成22年度から実施されております耕作放棄地対策事業のことだと思っておりますが、本村において平成22年にまだ1筆しかありませんけれども、再生事業を新垣のほうでやっておりますして、約420坪ですが、その後その位置にパイプハウスを1棟設置しております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 平成22年から始まってこの事業を利用したのはまだ1件だけということですが、先ほど村長からもあったように、この農地バンク制度にしても、この再生事業に

しても、農家に対してこの周知がまだ浸透していないというのかな、行き届いていないというのがあるんじゃないかなと思うんですが、その辺はこの農地バンク制度も再生事業も一緒ですが、どのように農家に対して周知をしているのか。その辺をお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの農地バンク制度とか耕作放棄地対策についての周知は、これはＪＡとも連携を取りながら、ＪＡの営農指導員がおりますので、その方たちからも農業者に対しての周知をしていただくように、現在行っております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 この耕作放棄地を解消していくには、やはり先ほどお話がありましたように、後継者不足も原因しているということがありましたが、この担い手後継者育成をしていくことも大事になると思うんですが、今、本村でこの後継者とか担い手に対する農業に関する技術的な指導とか、あとは販売というのかな、流通というのかな、そういうことをどうすれば販路の拡大ができるのか、あるいはまた農業で成功した人の体験談を聞いてもらうとか、そういった勉強会とか講習会、そういうのを本村もやっているのかどうか伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

担い手の育成については喫緊の課題だと思っております。それで現在、いわゆる農産物の栽培技術とか、あと販路とかの勉強会というのは具体的には行っておりません。ただし、今ＪＡおきなわと県の中中部農業改良普及センターの協力を得て、毎月1回の農業経営簿記講座を役場

で行っております。現在、認定農業者とか、あとは補助事業導入者の13名が現在受講しております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 今は普通に親から農地を引き継いで農業をやっているといった方も結構いて、なかなか農業に関してはほとんど素人なもので、どんなしてやっていいかわからないような方たちも結構いると思いますので、そういった方も対象にした講習会というのかな、その辺も取り組んでいただければと思います。

それで、やはり耕作地をふやしていくには農家の収益を上げていくことも大事になると思うんですが、総合事務局ではですね、課長はよく御存じだと思いますが、農業者が生産だけでなく加工、販売までかかわって、この加工賃などの付加価値を農業者自身が得て農家の生産意欲を高め、農業を活性化させようと。この資金の融資や新商品開発の支援、あるいは専門家である6次産業化プランナーによるアドバイスなども行っているようであるが、この6次産業化について本村はどのように取り組んでいるのか。この認定、事業計画書を出して認定を受けたいとか、そういった農業者、相談に来る農業者もいるのかどうか、その辺をお聞きします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在、村内での6次産業化の取り組みの状況についてですけれども、本村で把握しているのは、現在のところ和宇慶のほうにある中城農産加工所において行われている島ニンジンの栽培と、それを利用したカステラ等に加工して販売を行っているという事業者は以前からあります。今おっしゃる今後の6次産業化に向けた対策というのは、今のところ具体的な事業実施には結びついておりませんが、農業生産法人で以前に

1回、その6次産業化についての相談に見えたことはあります。そのときにも、今現在、国の政策のほうで農業者等が行う商品開発や販路開拓及び農林水産物の加工販売施設の整備等を支援する事業があります、ということで、お話をしております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 これはきょうの新聞で見たんですけども、この6次産業化を後押しするというので、今後は農用地にもレストランもつくらせようということを農水省のほうで検討をしているということで、これからこの6次産業もやはり農業を活性化させていくためには大変重要な部分だと思いますが、ぜひこの6次産業についても農業者に対してもっと周知をしていただければと思います。

課長の答弁にもありましたけれども、高齢化が進んで耕作放棄地がふえているということでありましたが、それを食いとめるために将来的な地域農業のあり方、それについて地域と一緒に話合っ、各市町村が人・農地プランというのを策定するようになってきていると思いますが、このプランの内容というのはどういうものなのか。また、これを策定することによってどのようなメリットがあるのか。それと課題もあるのかどうか、その辺をお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

人・農地プラン、いわゆる地域農業マスタープランといわれておりますが、その策定は今後の地域の中心となる経営体として新規に就農する農業者や、または認定農業者をこのプランの中の中心となる経営体という位置づけをすることにより、各種支援を受けることができ、農業経営の安定を図ることを目的としております。その中心となる経営体として位置づけられます

と、まず支援策の内容としましては以前から申し上げている青年就農給付金、こちらは年齢が45歳未満で、平成20年度以降に独立、自営就農し、プランに位置づけられるものに対し年間150万円を最長5年間給付するという制度であります。2番目にスーパーL資金、これは認定農業者が対象となりますが、認定農業者が営農資金として借り入れしたもののについて、貸し付け当初5年間の金利を利子助成することにより、実質無利子化となるという支援が受けられることになっております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 これも先ほどの答弁の中にありましたが、耕作放棄地の原因として2割が条件の悪い農地という答弁がありましたけれども、この農業をやるには条件が悪いとか、あるいは農業をやるには大変困難な場所もあるかと思いますが、そういった農地を、農地の囲い込みから外してしまえば耕作放棄地も減るといことになるんですが、その辺はどういうふうに考えますか。

それと以前質問をした中で、農業振興地域整備計画ですか、その見直しも平成25年度見直しでやっていきたいというお話もあつたんですが、それも含めてよろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

議員が今おっしゃる地形的に不利な農地については農地から外したほうがいいんじゃないかということは、要するに農振農用地からの除外のことだと思いますが、農振総合整備計画のほうはおおむね10年後を見通して策定されております。本村の現在の整備計画は平成15年度に策定され、策定から10年が経過しておりますので、見直しの検討をする時期にきてはいると思います。それと今言う山林原野化した耕作放棄地の

農用地についてですが、この山林原野化した農地というのは大体斜面地域に大部分がありまして、基盤整備も今後困難であると思われるので、今後、総合見直しにおいて除外の検討をする必要があるかと思えます。ただし、斜面地域の緑地帯は農振農用地の指定により、ある程度の緑地の保全にもなっているということもあります。そういうことですので、慎重に検討をして考えたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 大変条件の悪いところは、いつまでたっても耕作放棄地だと思いますが、なるべく有効利用ができるのであれば有効利用したほうがいいんじゃないかなと思います。

それと不在地主についてですが、この不在地主がさまざまな問題を起こしているということが全国農業者会議の調査でも明らかになっておりますが、本村でこの不在地主が原因になって問題になったとか、課題になったことというのがあったのかどうか。それとこの不在地主というのは先ほどからお話があるように、農家の高齢化に伴って相続とか、あるいは遺産分割等、そういったことでますます不在地主がふえてくるんじゃないかと言われているんですが、それについて対策というのはどのように考えているのか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えをいたします。

まず1点目の不在地主が原因による耕作放棄地が地域にいろんな迷惑等々があるかどうかということですが、直接農家からの話ではございませんが、やっぱり隣接する部分というのはこういった放棄地があることによって、例えばネズミが多いとか、サトウキビへの被害が多いと。あとはハブが出る場合もあるという話

は聞いております。

2点目についてですが、この不在地主が所有する耕作放棄地の今後の対策としてですけれども、この辺につきましては今後、農業委員会とも連携して、再度不在地主にアンケート調査等をいたしまして、どう農地を活用し利用を図っていくか、意向を確認して対処していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 集落の中にも結構農地が残っていて、そこはもうほとんどが不在地主じゃないかなというぐらいありますけれども、そういったところでさっき課長がおっしゃったように、ハブのすみかになって隣近所が大変なんですよ。隣なんかはもう棒を持って夜は歩くとか、そういった状況で大変迷惑していますので、こういったところはあれですか、年に何回でもいいですから、定期的に清掃をさせるとか、親戚とかはいると思うんですが、そういったことを通じて定期的に清掃だけでもさせていただければなと思っていますので、よろしく願います。

以上で農業振興については終わりますが、次に災害対策についてですが、この495番地裏の排水路の件ですが、去る5月の雨は記録的な大雨だったということもあって、床上まで浸水したと。ところが、中城でも床上浸水したところはここ1件だけだったということですよ。そういう意味でもこの排水路、先ほど課長も答弁していましたが、十分機能をしていないということにもなりますが、この間、私は見に行ったんですけども、住宅のすぐ真後ろからこう直角にといいますが、クランクでこう排水が通っていますが、これは図面で確認したんですけども、もっと下のほうまで排水敷があったんですけどね、私が図面を見た限りは。その辺をもっとこの排水路を延長して、もう1本排水路をつけて分水をしていけば改善できるんじゃないか

なと思うんですが、その辺はどうですか。私の図面が間違っているのかどうか分からないけれども、どうですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、議員がおっしゃっているのは図面は当たっています。ただ、図面は当たっていますが、493番地と491番地の水路敷が、これはNさんという方がその水路敷をつぶしてしまって機能していないということで、495番地は排水路はないんですが、495番地の方がつけて直角に曲げたという経緯もあります。この辺は今、Nさんの息子と話をしていますので、近々改善できるんじゃないかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 ぜひ改善していただけますようお願いいたします。

次、津覇小学校の裏の災害対策ですけれども、その辺も今年度発注待ちということでありますので、期待しております。

それと集落内の道路ですが、これは村の困り事相談というのがありましたよね。その中で人権擁護委員のほうに相談があったという箇所ですが、具体的に今申し上げますけれども、津覇の立川線の一番奥の住宅の前が舗装されていないということで相談があったということですが、その舗装計画はあるのかどうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

立川線の一番奥のほうで3年前に呉屋さんという方が住宅をつくったんですが、その隣でもともとアスファルトがないところに建築し、現場は確認しています。うちの職員も何回かパトロールして、維持管理で今年やるという話をしていますので、維持管理の範囲でやっていきたい。抜本的な解決というのは、立川線全部排水も入れてやりたいと思いますので、その辺も該当する補助事業があれば、前も議員にはその

補助事業の話をしていますので、該当するメニューがあれば排水もつけて改善していきたいと思います。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 それとこの改良してほしいという道路なんですけど、これは以前に一般質問でも出した箇所なんですけど、津覇の190番地の道路の勾配ですね。前に質問したときの答弁では、地権者の協力が必要不可欠という答弁だったと思いますが、この地権者の協力が得られればこの道路まで改良してもらえるのかどうか、その辺はどうですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

平成24年度の第5回定例会でもお答えしましたけれども、そのときも境界問題で縦断の勾配が改善できないということで断念した経緯があります。今回、地主が協力すればという話でありますので、その辺は地主と協力できるのであれば改善を図っていききたいと思います。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 私も地主のほうに会ったんですが、本当に本人も気にはしているようで、子供たちが自転車で遊んだりして大変気にはしているようでありますので、今回予定ではありますけど、来年あたりお家を建てかえるからそのときをお願いしたいと、よろしくお願ひしますという話をしていましたので、そのときはぜひ道路まで改良していただきますようお願いをいたします。以上で終わります。

議長 比嘉明典 以上で11番 新垣健二議員の一般質問を終わります。

続いて6番 與那覇朝輝議員の一般質問を許します。

6番 與那覇朝輝議員 こんにちは。6番 與那覇ですが、これから通告書に従って一般質問を行いたいと思います。

まず1点目、優良田園住宅の建設促進に関する

る基本方針について。

策定は完了しているか。施行予定はいつか伺います。優良田園住宅は農村の活力の維持・発展させるため、農村ならではの魅力を生かした住宅環境整備とコミュニティ形成による定住人口の確保、さらに都市と農村の連携による地域農業の新たな展開を目指すとしているが、許認可を受けるには都市計画法、農地法その他関連法令の制約を受けている。許認可手続において、現在と何がどう変わるか伺います。

建設が認められている場所はどのような区域を想定しているか。また、都市地区に隣接している登又や北上原地域に特別な配慮があるか伺います。今年の施政方針に「運用開始に向けて取り組む」としているが、今年度はどのような取り組みを予定しているか伺います。

次に大枠の2番です。村道中城城跡線改良工事について。

今年度の事業計画はどのようになっているか。それから平成26年度以降の工事計画はどのようになっているか。工事完了は何年何月ごろを予定しているか伺います。城跡線の整備に合わせて500メートル余りの生活雑排水路整備事業があるが、今年度の事業計画はどのようになっているか伺います。

次に大枠3番、村税徴収率について。

平成24年度の村税徴収率はどのようになっているか伺います。近隣市町村と比較するとどのような状況になっているか。平成25年度の徴収率の目標は何%か。平成26年度スタート予定のコンビニ収納制度は徴収率をどの程度引き上げると想定しているか伺います。以上、よろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番の優良田園住宅につきましては、農林水産課のほうで答弁をさせていただきます。

大枠2番、村道中城城跡線につきましては都市建設課、村税徴収率につきましては税務課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうからは優良田園住宅の件でございますが、現在、沖縄県と交渉中と伺いますか、折衝中と伺いますか、基本方針をどのようにして打ち立てていか内議を重ねている段階でございます。正直なところ、私が予想しているものよりも随分遅くなっていると認識しております。一番いらしているのは私かもしれませんが、それを今、何とか最終段階まで来ているとはいえ、正直なところ、沖縄県としても沖縄で初めての試みということで、大変慎重になっているというのを理解してくれということは確かにあるようにございます。いずれにしても早目にといいますか、ここ数十日中、あるいは数月以内程度になってくるものじゃないかなとは思っております。頑張ってまた交渉を重ねていきたいと思っております。

それと村税の徴収につきましては議会においても答弁させていただいたことがありますけれども、中城の徴収率をもっともっと上げるためにも、税の公平を保つためにも、払えない人と払わない人をしっかり認識をして、払わない人に対しては徹底して村としても徴収に励んでくれということは随時指導しているつもりではございますので、今後の徴収率のアップはある程度見込めていくのではないかと楽観をしているところもあります。しかし、気を引き締めて職員にその指導を当たっていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは與那覇朝輝議員の大枠1番目、から についてお答えをいたします。

について。現在のところ、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の策定には至って

おりません。平成24年度内には沖縄県の関係部局との協議を整えて、今年度上旬には策定の予定をしておりましたが基本方針での優良田園住宅の建設が認められるおおよその区域について関係部局との調整が必要となることから、協議を進めているところであります。今後、協議が整い次第、本協議書に基づき県の同意を得て策定及び施行の運びとなります。施行予定については本協議が進み次第、できるだけ早い時期に策定し、運用開始ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

について。優良田園住宅を建設する場合、都市計画法、農地法、農振法その他関係法令等の許認可が必要となる場合には、従来の手続と何ら変わることはありません。優良田園住宅だからといって許可が不要となることではありません。ただし、基本方針に照らして適切と判断されて、優良田園住宅建設計画の認定を受けた計画については、建設の促進が図れるよう事務手続等が円滑に進むように配慮がなされることとなります。

について。建設が認められるおおよその区域については、上下水道及び道路等のインフラ整備状況、スプロール化防止等を踏まえて都市計画法第34条第11号、12号区域、いわゆる緩和区域と言われる区域に接する区域及び緩和区域の指定のない登又と北上原については既存住宅の立地条件やインフラ整備等の状況を踏まえた区域の設定を行う予定でありますので、優良田園住宅建設計画認定の配慮があるものと考えます。

について。先ほども申し上げましたが、現在、建設計画認定の対象となるおおよその区域について協議を行っている状況でありまして、今後、沖縄県との協議を整えて基本方針の策定を行い、運用を開始していく運びとなります。できるだけ早い時期に運用を開始できるように取り組んでまいりたいと考えております。以上で

す。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 與那覇朝輝議員の大梓2、村道中城城跡線改良工事の から についてお答えします。

については、用地買収及び物件補償、それから工事240メートルについてはウフクビリ線との交差点の発注予定をしています。

については、平成28年度完成に向けて取り組んでいますが、未施工部分に関しては相続の問題がある箇所であり、難航が予想されます。

については、今年度は約150メートルの用地買収及び排水路整備を予定しています。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。
税務課長 新垣一弘 村税徴収率について、與那覇議員の大梓3についてお答えいたします。

まず についてですが、平成24年度村税決算書の中から徴収率を対前年度と比較しますと、村税全体の徴収率は89.09%となり、対前年度比0.4%の伸びとなっております。収入額にして5,452万1,000円の増となっております。税目ごとの徴収率ですけれども、村民税が94.30%、対前年度比1.01%増。固定資産税が84.63%、対前年度比、これは0.36%減。軽自動車税が89.58%、対前年度比0.74%となっております。

次に の質問についてです。近隣市町村との比較ですけれども、これまで我が村では徴収率が常に、今年も89.09%ということで一応は前年度増でありましたが、近隣市町村においては本村をさらに上回る徴収率となっております。ちなみに隣の西原町の徴収率は、県でもやっぱり四、五番ぐらいに入る徴収率で94.7%、そして宜野湾市が90.9%、北中城村が90.2%となっております。

続きまして の質問についてですが、恐らくと関連しますが、当村も近隣市町村とのいわゆる徴収率を縮めるためには平成25年度、これまで目標にしてきた、常に0.5%を目標値とし

て設定していました。常に伸びてはいたんですが、今年度から高い目標を今設定して徴収に臨んでいるところでもあります。早目に90%台、それを年度内にできれば、目標値として設定して今取り組んでいるところでもあります。

続きまして の質問についてです。これまでの他市町村の状況からしますと、軽自動車、住民税の納期内納付率が数ポイント上がっているという情報があります。本村においても同様に納付向上が十分に考えられると思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 では、順序よく再質問を行いたいと思います。

まず優良田園住宅ですけれども、前回より五、六カ月経過しておりまして、少しその定義があやふやなところもありますので、課長、もう一度、優良田園住宅の定義、この大きさとかいろいろありましたので、それをお願いできますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えをいたします。

優良田園住宅の定義でございますけれども、基本方針に定められておりますが、まず建築物の用途として一戸建ての専用住宅とする。その場合には附属する物置、車庫等も含むということとなっております。また建築物の階数及び最高限度が、階数は地下を含め3階以下、高さの最高限度が10メートルとする。あと建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、建ぺい率ですけれども、これが30%以内。建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、容積率ですが50%以内となっております。敷地の面積の規模として、1戸当たり300平米以上とするということになっております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 敷地が300平米とい

うことですので100坪足らずではありますが、従来販売されている60坪前後よりはゆったりとした住宅ができるかと思います。そこに家庭菜園とかいろいろつくるということで、登又、北上原、あるいはそういう用地が、まだ面積があるところは非常に有効だと思いますので、十分それを推進していってほしいと思うんですけども、この県との交渉が目下、今交渉中ということではありますが、どのような交渉をしているのでしょうか。定期的集まってやっているのか、あるいは何か不定期にやっているのか、そこら辺をお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在、協議が整っていない部分といたしますのは先ほども述べましたとおり、この建設の認定が受けられる区域、おおよその区域についてでありまして、今、具体的に調整している関係部局は建築指導課と行っております。これも交渉について定期的ではなく不定期に、その都度必要なときに調整を行っている状況でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 不定期ということになりますと、先ほど村長からお話がありましたように、いらいらしているということだそうですので、ぜひ早目早目に推進して、これは7月ごろも県には送って交渉中ということですので、ぜひ課長も毎週ちょっとフォローするぐらいの取り組みでお願いいたします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えをいたします。

まず基本方針の策定には、当然、県との協議を整える必要がありまして、協議が整えば策定ということになります。策定がなされた場合

には公表をすることとなっております。この公表の方法としては村の広報とか、あるいはホームページ、当然ながらまた窓口、農林水産課等の窓口でも周知を図っていきたくて思っております。それが済みますと、当然、建設計画認定に向けての運用が開始されるという順序となります。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 公表された段階で、もうこれは実際の運用が始まるという解釈でいいと思うんですが、先ほど手続においていろんな関連法の制約を受けるということでしたが、これはその法令の適用は受けるけれども、適切な配慮は行うというような感じなんです、それは一戸一戸、何というんですか、申請認定という形になるかと思うんですが、こういう地域が指定された段階では農地法とかでいろいろこの変更手続とか関係なしにできると解釈してよしいわけですよ。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

建設に至るまでの経緯として、当然、通常いわゆる認定を受けたら都市計画法とか農地法の縛りはあるわけですし、基本計画の認定の申請がありましたら、その関係法令について、まず沖縄県との協議を整えて、その後その認定を受けましたら、また再度こういった建築確認等、開発許可等、農地法等の要件を、許認可を受けていくこととなります。あと当然認定を受けましたら、そういった手続等について迅速化が図れるということでありまして。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 適切な配慮というのが非常にあいまいなところがあるんですけども、でも一応促進するという地域指定が受けられた段階では、行政のほうも当然それに沿うよ

うな取り組みをするということだと前向きに解釈していきたくて思います。

それと地域指定の件ですが、北上原、登又地域に特別な配慮があるかということの具体的な、そういうのが先ほどはわかりにくかったんですけども、例えば一戸一戸ということじゃなくて何件か一緒にできるということなのか、そこから辺の考え方を聞かせてもらえますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

おおよその区域の中に登又と北上原の設定を考えておりますけれども、その理由といたしましては、まず緩和区域が設けられていないと。下地区に比べてかなり不利な面があるということで、一戸一戸といいますが、そのおおよその区域というのは道路等のインフラ整備が整っているところをある一定範囲を囲うわけですよ。一筆一筆を囲うという考え方ではなくて、この区域をおおよその区域として枠にはめて、その中で当然認定の申請等が出れば、そこが妥当なのかというのは当然協議しながら行っていくこととなります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 まだ交渉中ということですので、具体的にはまだ出てこないかとは思いますが、ぜひ先ほど来ありますように交渉を早めて、早目に策定を完了して公表していただきたいと思っております。

それでは2点目のほうです。まず事業計画として、今年度の分の答弁がありました、これはウフクビリ線を挟んで、前にいただいた資料では240メートルという、この前後に予定が入っているんですけども、そのとおりでよろしいですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

前、新年度予算で上げた図面のとおりで施工していきます。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 この場合、これは今2工区ですか、工事が終わって舗装が済んでいるところまでと、それからこのウフクビリ線から今度は公民館側の山のほうに向けてというルートになりますけれども、これは用地買収は完了しているわけですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今回やる場所については、1件は角のほうのお店はまだ契約には至っていませんが、今取り壊しを本人がやっていますので、もう契約は近々できると思います。用地買収については終えております。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 事業費も先ほどありましたように、先ほどの回答では8,000万円程度ということですが、それでよろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

金額は8,390万円。これは来年の1月に発注予定で、債務負担行為で2年またがりの事業となります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 失礼しました。実施計画からちょっとちらっと見てしましまして数字を間違えましたけれども、企画がつくって出しているこの実施計画書というのがあるんですが、これでは8,523万5,000円となっていますけれども、今の課長の答弁とちょっと金額がずれている感じがしますが。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時02分）

議長 比嘉明典 再開します。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 実施計画書については平成24年度の単価とかでやって企画のほうに報告しますので、今回は実施単価で要望した単価になっています。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 これは企画がつくったのから、また日時が経過してのことだと思わんですけれども、年度初めの実施計画ということでつくりますので、初年度はできるだけ数字は合わせるようになさっているとは思いますが、ぜひそこら辺は細心の注意を払って、せっかくこういうふうな文書で出した以上は、数字は合わせるようにやっていただきたいと思えます。

それから完了予定の件ですけれども、平成27年度と今まで思っていたんですが、課長は平成28年度ということですがけれども、また1年延びたという格好ですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 当初は平成26年という予定で進めてきていました。今回、一番上のほうの道路の法線変更に伴って、それから相続問題も伴って工期を1年延ばして、2年延ばして平成28年度完成ということに計画変更しています。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 この難航しているということで、これは先ほど相続関係とかもありましたが、これは相続の件での問題なのか、あるいはその買収自体に問題はないのか。このどちら側でしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 一番大きいのが、法定外の土地を自分の物だという主張をしているものが1件ありまして、それと補償金額が合わないという2点ですね。相続については鋭意努力しながら、関係人を探して相続関係は進め

ています。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 すんなりといかないのが、そういう用地買収計画だと思いますけれども、ひとつ平成29年ですよ。平成28年度と言っても平成29年の3月末までにはぜひ完了させるよう、よろしく願います。その件は後で、城跡線は中城城跡のホテル残骸の撤去計画等もこの道ができないと話が進まないんじゃないかとも思いますので、早目早目にいろいろ関連がありますのでよろしく願います。

それからもう1点は、この道路に関しての排水路整備計画ですけれども、これは本当は去年から始まる予定が予算の都合、あるいは補助が得られるメニューがあるということで今年度になっているんですけれども、これはいつごろ工事着工予定になりますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

登又排水路については用地買収から先に進めていきますので、その前に国税との事前協議を終えて、工事については排水路工事ですので2カ月あれば十分終わりますので、年明けにでも排水路の工事を予定しています。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 この排水は、昨今は雨が少なく問題ないんですが、大雨のときは途中で排水がなくなって畑に流れ込んでいくということで、以前は田んぼだったということで、そういう排水がもともとないところですので、ぜひこれも計画どおり進めていただきたいと思えます。

それから最後のほうですね。村税徴収率についてですけれども、課長、丁寧な答弁でした。いろいろ委員会審議等、各議員の皆さんも十分資料で御承知だとは思いますが、2点ほどですね、この西原、宜野湾、北中が90%以上であるのに中城が90%に達していないというのは、

これはどこに原因があると課長は思いますか。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 鋭い質問ありがとうございます。やはり90と89の違いということ、先ほど村長もおっしゃったように、徴収率の取れる人と取れない人の見極めだと思います。今回ですね、平成25年度の対策として今お話ししたんですけれども、滞納分に関してはやはり取れる人は取れる、取れない人、担税力があってもなかには払わない方がいます。これに関してはしっかりと取ります。そして中には払いたくても病院に行っている方とか、そういう方々がまだいわゆる滞納という形で残っていますので、取れない分に関してはしっかりと調査をして、やっぱりこれはもう仕方ありませんので不納欠損という形になります。ですから、不納欠損を正しく対処すれば、当然徴収率も落ちついてきます。ですから中城村民生活と常に1年を通じ、現年度についてもしっかりと納めてもらうように頑張りたいと思います。今回ですね、常に0.5%を一応目標としたんですが、もう少しクリアして、取れるものと取れないものをしっかり区分してさらに頑張りたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 その件もいろいろ課長は説明資料等を十分出されていまして、ぜひ90%台、これは宜野湾市、北中城でも90.2%ということであれば、ぜひ北中を追い越すぐらいの取り組みを強化してもらいたいと思います。

近ごろ、この徴税、納税関係で南上原地区の納税実績はどうとか、あるいはもう相当向こうから税収が上がっているやにちらほら言う人がいるんですが、南上原の件ですね、ちょっと課長が持っている資料の範囲で結構ですので、推移とかを説明いただければ。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。



たびたび南上原に関しては、いわゆる税額がどのような状況になっているか質問があります。今後、村の税収を査定するためには南上原も重要なところになると思っています。私の持っている資料の範囲でですが、平成15年から今年、平成25年まで、10年になりますね。いわゆる調定額ですが、その辺に対する基本の数字をちょっと説明させていただきます。

まず村全体で税収の伸びが165.75、それに対して南上原が345.22ということは、南上原も2倍以上の伸びですね。村税以上に平成15年からすると3倍以上の伸びということになります。そして村税に占める割合が28%となっています。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 すごい伸び率だと思いますが、そういう意味では区画整理は非常に成功しているということで評価したいと思います。

この村税関係はこれで終わりますけれども、今議会でも最後の一般質問ということでございますので、ちょっとだけ時間をいただきたいと思います。

先日、金城 章議員からも質疑がありました。宜野湾市からの県道構想とか、あるいは国道329号までのトンネル構想などの大きな話がありました。宜野湾市では、やはり普天間基地の件はそれなりに動きはとまっているんですが、その周囲ではいろいろ動きがあるみたいで、先日、別件の要件があって普天間高校へ行きましたら、校長先生とちょっと話す機会があったんですけども、高校の移転問題が起こっているということで、これはもちろん両側を国道に挟まれている高校ではありますが、宜野湾のこの門前町構想といいましようか、お寺の近辺を今の建物を撤去してもっと広げる計画が持ち上がっているということで、結局は国道まで動かそうという計算だと思ってしまうんですけども、それ

からするとあの鋭い直角の三角の交差点がどこからかなめらかな交差点になって、高校の側がちょっと広がるのかなという気はしますが、この移転問題に関してはまだ具体化はもちろんしていないんですけども、ということは当然、宜野湾市が大きな道を変更すると北中、中城、沖縄市、全部影響が出ると思うんですけども、そういう意味では関連部署の皆さんはぜひ宜野湾のことと思わないで情報収集なりやっていただきたいと思います。

それから今の門前町構想ということですけども、これはまた中城でも村長はいろいろ選挙のときの構想でそういう言葉が出ておりますので、先ほどの城跡線も完了すれば優良田園住宅も大事ですが、ひょっとしたら門前町でこの城跡線の周辺は門前町といいましようかね、城下町といいましようかね、別の構想がまたくっついてくるかもしれませんが、そういう情報をぜひ村長を初め、いろいろ情報収集はしっかりやっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で6番 與那覇朝輝議員の一般質問を終わります。

10分ほど休憩いたします。

休憩(11時16分)

~~~~~

再開(11時23分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 それでは読み上げて報告いたします。

平成25年 9月25日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会
委員長 仲 村 春 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第43号	中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例 について	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で委員より別紙のとおり意見がありましたので、読み上げて報告します。

別紙（委員会意見等）条例改正によって給水料金の格差は十分ではないが格差の縮小が図られるので委員会としては一部改正の原案に賛成と決定した。

以上です。

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光荣。

総務常任委員長 新垣光荣 では、読み上げて報告いたします。

平成25年 9月25日

中城村議会
議長 比嘉明典 殿

総務常任委員長
新垣光栄

委員会審査報告書

「認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

特記事項なし

2 不当と認める事項

特記事項なし

3 特に留意すべき事項

事業別決算報告書の提示説明を求める。

決算書の説明欄を活用し、詳細記載(事業別等)を表示するよう指摘する。

台風による学校施設、設備等の被害発生状況が見られる。そのため修繕費の支出抑制や被害を最小限に抑え安全を確保する上からも、今後更なる対策を早期に講じる必要がある旨を指摘する。

4 監査委員の審査意見に対する意見

特記事項なし

5 その他

特記事項なし

以上です。
議長 比嘉明典 これにて委員長報告を終わります。

これから認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休 憩（ 1 1 時 3 1 分）

~~~~~

再 開（ 1 1 時 3 5 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 平成24年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第4 認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正 それでは読み上げて委員会審査を報告いたします。

平成25年9月25日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員長

新 垣 博 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

1 違法と認める事項

特になし

2 不当と認める事項

特になし

### 3 特に留意すべき事項

近年、専門的研修や先進地視察等が行われておらず、更なる「収納率の向上」「医療費の適正化」「保健事業の推進」をはかり職員の質の向上、意識改革をはかる上からも研修等先進地視察が必要であることを指摘する。

特定健診の受診率の若干の低下が見られる。目標数値の達成を図る上からも村民への周知徹底、特に40歳代への対策を図るよう留意すべし。

被保険者世帯の不動産等の売却に伴う所得増加による税額変動があり保険税収納率の前年度対比の若干の低下が見られる。早期にそれらの情報収集に努め収納対策を講じるよう指摘する。

### 4 監査委員の審査意見に対する意見

特になし

### 5 その他

特になし

以上です。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を採決いた

します。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第5 認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成25年9月25日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

文教社会常任委員長  
新垣博正

委員会審査報告書

「認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された、平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

特になし

2 不当と認める事項

特になし

3 特に留意すべき事項

普通徴収保険税の若干の収納率低下が見られる、納付相談等のきめ細かな対応・対策を講ずることが必要である旨を指摘する。

4 監査委員の審査意見に対する意見

特になし

5 その他

特になし

以上です。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決い

たします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第3号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は委員

長報告のとおり認定されました。

日程第6 認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成25年 9月25日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員長

仲 村 春 光

#### 委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

な し

2 不当と認める事項

な し

3 特に留意すべき事項

下水道使用可能世帯数に対し、使用世帯が少なく積極的に接続を推進する必要がある。又南上原土地区画整理地内の工事を推進する必要がある。

4 監査委員の審査意見に対する意見

な し

5 その他  
なし

以上です。

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第5号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成25年9月25日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

建設常任委員長

仲村春光

委員会審査報告書

「認定第5号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。



(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

予算確保の見通しはついているので執行体制を強化して事業の推進をはかる事。

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

なし

以上です。

議長 比嘉明典 これまで委員長報告を終わります。

これから認定第5号 平成24年度中城村土地  
区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定の委員  
長報告に対する質疑を行います。質疑ありませ  
んか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成24年度中城村土地  
区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を採決

いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。本案は  
委員長報告のとおり決定することに御異議あり  
ませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、認定第5号 平成24年度中城村土  
地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は委  
員長報告のとおり認定されました。

日程第8 認定第6号 平成24年度中城村汚  
水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定  
を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成25年9月25日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

建設常任委員長  
仲村春光

委員会審査報告書

「認定第6号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから認定第6号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 平成24年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第9 認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定及び日程第10 議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを一括議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成25年9月25日

中城村議会  
議長 比嘉明典 殿

建設常任委員長  
仲村春光

委員会審査報告書

「認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定」

本委員会に付託された平成24年度中城村水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

遠隔監視システム等を活用しさらに漏水防止等に努める必要がある。

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

なし

平成25年9月25日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲村春光

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第51号 | 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について | 原案可決  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩（11時53分）

~~~~~

再開（11時55分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩（11時56分）

~~~~~

再開（11時56分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 平成24年度中城村水道事業会計決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

続いて議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号 平成24年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）及び日程第12 陳情第11号 県産品の優先使用について（要請）を一括議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成25年 9月25日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 村 春 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                      | 審査の結果 |
|--------|------------|--------------------------|-------|
| 陳情第10号 | 9月6日       | 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請) | 採択    |
| 陳情第11号 | 9月6日       | 県産品の優先使用について(要請)         | 採択    |

以上です。

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩いたします。

休 憩(12時01分)

~~~~~

再 開(12時04分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)を採決いたします。

お諮りします。本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)は委員長報告のとおり採択されました。

続いて陳情第11号 県産品の優先使用について(要請)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから陳情第11号 県産品の優先使用について(要請)を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、陳情第11号 県産品の優先使用について(要請)は委員長報告のとおり採択されました。

日程第13 陳情第14号 平成26年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書及び日程第14 陳情第15号 「30人以下学級」早期実現に関する陳情を一括議題といたします。

本案について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成25年 9月25日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員会
委員長 新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第14号	9月6日	平成26年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書	採 択
陳情第15号	9月6日	「30人以下学級」早期実現に関する陳情	採 択

以上。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから陳情第14号 平成26年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第14号 平成26年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第14号 平成26年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

続いて陳情第15号 「30人以下学級」早期実現に関する陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第15号 「30人以下学級」早期実現に関する陳情を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第15号 「30人以下学級」早期実現に関する陳情は委員長報告のとおり採択されました。

続いて日程第15 陳情第16号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

総務常任委員長 新垣光栄 では、読み上げて報告いたします。

平成25年 9月25日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員会
委員長 新 垣 光 栄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第16号	9月6日	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書	継続審議

以上です。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

休憩いたします。

休 憩（12時12分）

~~~~~

再 開（12時22分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

お諮りします。総務常任委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審議とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審議とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたし

ました。

本定例会はこれで閉会いたします。大変お疲れさまでありました。以上で終わります。

閉 会（12時23分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 宮 城 治 邦

中城村議会議員 仲 村 春 光